

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>令和6年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。 (第1 省略) 第2 相 続 税 関 係 (1～16 省略) <u>16-1 相続税の申告書（第11表の付表1）</u> <u>16-2 相続税の申告書（第11表の付表2）</u> <u>16-3 相続税の申告書（第11表の付表3）</u> <u>16-4 相続税の申告書（第11表の付表4）</u> (17～60 省略) (第3 省略) 第4 譲 渡 所 得 関 係 (1～4 省略) <u>4-1 特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書</u> (5～56 省略) (第5～10 省略) 第11 そ の 他 (1～8 省略) <u>8-1 建物の被害を受けた部分の価額の計算書</u> (9～13 省略)	目 次 (注) 簿書様式は、<u>令和5年12月20日</u>現在の法令に基づくものである。 (第1 同左) 第2 相 続 税 関 係 (1～16 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (17～60 同左) (第3 同左) 第4 譲 渡 所 得 関 係 (1～4 同左) <u>(新規)</u> (5～56 同左) (第5～10 同左) 第11 そ の 他 (1～8 同左) <u>(新規)</u> (9～13 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式	
1	相続税の申告書（第1表）
2	相続税の申告書（第1表）（控用）
3	相続税の申告書（第1表続）
4	相続税の申告書（第1表続）（控用）
5	相続税の申告書（第1表の付表1）
6-1	相続税の申告書（第1表の付表3）
6-2	相続税の申告書（第1表の付表4）
6-3	相続税の申告書（第1表の付表5）
6-4	相続税の申告書（第1表の付表5（別表1））
6-5	相続税の申告書（第1表の付表5（別表2））
9	相続税の申告書（第4表）
9-1	相続税の申告書（第4表の付表）
10	相続税の申告書（第5表）
10-1	相続税の申告書（第5表の付表）
12	相続税の申告書（第7表）
13	相続税の申告書（第8表）
13-2	相続税の申告書（第8の2表の付表1）
13-3	相続税の申告書（第8の2表の付表2）
13-4	相続税の申告書（第8の2表の付表3）
13-4-3	相続税の申告書（第8の2の2表の付表1）
13-4-4	相続税の申告書（第8の2の2表の付表2）
13-7-1	相続税の申告書（第8の4表の付表）
13-11-2	相続税の申告書（第8の6表の付表2の2）
13-12	相続税の申告書（第8の6表の付表3）
13-13	相続税の申告書（第8の6表の付表4）
13-14	相続税の申告書（第8の7表）
14	相続税の申告書（第9表）
15	相続税の申告書（第10表）

- 16 相続税の申告書（第 1 1 表）
- 16-1 相続税の申告書（第 1 1 表の付表 1）
- 16-2 相続税の申告書（第 1 1 表の付表 2）
- 16-3 相続税の申告書（第 1 1 表の付表 3）
- 16-4 相続税の申告書（第 1 1 表の付表 4）
- 17 相続税の申告書（第 1 1 の 2 表）
- 18 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 1）
- 18-1 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 1）（控用）
- 18-2 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 1 続）
- 18-3 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 1 続）（控用）
- 18-4 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 1 別表 1）
- 18-4-1 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 1 別表 1 の 2）
- 18-5 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 1 別表 2）
- 19 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 2）
- 19-1 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 2 の 2）
- 20 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 3）
- 20-1 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 3 の 2）
- 21 相続税の申告書（第 1 1 ・ 1 1 の 2 表の付表 4）
- 22-1 相続税の申告書（第 1 1 の 3 表）
- 23 相続税の申告書（第 1 2 表）
- 25 相続税の申告書（第 1 4 表）
- 26 相続税の申告書（第 1 5 表）
- 27 相続税の申告書（第 1 5 表）（控用）
- 28 相続税の申告書（第 1 5 表続）
- 29 相続税の申告書（第 1 5 表続）（控用）
- 39 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第 1 表）
- 40 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第 2 表）
- 43 定期借地権等の評価明細書
- 59 相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求書

第4 《譲渡所得関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様式
4-1 特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書
20-2 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書【特定非常災害用】
20-3 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書【特定非常災害用】

第8 《納税猶予関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様式
93-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）
94-1 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）
94-4 認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
94-5 特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
98 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）
99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（一般措置）
99-1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（特例措置）
101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）
101-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）
101-2 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）
101-3 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）
104-1 特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書（特例措置）
105-1 特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）
105-4 租税特別措置法第70条の7第30項（第3号・第4号）・第70条の7の2第31項（第3号・第4号）・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（一般措置）
105-4-1 租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特例措置）
105-5 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書（特例措置）
105-6 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）
136 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書
137 事業用資産に関する明細書（継続届出用）
138 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）
139 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙
140 事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
141 事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書（継続届出用）

143	買換資産の取得に関する承認申請書
145	買換資産の取得価額等の明細書
146	事業用資産の廃棄届出書
147	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）
148	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（事業継続困難免除）
149	事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）
150	事業用資産に関する明細書（免除届出用）
151	事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）
152	必要経費不算入対価等の明細書
153	事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙
154	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）
156	事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書
157	特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）
159	事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
160	事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書
162	事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書
163	特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様式
25 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

第11 《その他》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様式
6 災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書
7 被害を受けた部分の価額の計算等(続)（災害減免法第6条）
8 災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書
8-1 建物の被害を受けた部分の価額の計算書
9 災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）
12 災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する通知書付表

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。

改正前

修

F D 3 5 6 3

税務署長 年 月 日 提出		相続税の申告書		修正 F D 3 5 6 3	
フリガナ		各人の合計		※申告期限延長日 年 月 日	
(被相続人)				財産を取得した人	
氏名				参考として記載している場合	
個人番号又は法人番号				↑個人番号の記載にあたっては、左欄を参照しここから記入してください。	
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)				〒	
被相続人ととの続柄				(-)	
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
課税価格					
取得財産の価額 (第11表2③)		①		円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)		②		円	
債務及び将来費用の金額 (第13表3㉔)		③			
純資産価額(④+⑤-③) (赤字のときは0)		④			
純資産価額に加算される 贈与課税分の贈与財産価額 (第14表1㉑)		⑤			
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)		⑥		円	
法定相続人の数		遺産に係る基礎控除額		A B	
相続税の総額		⑦		左の欄には、第2表の②欄のBの人数及びCの金額を記入します。 右の欄には、第2表の⑥欄の金額を記入します。	
一般の場合 (⑨の場合を除く)		⑧		円	
配偶者の税額軽減率 (第5表の2㉒)		⑨		円	
土地等納税負担率 (第3表)		⑩		円	
相続税額の2割加算が 行われる場合の所得金額 (第4表⑪)		⑪		円	
配偶者税額の割合 (第4表の2㉓)		⑫		円	
配偶者の税額軽減額 (第5表の㉔又は㉕)		⑬		円	
⑭以外の税額控除額 (第8の8表1㉖)		⑭		円	
計		⑮		円	
引戻税額 (⑯+⑰-⑱)又は(⑲-⑳-㉑) (赤字のときは0)		⑯		円	
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表1⑧)		⑰		円	
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2㉒)		⑱		円	
小計(第⑰-㉑) (赤字のときは0円未満切捨て)		⑲		円	
納税猶予税額 (第8の8表2㉓)		⑳		円	
申告期限内までに 納付すべき税額		㉑		円	
還付される税額 (㉒-㉑)		㉒		円	
この修正前の 小計		㉓		円	
納税猶予税額		㉔		円	
申告納税額 (還付の場合は、黒に△を記す)		㉕		円	
小計の増加額 (㉖-㉕)		㉖		円	
この申告により前年度より支払税又は還付 される税額(還付の場合は、黒に△を記す)		㉗		円	
市区町村別 人口区分		年分		確定申告	
市町		年 月 日		確定申告	
区		年 月 日		確定申告	
町		年 月 日		確定申告	
村		年 月 日		確定申告	
作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号		税理士会章を貼付 30葉(33葉の2)		この申告が修正申告である場合の異動の内容等	

第1表(令和6年1月分以降用)

⑩ 外国税額控除額(第11の2表1)があるときの②欄の金額については、相統税の申告のしかたを参照してください

※ 税務署 整理欄
通 信 日付印
年 月 日 ・ ・
(確 認)

(資4-20-1-1-A4統一)第1表 (令6.7)

修

F D 3 5 6 3

税務署長 年 月 日 提出		相続税の申告書		修正		F D 3 5 6 3	
相続開始年月日 年 月 日		申告期間延長日 年 月 日		申告期間延長日 年 月 日		申告期間延長日 年 月 日	
フリガナ (被相続人)		各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人		参考として記載している組合	
氏 名						※個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄としここから記入してください。	
個人番号又は法人番号						個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄としここから記入してください。	
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住 所 (電 話 番 号)				〒			
被相続人との続柄		職 業		(- -)		(- -)	
取得 原因		該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※ 整理 番号							
取得財産の価額 (第11表③)		①					
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)		②					
債務及び葬式費用の金額 (第13表3③)		③					
純資産価額(②+③-④) (赤字のときは0)		④					
純資産価額に計算される 増減額(増減の金額) (第14表⑤)		⑤					
課税価額(④+⑤) (1,000円未満切捨て)		⑥		000		000	
法定相続人の数		遺産に係る 基礎控除額		人		0000000	
相続税の総額		⑦		0000000		000	
一般の場合 (左の⑧を ⑨の欄を控く)		⑧		1.000		000	
農地等納税 済の適用 (第15表 第3表)		⑩					
相続税額の2割加算が 行われる場合の税額金額 (第16表⑦)		⑪					
税 額		⑫					
配当等の税額軽減額 (第17表②又は③)		⑬					
⑭以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)		⑭					
計		⑮					
⑯+⑰-⑱又は⑲+⑳-㉑ (赤字のときは0)		⑯					
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表1⑦)		⑰		000		000	
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2②)		⑱					
小 計 (⑰+⑱-㉒) (赤字のときは0円未満切捨て)		⑲					
納 税 額		⑳		000		000	
申告期限までに 納税すべき税額		㉑		000		000	
納税額 (⑲-㉑)		㉒		△		△	
小 計		㉓					
納税猶予税額		㉔		000		000	
申告納税額 (㉒+㉔) (㉒のときは0)		㉕		000		000	
小計の増加額 (㉕-㉖)		㉖					
この申告により納付すべき税額又は戻 される税額(㉖又は㉗-㉘)		㉗					
申告区分		年 分		年 分		年 分	
氏 名		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
住所		区 分		区 分		区 分	
電話番号		電話番号		電話番号		電話番号	
作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号		税理士会番号 30条 33%の		この申告が修正申告である場合の異動の内容等			

第1表(令和5年1月分以降用)

外国税額控除額(第11の2表①)があるときの②欄の金額については、(相続税の申告のしかたを参照してください)は、**あ**を○で囲んでください。(その人の分は申告書とは取り扱いません)。

東京
 税務署
 整理欄
 通信
 日付印
 年月日
 . .
 (確認)

(資4-20-1-1-A4統一)第1表 (令5.7)

改正後

改正前

相続税の申告書 修正

____稅務署長
____年____月____日提出

相續開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		(姓) 姓 名		財産を所得した人		参考として記載している人	
氏 名						参考として記載している人	
個人番号又は法人番号				※控用には個人番号の記入は不要です			
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)			
住 所							
(電 話 番 号)				(- -)			
被相続人との続柄		職 業					
取 得 原 因		該当する取得理由を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与			
※ 整 理 番 号							
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表2③)	①					
	相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3②)	③					
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤					
各人の算出税額の計算	課 税 価 格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥					
	法定相続人の数	⑦					
各人の納付・還付税額の計算	相続税の総額	⑧					
	一般の場合	⑨					
	みなし分割相続の場合を除く	⑩					
	配偶者の税額軽減 (第5表②又は③)	⑪					
	配偶者以外の税額扣除 (第8の8表1⑤)	⑫					
この申告書の修正前	小 計 (第⑩-⑪-⑫)	⑬					
	申告納税額 (第8の8表2②)	⑭					
	申告期限までに納付すべき税額 (第⑬-⑭)	⑮					
	還付される税額	⑯					
	小 計	⑰					
この申告書の修正前	申告納税額 (還付の場合は、欄に△を記載)	⑱					
	小 計の増加額 (第⑱-⑰)	⑲					
	申告納税額 (還付の場合は、欄に△を記載)	⑳					
	申告期限までに納付すべき税額 (第⑱-⑲)	㉑					
	還付される税額	㉒					
この申告書の修正前	小 計	㉓					
	申告納税額 (還付の場合は、欄に△を記載)	㉔					
	申告期限までに納付すべき税額 (第㉓-㉔)	㉕					
	還付される税額	㉖					
	小 計	㉗					

第1表(令和6年1月分以降用)

(注) 価額の金額が字となる場合は、価額の左端に△を付してください。なお、この場合で、価額の金額のうちに贈与税、外国税額控除額(第11の2表1①)があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください(※として記載している場合は、(※)を○で囲んでください(その人の分は申告書とは取り扱いません。))。

—作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号—

税理士法書面提出	
30条	33条の2
☐	☐

二 この申告が修正申告である場合の異動の内容等

(資4-20-1-5-A4統一)第1表控(令6.7)

相続税の申告書 修正

_____稅務署長
_____年____月____日提出

相續開始年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人		参考とし記載しては、 備考	
氏 名		(被相続人)				※控用には個人番号の記入は不要です	
個人番号又は法人番号							
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)		〒	
住 所						(- -)	
(電 話 番 号)							
被相続人との続柄		職 業					
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与			
※ 整理番号							
課税価格の計算							
取得財産の価額 (第1表3①)		円				円	
相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)		円				円	
債務及び寄付費用の金額 (第13表2②)		円				円	
純資産価額 (14+2-3) (赤字のときは0)		円				円	
純資産価額に加算される贈与課税額の贈与財産価額 (第14表1⑤)		円				円	
課税価格 (4+5) (1,000円未満切捨て)		円		A		円	
法定相続人の数		人		B		左の欄には、第2表の価額の①の人数及び②の金額を記入します。	
相続税の総額		円				左の欄には、第2表の価額の金額を記入します。	
一般の場合 (⑤の場合を⑥)		1. 0 0				円	
遺言等納税義務を受ける場合 (第13表2③)		円				円	
相続税額の2割加算が行われる場合の増徴税額 (第14表2④)		円				円	
税額控除額 (第5表2①又は②)		円				円	
配属者の税額軽減額 (第5表2③又は④)		円				円	
⑤・⑥以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)		円				円	
計		円				円	
除引金額 (⑦+⑧-⑨又は⑦+⑧-⑨) (赤字のときは0)		円				円	
相続時特異課税額の分限額 (第15の2表1⑦)		0 0				0 0	
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2②)		円				円	
小計 (第9の2表2②) (赤字のときは100円未満切捨て)		0 0				0 0	
納税額 (第8の8表2③)		0 0				0 0	
申告 申告期限までに納付すべき税額 (第9表)		0 0				0 0	
還付される税額		△				△	
小計		円				円	
納税額 (第9表2④)		0 0				0 0	
申告納税額 (還付の場合は、欄に0を記入)		0 0				0 0	
小計の増加額 (⑤+⑥)		円				円	
この申告が終了する場合		円				円	
この申告に2年以内の申告期限が経過した場合		円				円	

第1表(令和5年1月分以降用)

外国税額控除額(第11の2表1⑨)があるときの②欄の金額については、相続税の申告のしかたを参照してください(その人の分は申告書とは取り扱いません。)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号

税理士法書面提出	
30条	33条の2
☐	☐

「この申告が修正申告である場合の異動の内容等

(資4-20-1-5-A4統一)第1表控(令5.7)

改正後

改正前

相続税の申告書(続)

修正

FD3564

※申告期限延長日		年 月 日		※申告期限延長日		年 月 日	
フリガナ				フリガナ			
氏 名				氏 名			
個人番号又は法人番号				個人番号又は法人番号			
生 年 月 日				生 年 月 日			
住 所				住 所			
被相続人との続柄				被相続人との続柄			
取 得 原 因				取 得 原 因			
※ 整理番号				※ 整理番号			
取得財産の価額(第11表2③)				取得財産の価額(第11表2③)			
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1③)				相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1③)			
債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)				債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)			
純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)				純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)			
純資産価額に追加される贈与税額分の額(第11の2表1④)				純資産価額に追加される贈与税額分の額(第11の2表1④)			
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)				課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)			
法定相続人の数				法定相続人の数			
相続税の総額				相続税の総額			
一般の場合				一般の場合			
農地等納税の特例(第3表1⑤)				農地等納税の特例(第3表1⑤)			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第3表2⑤)				相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第3表2⑤)			
各人の算出税額の計算				各人の算出税額の計算			
税額控除				税額控除			
配偶者の税額軽減額(第5表②又は③)				配偶者の税額軽減額(第5表②又は③)			
④-⑤以外の税額控除額(第8の8表1⑤)				④-⑤以外の税額控除額(第8の8表1⑤)			
計				計			
※④+⑥-⑦又は④+⑥-⑧(赤字のときは0)				※④+⑥-⑦又は④+⑥-⑧(赤字のときは0)			
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表1⑤)				相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表1⑤)			
医療法人持分税額控除額(第8の4表2②)				医療法人持分税額控除額(第8の4表2②)			
小計(⑧-⑨-⑩)				小計(⑧-⑨-⑩)			
納税額(第8の8表2⑧)				納税額(第8の8表2⑧)			
申告期限までに納付すべき税額				申告期限までに納付すべき税額			
還付される税額(⑪-⑫)				還付される税額(⑪-⑫)			
小計				小計			
この修正前の申告納税額(還付の場合は、⑫に△を記入)				この修正前の申告納税額(還付の場合は、⑫に△を記入)			
小計の増加額(⑬-⑭)				小計の増加額(⑬-⑭)			
この申告により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、⑫に△を記入)(⑬又は⑭-⑮)				この申告により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、⑫に△を記入)(⑬又は⑭-⑮)			
中民分				中民分			
年分				年分			
グループ番号				グループ番号			
補完番号				補完番号			
申告年月日				申告年月日			
管理				管理			
確認				確認			
除算				除算			

第1表(続)(令和6年1月分以降用)

①(価額の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のつぎに贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑤)があるときは⑩欄の金額については、相続税の申告しかなったを参照してください。)

②(この申告書で提出しない人)である場合(参考として記載している場合は、②を○で囲んでください。この人の分は申告書とは取り扱いません。)

(資4-20-2-1-A4続-)第1表(続)(令6.7)

相続税の申告書(続)

修正

FD3564

※申告期限延長日		年 月 日		※申告期限延長日		年 月 日	
フリガナ				フリガナ			
氏 名				氏 名			
個人番号又は法人番号				個人番号又は法人番号			
生 年 月 日				生 年 月 日			
住 所				住 所			
被相続人との続柄				被相続人との続柄			
取 得 原 因				取 得 原 因			
※ 整理番号				※ 整理番号			
取得財産の価額(第11表2③)				取得財産の価額(第11表2③)			
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1③)				相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1③)			
債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)				債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)			
純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)				純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)			
純資産価額に追加される贈与税額分の額(第11の2表1④)				純資産価額に追加される贈与税額分の額(第11の2表1④)			
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)				課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)			
法定相続人の数				法定相続人の数			
相続税の総額				相続税の総額			
一般の場合				一般の場合			
農地等納税の特例(第3表1⑤)				農地等納税の特例(第3表1⑤)			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第3表2⑤)				相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第3表2⑤)			
各人の算出税額の計算				各人の算出税額の計算			
税額控除				税額控除			
配偶者の税額軽減額(第5表②又は③)				配偶者の税額軽減額(第5表②又は③)			
④-⑤以外の税額控除額(第8の8表1⑤)				④-⑤以外の税額控除額(第8の8表1⑤)			
計				計			
※④+⑥-⑦又は④+⑥-⑧(赤字のときは0)				※④+⑥-⑦又は④+⑥-⑧(赤字のときは0)			
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表1⑤)				相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表1⑤)			
医療法人持分税額控除額(第8の4表2②)				医療法人持分税額控除額(第8の4表2②)			
小計(⑧-⑨-⑩)				小計(⑧-⑨-⑩)			
納税額(第8の8表2⑧)				納税額(第8の8表2⑧)			
申告期限までに納付すべき税額				申告期限までに納付すべき税額			
還付される税額(⑪-⑫)				還付される税額(⑪-⑫)			
小計				小計			
この修正前の申告納税額(還付の場合は、⑫に△を記入)				この修正前の申告納税額(還付の場合は、⑫に△を記入)			
小計の増加額(⑬-⑭)				小計の増加額(⑬-⑭)			
この申告により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、⑫に△を記入)(⑬又は⑭-⑮)				この申告により納付すべき税額又は還付される税額(還付の場合は、⑫に△を記入)(⑬又は⑭-⑮)			
中民分				中民分			
年分				年分			
グループ番号				グループ番号			
補完番号				補完番号			
申告年月日				申告年月日			
管理				管理			
確認				確認			
除算				除算			

第1表(続)(令和5年1月分以降用)

①(価額の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のつぎに贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑤)があるときは⑩欄の金額については、相続税の申告しかなったを参照してください。)

②(この申告書で提出しない人)である場合(参考として記載している場合は、②を○で囲んでください。この人の分は申告書とは取り扱いません。)

(資4-20-2-1-A4続-)第1表(続)(令5.7)

改正前

相続税の申告書(続) 修正

フリガナは、必ず記入してください。		財産を取 得 した 人		財産を取 得 した 人		参考として記載している場合		参考として記載している場合	
氏 名									
個人番号又は法人番号		※控用には個人番号の記入は不要です		※控用には個人番号の記入は不要です					
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)					
住 所									
(電 話 番 号)		(- -)		(- -)					
被相続人との続柄		職 業							
取 得 原 因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与					
※整理番号									
課税 格 格 の 計 算	取得財産の価額 (第11表③)	①							
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②							
	債務及び葬式費用の金額 (第13表②)	③							
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④							
	純資産価額に加算される 贈与課税分の額と財産価額 (第14表1③)	⑤							
	課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥						0	0
各人の 算出 額 の 計 算	法定相続人の数	△							
	相続税の価額	⑦							
	一般の場合 (※の場合を除く)	⑧							
	配偶者の納税負担割合 を受ける場合 (第3表②)	⑨							
各人の 納付 ・ 還付 税 額 の 計 算	税引控額 (⑧+⑨-⑩)又は⑧+⑨-⑩ (赤字のときは0)	⑩							
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第13の2表1①)	⑪							
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2②)	⑫							
	小計 (⑩-⑪-⑫)	⑬							
この申告が修正申告である場合	申告期限までに 納付すべき税額 (⑬-⑭)	⑭							
	還付される税額	⑮							
	小計の増加額 (⑮-⑭)	⑯							
	この申告により納付すべき税額又は還付される税額のうち、個人を記載する(※又は⑯-⑰)	⑰							

(注) ① 留欄の金額が赤となる場合は、② 留欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、③ 留欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑤)があるときの② 留欄の金額については、相統税の申告のしかたを参照してください(参考)。④ を○で囲んでください(その人の分は申告書とは取り扱いません)。

合は、を○で囲んでください。その人の分は申告書とは取り扱いません。）。
 外国税控除額 第11の2表1⑨ があるとの記録の金額については、相続税の申告のしたと参照してください。

改正後

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	相続開始年月日	令和 年 月 日
	氏名		

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の⑤又は⑥の金額)	円
	還付される税額 (相続税の申告書第1表の⑥又は⑦の金額)	△ 円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ
		氏名	氏名	氏名
	(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	(6) 電話番号			
	(7) 承継割合	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円
	(9) 各人の(8)の合計	円		
(10) (8)の(9)に対する割合	[(8) / (9)]			

6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円
		還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円

整理番号	0	0	0
番号確認			
身元確認			

第1表の付表1(令和6.7)

(第4-20-1-2-A4続-)

改正前

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所	フリガナ	相続開始年月日	令和 年 月 日
	氏名		

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の⑤又は⑥の金額)	円
	還付される税額 (相続税の申告書第1表の⑥又は⑦の金額)	△ 円

3 相続人等の代表者の指定
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ
		氏名	氏名	氏名
	(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記入してください。
	(4) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
	(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	(6) 電話番号			
	(7) 承継割合	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円
	(9) 各人の(8)の合計	円		
(10) (8)の(9)に対する割合	[(8) / (9)]			

6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円
		還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円

整理番号	0	0	0
番号確認			
身元確認			

第1表の付表1(令和5.7)

(第4-20-1-2-A4続-)

第1表の付表1(令和5年1月分以降用)

第1表の付表1(令和5年1月分以降用)

※の項目は記入する必要がありません。

※の項目は記入する必要がありません。

改正前

書きかた等

《使用目的等》

- 1この第1表の付表1は、表面の①から④までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- 2この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した者を除きます。）について記入します。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、死亡した人の相続人や包括受遺者が1名のときは、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。この場合、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- (1)上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2)下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 1「1死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 2「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の④又は⑤欄（還付になる場合には⑤又は⑥欄）の金額を転記してください。
- 3「5相続人等に関する事項」
共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1)「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2)「氏名」欄
この第1表の付表1により共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者である場合（参考として記載している場合）は、その者の氏名（法人である場合は名称）の右側の「参考」を○で囲んでください（共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。）。
- (3)「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同して申告書を提出する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4)「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
- (注1)次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被 相 続 人 に	子がいる場合	相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
	子がいらない場合	子	2分の1
		配偶者	3分の2
子も父母もいない場合		父母	3分の1
		配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5)「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4「6税額」欄
この欄には、「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円（1円未満の端数切り捨て）単位まで記入してください。

（令5.7）

改正後

書きかた等

《使用目的等》

- 1この第1表の付表1は、表面の①から④までのいずれかに該当するときに使用するものです。
- 2この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した者を除きます。）について記入します。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、死亡した人の相続人や包括受遺者が1名のときは、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。この場合、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- (1)上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2)下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 1「1死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 2「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の④又は⑤欄（還付になる場合には⑤又は⑥欄）の金額を転記してください。
- 3「5相続人等に関する事項」
共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1)「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2)「氏名」欄
この第1表の付表1により共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者である場合（参考として記載している場合）は、その者の氏名（法人である場合は名称）の右側の「参考」を○で囲んでください（共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。）。
- (3)「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同して申告書を提出する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
- (4)「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
- (注1)次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被 相 続 人 に	子がいる場合	相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
	子がいらない場合	子	2分の1
		配偶者	3分の2
子も父母もいない場合		父母	3分の1
		配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5)「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4「6税額」欄
この欄には、「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（7）承継割合・・・B」）に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円（1円未満の端数切り捨て）単位まで記入してください。

改正後

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の
計算明細書

										被相続人							
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。														受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()	
1 信託の明細																	
番号	信託の名称				営業所等の名称及び所在地												
1																	
2																	
3																	
2 信託に関する権利の明細																	
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	面積、数量 固定資産税 評価額	単価 倍数	価額		外国税額控除額								
									円		円						
信託に関する権利の価額の合計額等										①		②					
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第11表の付表1から付表4に準じて記入してください。なお、「種類」欄は、土地、家屋等、現金・預貯金等又は有価証券など、信託財産に属する資産の種類を記入します。 3 「価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び葬式費用の明細書)には記載しないでください。																	
3 相続税額等の計算																	
③ 相続税の算出税額(第1表の受託者の④又は⑤欄の金額)				④ 相続税額の2割加算額(第1表の受託者の⑤欄の金額)				⑤ 外国税額控除額(②欄の金額)		⑥ ③+④-⑤の金額							
円				円				円		円		円					
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算										⑦ ⑧の価額に基づく法人税の額							
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額(①欄の金額)		⑧ 期待控除事業税等相当額				⑨ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑦-⑧)											
円		円				円				円							
⑩ ⑧の価額に基づく事業税の額		⑪ ⑩の金額に基づく地方法人税の額		⑫ ⑩の金額に基づく道府県民税の額		⑬ ⑩の金額に基づく市町村民税の額											
円		円		円		円		円									
⑭ ⑩の金額に基づく特別法人事業税の額		⑮ 法人税等控除額(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		⑯ ⑬+④-⑭の金額		⑰ 申告納税額(申告期限までに納付すべき税額)(⑥-⑰)											
円		円		円		円		円									
(注) 1 ⑩又は⑪の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑩又は⑪の各欄は、⑧又は⑨の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。 3 ⑫欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑬欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 5 ⑭又は⑮の各欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 6 ⑯欄の金額を第1表の受託者の⑯欄に転記します。⑯欄の金額(⑥-⑰)がマイナスとなるときは「0」と記入します。																	
4 信託財産責任負担債務の額の計算																	
番号	⑱ ①欄の金額	⑲ ②欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額			⑳ (⑱×㉑÷㉒)の金額		㉑ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額		㉒ 信託財産責任負担債務の額(⑱-㉑)								
	円	円			円		円		円		円						
信託財産責任負担債務の額の合計額																	
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ㉑欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 4 ㉒欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ㉒欄の金額(㉑-㉒)がマイナスとなるときは「0」と記入します。																	

第1表の付表3(令6.7)

(資4-96-A4統一)

改正前

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の
計算明細書

										被相続人							
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。														受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()	
1 信託の明細																	
番号	信託の名称				営業所等の名称及び所在地												
1																	
2																	
3																	
2 信託に関する権利の明細																	
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍数	価額		外国税額控除額								
									円		円						
信託に関する権利の価額の合計額等										①		②					
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第11表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び葬式費用の明細書)には記載しないでください。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。																	
3 相続税額等の計算																	
③ 相続税の算出税額(第1表の受託者の④又は⑤欄の金額)				④ 相続税額の2割加算額(第1表の受託者の⑤欄の金額)				⑤ 外国税額控除額(②欄の金額)		⑥ ③+④-⑤の金額							
円				円				円		円		円					
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算										⑦ ⑧の価額に基づく法人税の額							
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額(①欄の金額)		⑧ 期待控除事業税等相当額				⑨ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑦-⑧)											
円		円				円				円							
⑩ ⑧の価額に基づく事業税の額		⑪ ⑩の金額に基づく地方法人税の額		⑫ ⑩の金額に基づく道府県民税の額		⑬ ⑩の金額に基づく市町村民税の額											
円		円		円		円		円									
⑭ ⑩の金額に基づく特別法人事業税の額		⑮ 法人税等控除額(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		⑯ ⑬+④-⑭の金額		⑰ 申告納税額(申告期限までに納付すべき税額)(⑥-⑰)											
円		円		円		円		円									
(注) 1 ⑩又は⑪の各欄は、⑦又は⑧の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑩又は⑪の各欄は、⑧又は⑨の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。 3 ⑫欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑬欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 5 ⑭又は⑮の各欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 6 ⑯欄の金額を第1表の受託者の⑯欄に転記します。⑯欄の金額(⑥-⑰)がマイナスとなるときは「0」と記入します。																	
4 信託財産責任負担債務の額の計算																	
番号	⑱ ①欄の金額	⑲ ②欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額			⑳ (⑱×㉑÷㉒)の金額		㉑ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額		㉒ 信託財産責任負担債務の額(⑱-㉑)								
	円	円			円		円		円		円						
信託財産責任負担債務の額の合計額																	
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ㉑欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 4 ㉒欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ㉒欄の金額(㉑-㉒)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。																	

第1表の付表3(令5.7)

(資4-96-A4統一)

第1表の付表3(令和6年1月分以降用)

第1表の付表3(令和5年1月分以降用)

		第 2	6-1
改 正 後		改 正 前	
書 き か た 等		書 き か た 等	
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表面の各欄の（注）に従って記入してください。また、次の欄は次により記入してください。		この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表面の各欄の（注）に従って記入してください。また、次の欄は次により記入してください。	
1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 また、この明細に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 なお、この欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税額に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。		1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税額に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。	

改正後

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人	
人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称		

第1表の付表4

(令和6年1月分以降用)

1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	面積、数量 固定資産税 評価額	単価 倍数	価額
1							円
2							
3							
4							
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額 (注) ①の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記するとともに、「備考」欄に「第1表の付表4のとおり」と記入します。	①	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算							
⑤ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)				
円	円	円	円				円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の金額に基づく地方法人税の額				円
円	円	円	円				円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)				円
円	円	円	円				円
3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)							
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の⑮の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑬×⑭÷①)	⑰ 法人税等に相当する額 (⑭の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)				円
円	円	円	円				円
4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。) (注) ⑳の金額を人格のない社団等又は持分の定めのない法人の第1表の㉑欄に転記します。							
㉑ 相続税の差引税額 (第1表の⑮の金額)	㉒ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑬の金額)	㉓ 申告納税額 (納付すべき税額) (㉑-㉒)	※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。				円
円	円	円					円

第1表の付表4 (令6.7)

(資4-20-1-4-A4統一)

改正前

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人	
人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称		

第1表の付表4

令和5年1月分以降用

1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍数	価額
1							円
2							
3							
4							
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額 (注) ①の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。	①	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算							
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)				円
円	円	円	円				円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の金額に基づく地方法人税の額				円
円	円	円	円				円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)				円
円	円	円	円				円
3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)							
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の⑮の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑬×⑭÷①)	⑰ 法人税等に相当する額 (⑭の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)				円
円	円	円	円				円
4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。) (注) ⑳の金額を人格のない社団等又は持分の定めのない法人の第1表の㉑欄に転記します。							
㉑ 相続税の差引税額 (第1表の⑮の金額)	㉒ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑬の金額)	㉓ 申告納税額 (納付すべき税額) (㉑-㉒)	※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。				円
円	円	円					円

第1表の付表4 (令5.7)

(資4-20-1-4-A4統一)

		第 2	6-2
改 正 後		改 正 前	
書 き か た 等		書 き か た 等	
この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。		この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。	
1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」欄は、土地、家屋等、現金・預貯金等又は有価証券など、信託財産に属する資産の種類を、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「面積、数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表の付表 1 から付表 4 に準じて記入します。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。 (1) 「④」及び「⑨」欄は、それぞれ「③」及び「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。 (2) 「⑤」及び「⑬」欄は、それぞれ「④」及び「⑨」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。 (3) 「⑧」欄は、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 (4) 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 (5) 「⑪」及び「⑫」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された「㉔」欄の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第66条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。		1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。 (1) 「④」及び「⑨」欄は、それぞれ「③」及び「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。 (2) 「⑤」及び「⑬」欄は、それぞれ「④」及び「⑨」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。 (3) 「⑧」欄は、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 (4) 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 (5) 「⑪」及び「⑫」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された「㉔」欄の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第66条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。	

改正後

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
特定一般社団法人等の名称	

第1表の付表5

（令和6年1月分以降用）

1 遺贈により取得したものとみなされる金額の計算 （注）第1表の付表5（別表1）において明細を作成してください。		
相続開始の時に特定一般社団法人等有する財産の価額の合計額（第1表の付表5（別表1）の①の価額）	①	円
特定一般社団法人等有する債務の金額（第1表の付表5（別表1）の②の金額）	②	円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額（第1表の付表5（別表1）の③の金額）	③	円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額（第1表の付表5（別表1）の④の金額）	④	円
相続開始の時点における基金の額（第1表の付表5（別表1）の⑤の金額）	⑤	円
特定一般社団法人等の純資産額（①－②－③－④－⑤）（赤字の場合は0）	⑥	円
相続開始の時点における同族理事の数（第1表の付表5（別表1）の⑥の数）に1を加えた数	⑦	
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したものとみなされる金額（⑥÷⑦） （注）⑥の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記するとともに、「備考」欄に「第1表の付表5のとおり」と記入します。	⑧	円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算（第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。）		
相続税額から控除する法人税等に相当する額（第1表の付表4の⑩の金額）	⑩	円
相続税の差引税額（第1表の⑪の金額）	⑪	円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（第1表の付表4の②の金額）	⑫	円
相続税の課税価格（第1表の⑥の金額）	⑬	円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額（⑩×⑫÷⑬）	⑭	円
控除額（⑨の金額と⑭の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑮	円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 （注）第1表の付表5（別表2）において明細を作成してください。		
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額（第1表の付表5（別表2）の①の金額）	⑯	円
⑯の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額（第1表の付表5（別表2）の②の金額）	⑰	円
控除対象金額（⑯－⑰）	⑱	円

4 申告納税額（納付すべき税額）の計算 （注）⑱の金額を特定一般社団法人等の第1表の⑳欄に転記します。				
⑲ 相続税の差引税額（第1表の⑫の金額）	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額（⑩の金額）	⑲ 相続税額から控除する贈与税及び相続税の税額（⑬の金額）	⑲ 申告納税額（納付すべき税額）（⑬－⑲－⑳）（赤字の場合は0）	
円	円	円		円

5 控除対象税額の残額の計算（（⑲－⑲－⑳）の計算が赤字の場合のみ、記入します。）		
⑲の金額のうち、「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」において控除した金額（⑲－⑲）	㉑	円
控除対象税額の残額（㉑－㉒）	㉒	円

第1表の付表5（令6.7）

（資4-20-1-5-A4統一）

改正前

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
特定一般社団法人等の名称	

第1表の付表5

（令和5年1月分以降用）

1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算 （注）第1表の付表5（別表1）において明細を作成してください。		
相続開始の時に特定一般社団法人等有する財産の価額の合計額（第1表の付表5（別表1）の①の価額）	①	円
特定一般社団法人等有する債務の金額（第1表の付表5（別表1）の②の金額）	②	円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額（第1表の付表5（別表1）の③の金額）	③	円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額（第1表の付表5（別表1）の④の金額）	④	円
相続開始の時点における基金の額（第1表の付表5（別表1）の⑤の金額）	⑤	円
特定一般社団法人等の純資産額（①－②－③－④－⑤）（赤字の場合は0）	⑥	円
相続開始の時点における同族理事の数（第1表の付表5（別表1）の⑥の数）に1を加えた数	⑦	
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額（⑥÷⑦） （注）⑥の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。	⑧	円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算（第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。）		
相続税額から控除する法人税等に相当する額（第1表の付表4の⑩の金額）	⑩	円
相続税の差引税額（第1表の⑪の金額）	⑪	円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（第1表の付表4の②の金額）	⑫	円
相続税の課税価格（第1表の⑥の金額）	⑬	円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額（⑩×⑫÷⑬）	⑭	円
控除額（⑨の金額と⑭の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑮	円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 （注）第1表の付表5（別表2）において明細を作成してください。		
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額（第1表の付表5（別表2）の①の金額）	⑯	円
⑯の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額（第1表の付表5（別表2）の②の金額）	⑰	円
控除対象金額（⑯－⑰）	⑱	円

4 申告納税額（納付すべき税額）の計算 （注）⑱の金額を特定一般社団法人等の第1表の⑳欄に転記します。				
⑲ 相続税の差引税額（第1表の⑫の金額）	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額（⑩の金額）	⑲ 相続税額から控除する贈与税及び相続税の税額（⑬の金額）	⑲ 申告納税額（納付すべき税額）（⑬－⑲－⑳）（赤字の場合は0）	
円	円	円		円

5 控除対象税額の残額の計算（（⑲－⑲－⑳）の計算が赤字の場合のみ、記入します。）		
⑲の金額のうち、「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」において控除した金額（⑲－⑲）	㉑	円
控除対象税額の残額（㉑－㉒）	㉒	円

第1表の付表5（令5.7）

（資4-20-1-5-A4統一）

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。 2 「1 遺贈により取得したものとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したものとみなされる金額について計算します。 (1) 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。 (2) 「⑦」欄の「相続開始の時点における同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。 3 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。 なお、「⑬」及び「⑭」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。 4 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。 (注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時点において公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。 2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。 (1) 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること (2) 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること 3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。	書 き か た 等 この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。 2 「1 遺贈により取得したものとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したものとみなされる金額について計算します。 (1) 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。 (2) 「⑦」欄の「相続開始の時点における同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。 3 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。 なお、「⑬」及び「⑭」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。 4 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。 (注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時点において公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。 2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。 (1) 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること (2) 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること 3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合における純資産額の計算のために使用します。各項目において計算した「①」から「⑤」欄の額について、第 1 表の付表 5 の「①」から「⑤」の各欄へ転記します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。 2 「1 相続開始の時ににおいて特定一般社団法人等有する財産の価額の明細」は、その財産の種類・細目の異なるごとに記入し、「価額」欄にはその合計額を記入します。また、「種類」欄は、土地、家屋等、現金・預貯金等又は有価証券など、その財産の種類を、「細目」及び「価額」欄は、第 11 表の付表 1 から付表 4 に準じて記入します。 3 「2 債務の金額の明細」は、その債務の種類・細目の異なるごとに記入し、「金額」欄にはその合計額を記入します。また、「種類」、「細目」及び「金額」欄は、第 13 表に準じて記入します。 4 「3 国税又は地方税の金額の明細（相続開始以前に納税義務が成立したもの）」については、「税目」欄に「法人税」、「事業税」及び「固定資産税」などの税目とその年度を記入します。なお、相続開始以前に納付すべき税額が確定したものは「2 債務の金額の明細」に記入します。 5 「4 被相続人の死亡により支給する退職手当金などの明細」は、相続税法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する給与の額について記入します。また、各欄については第 10 表に準じて記入します。 6 「5 基金の額の明細」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の額を記入します。 7 「6 同族理事の数の明細」は、相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の理事（被相続人は含まれません。）のうち、同族理事に該当する者^(注)の氏名及び被相続人との続柄を記入します。 (注) 被相続人と同時に死亡した者がある場合において、その死亡した者がその死亡の直前において同族理事である者又はその特定一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者であって被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のあるものであるときは、その死亡した者の数を同族理事の数に加えるものとされているため、その死亡した者についても記入します。	書 き か た 等 この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合における純資産額の計算のために使用します。各項目において計算した「①」から「⑤」欄の額について、第 1 表の付表 5 の「①」から「⑤」の各欄へ転記します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。 2 「1 相続開始の時ににおいて特定一般社団法人等有する財産の価額の明細」は、種類・細目の異なるごとに記入し、「価額」欄にはその合計額を記入します。また、「種類」、「細目」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。 3 「2 債務の金額の明細」は、種類・細目の異なるごとに記入し、「価額」欄にはその合計額を記入します。また、「種類」、「細目」及び「金額」欄は、第 13 表に準じて記入します。 4 「3 国税又は地方税の金額の明細（相続開始以前に納税義務が成立したもの）」については、「税目」欄に「法人税」、「事業税」及び「固定資産税」などの税目とその年度を記入します。なお、相続開始以前に納付すべき税額が確定したものは「2 債務の金額の明細」に記入します。 5 「4 被相続人の死亡により支給する退職手当金などの明細」は、相続税法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する給与の額について記入します。また、各欄については第 10 表に準じて記入します。 6 「5 基金の額の明細」は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金の額を記入します。 7 「6 同族理事の数の明細」は、相続開始の時ににおける特定一般社団法人等の理事（被相続人は含まれません。）のうち、同族理事に該当する者^(注)の氏名及び被相続人との続柄を記入します。 (注) 被相続人と同時に死亡した者がある場合において、その死亡した者がその死亡の直前において同族理事である者又はその特定一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者であって被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のあるものであるときは、その死亡した者の数を同族理事の数に加えるものとされているため、その死亡した者についても記入します。

改 正 後

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書（別表2）

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合において、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
特定一般社団法人等の名称	

第1表の付表5 別表2）（平成30年4月分以降用）

1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細				
(注) 贈与税又は相続税の税額については、相続税法第66条第5項の規定による控除後の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額は除きます。				
税目 (注)該当するものを ○で囲みます。	贈与税の年分 又は 相続開始の日	申告書を提出 した税務署名	贈与税又は相続税の税額	特定一般社団法人等の名称及び法人番号 (注)各申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ、記入します。
贈与税・相続税			円	名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
合 計			①	

(注) ①の金額を第1表の付表5の⑤欄に転記します。

2 既に相続税の税額より控除された金額の明細				
(1) ①の税額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により相続税の税額から控除された金額について計算します。				
(2) 相続税の額からの控除が行われた相続税の申告について、下の表の各項目を記入してください。				
相続税の額からの控除が行われた相続税の申告に係る被相続人の相続開始の日	申告書を提出した税務署名	控除された金額	特定一般社団法人等の名称及び法人番号 (注)各申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ、記入します。	
・		円	名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
合 計			②	

(注) ②の金額を第1表の付表5の⑥欄に転記します。

第1表の付表5（別表2）（令6.7）

（資4-20-1-8-A4統一）

改 正 前

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書（別表2）

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合において、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
特定一般社団法人等の名称	

第1表の付表5 別表2）（平成30年4月分以降用）

1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細				
(注) 贈与税又は相続税の税額については、相続税法第66条第5項の規定による控除後の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額は除きます。				
税目 (注)該当するものを ○で囲みます。	贈与税の年分 又は 相続開始の日	申告書を提出 した税務署名	贈与税又は相続税の税額	特定一般社団法人等の名称及び法人番号 (注)各申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ、記入します。
贈与税・相続税			円	名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
贈与税・相続税				名称 法人番号
合 計			①	円

(注) ①の金額を第1表の付表5の⑤欄に転記します。

2 既に相続税の税額より控除された金額の明細				
(1) ①の税額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により相続税の税額から控除された金額について計算します。				
(2) 相続税の額からの控除が行われた相続税の申告について、下の表の各項目を記入してください。				
相続税の額からの控除が行われた相続税の申告に係る被相続人の相続開始の日	申告書を提出した税務署名	控除された金額	特定一般社団法人等の名称及び法人番号 (注)各申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ、記入します。	
・		円	名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
・			名称 法人番号	
合 計			②	円

(注) ②の金額を第1表の付表5の⑥欄に転記します。

第1表の付表5（別表2）（令3.7）

（資4-20-1-8-A4統一）

改 正 後

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が同項の規定に基づき相続税の申告書を提出する場合において、その相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細」については、相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税(注 1)の税額等について、その課税がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「①」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑨」欄に転記します。
- 3 「2 既に相続税の税額より控除された金額の明細」については、上記 2 の「贈与税又は相続税の税額」のうち、相続税法第 66 条の 2 第 3 項の規定により相続税の税額から既に控除された金額等について、その控除がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「②」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑩」欄に転記します。

- (注) 1 特定一般社団法人等が遺贈につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、かつ、その遺贈をした者の死亡につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における相続税は、控除の対象となりませんので、記入の必要はありません。
- 2 「特定一般社団法人等の名称及び法人番号」欄については、各欄における申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ記入します。

改 正 前

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が同項の規定に基づき相続税の申告書を提出する場合において、その相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細」については、相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税(注 1)の税額等について、その課税がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「①」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑨」欄に転記します。
- 3 「2 既に相続税の税額より控除された金額の明細」については、上記 2 の「贈与税又は相続税の税額」のうち、相続税法第 66 条の 2 第 3 項の規定により相続税の税額から既に控除された金額等について、その控除がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「②」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑩」欄に転記します。

- (注) 1 特定一般社団法人等が遺贈につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、かつ、その遺贈をした者の死亡につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における相続税は、控除の対象となりませんので、記入の必要はありません。
- 2 「特定一般社団法人等の名称及び法人番号」欄については、各欄における申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ記入します。

改正後

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。
（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 （第1表④又は第1表⑤の金額）	①	円	円	円	円
相受開帳等 続け始めが 時でのに 精い時受 算るま更た 課人て、遺 税でに、遺 係か相続人 るつ続組人 贈「人のし 与相と解士 を税の消	②	円	円	円	円
被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額	③	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額 （第1表①＋第1表②＋第1表③）	④	円	円	円	円
加算の対象とならない相続税額 （①×⑤÷④）	⑤	円	円	円	円
管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 （第4表の付表①）	⑥	円	円	円	円
相続税額の加算金額 （①×0.2） ただし、上記①又は⑤の金額がある場合には、 （（①-④-⑤）×0.2）となります。	⑦	円	円	円	円

（注） 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。

2 ②欄には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の金額の合計額を記入します。

- (1) 令和5年12月31日以前に被相続人からの贈与により取得した財産の場合
被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額
- (2) 令和6年1月1日以後に被相続人からの贈与により取得した財産の場合
被相続人から贈与を受けた年分ごとに次の算式により算出した金額の合計額（算式）

$$\left[\begin{array}{l} \text{被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から} \\ \text{相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{その期間内の被相続人に係る各年分の贈与税} \\ \text{の相続時精算課税に係る基礎控除額※} \end{array} \right]$$

※ 同一年中に被相続人の一親等の血族であつた期間と一親等の血族に該当しない期間のいずれの期間内にもその被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた年分については、次の算式により算出した金額となります。

（算式）

$$\left[\begin{array}{l} \text{その年分において被相続人から} \\ \text{の贈与により取得した財産の価} \\ \text{額から控除した相続時精算課税} \\ \text{に係る基礎控除額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その年分の被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続} \\ \text{人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額} \\ \text{その年分の被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得} \\ \text{した財産の価額} \end{array} \right]$$

3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。

改正前

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合に記入します。
なお、相続や遺贈により取得した財産のうちに、次の管理残額がある人は、第4表の付表を作成します。
イ 相続特別措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第1号に規定する管理残額のうち、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分
ロ 相続特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額のうち、令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分
（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 （第1表④又は第1表⑤の金額）	①	円	円	円	円
相受開帳等 続け始めが 時でのに 精い時受 算るま更た 課人て、遺 税でに、遺 係か相続人 るつ続組人 贈「人のし 与相と解士 を税の消	②	円	円	円	円
被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額	③	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額 （第1表①＋第1表②＋第1表③）	④	円	円	円	円
加算の対象とならない相続税額 （①×⑤÷④）	⑤	円	円	円	円
管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 （第4表の付表①）	⑥	円	円	円	円
相続税額の加算金額 （①×0.2） ただし、上記①又は⑤の金額がある場合には、 （（①-④-⑤）×0.2）となります。	⑦	円	円	円	円

（注） 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。

2 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。

改正後

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

1 措置法第70条の2第12項第1号(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3第12項第1号(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名				
各人の税額控除前の相続税額 (第1表㉔又は第1表㉕の金額)	①	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、 加算の対象とならない部分の金額 (裏面の「2」参照)	②	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表㉑・第1表㉒)	③			
債務及び葬式費用の金額 (第1表㉓)	④			
㉔-㉑(赤字のときは0)	⑤			
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第1表㉖)	⑥			
加算の対象とならない相続税額 ②× ⑤-⑥	⑦	円	円	円

(注) 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)がある人の氏名を記載します。

2 措置法第70条の2第3第12項第2号(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額(令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名				
各人の税額控除前の相続税額 (第1表㉔又は第1表㉕の金額)	⑧	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、 加算の対象とならない部分の金額 (裏面の「3」参照)	⑨	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表㉑・第1表㉒)	⑩			
債務及び葬式費用の金額 (第1表㉓)	⑪			
㉔-⑩(赤字のときは0)	⑫			
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第1表㉖)	⑬			
加算の対象とならない相続税額 ⑨× ⑫-⑬	⑭	円	円	円

(注) 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)がある人の氏名を記載します。

3 教育資金管理残額及び結婚・子育て資金管理残額に係る加算の対象とならない相続税額の合計額

加算の対象となる人の氏名				
教育資金管理残額及び結婚・子育て資金管理残額に係る加算の対象とならない相続税額の合計額 (⑦+⑭)	⑮	円	円	円

(注) ⑮の金額を第4表のその他の⑮欄に転記します。

第4表の付表(令6.7)

(寛4-20-5-2-A4統一)

第4表の付表(令和6年1月分以降用)

改正前

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

1 措置法第70条の2第2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名				
各人の税額控除前の相続税額 (第1表㉔又は第1表㉕の金額)	①	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、 加算の対象とならない部分の金額 (裏面の「2」参照)	②	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表㉑・第1表㉒)	③			
債務及び葬式費用の金額 (第1表㉓)	④			
㉔-③(赤字のときは0)	⑤			
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第1表㉖)	⑥			
加算の対象とならない相続税額 ②× ⑤-⑥	⑦	円	円	円

(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)がある人の氏名を記載します。
2 各人の⑦欄の金額を第4表のその他の⑦欄に転記します。

2 措置法第70条の2第3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額(令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名				
各人の税額控除前の相続税額 (第1表㉔又は第1表㉕の金額)	⑧	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、 加算の対象とならない部分の金額 (裏面の「3」参照)	⑨	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表㉑・第1表㉒)	⑩			
債務及び葬式費用の金額 (第1表㉓)	⑪			
㉔-⑩(赤字のときは0)	⑫			
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第1表㉖)	⑬			
加算の対象とならない相続税額 ⑨× ⑫-⑬	⑭	円	円	円

(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)がある人の氏名を記載します。
2 各人の⑭欄の金額を第4表のその他の⑭欄に転記します。

第4表の付表(令5.7)

(寛4-20-5-2-A4統一)

第4表の付表(令和5年4月分以降用)

改 正 後

〔記入に当たっての留意事項〕

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

1 この表における「教育資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定による非課税措置を、「結婚・子育て資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定による非課税措置をいいます。

2 「② 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の算式により計算します。

(1) 令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合

(算式)

$$A - \left(A \times \frac{C}{B + C} \right)$$

(2) 令和5年3月31日以前に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

(算式)

$$A \times \frac{B}{B + C}$$

※ 上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。

A＝租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

B＝被相続人から平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をした信託受益権又は金銭等（その被相続人の死亡前3年以内に取得をしたものに限ります。）のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

3 「⑨ 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。

(算式)

$$D \times \frac{E}{E + F}$$

※ 上記算式中の「D」、「E」及び「F」は、それぞれ次によります。

D＝租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

E＝被相続人から令和3年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

F＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

改 正 前

〔記入に当たっての留意事項〕

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

1 この表における「教育資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定による非課税措置を、「結婚・子育て資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定による非課税措置をいいます。

2 「② 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の算式により計算します。

(1) 令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合

(算式)

$$A - \left(A \times \frac{C}{B + C} \right)$$

(2) 令和5年3月31日以前に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

(算式)

$$A \times \frac{B}{B + C}$$

※ 上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。

A＝租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

B＝被相続人から平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をした信託受益権又は金銭等（その被相続人の死亡前3年以内に取得をしたものに限ります。）のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

3 「⑨ 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。

(算式)

$$D \times \frac{E}{E + F}$$

※ 上記算式中の「D」、「E」及び「F」は、それぞれ次によります。

D＝租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

E＝被相続人から令和3年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

F＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

改正後

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

措置法第70条の2の3第12項第2号(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額(令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、 加算の対象とならない部分の金額 (裏面の「2」参照)	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	③				
債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	④				
③-④(赤字のときは0)	⑤				
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第1表⑤)	⑥				
加算の対象とならない相続税額 ②× ⑤÷⑥ (①を超える場合には、 ①を上限とします。)	⑦	円	円	円	円

(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)がある人の氏名を記載します。
2 各人の⑦欄の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。

改正前

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

1 措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、 加算の対象とならない部分の金額 (裏面の「2」参照)	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	③				
債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	④				
③-④(赤字のときは0)	⑤				
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第1表⑤)	⑥				
加算の対象とならない相続税額 ②× ⑤÷⑥ (①を超える場合には、 ①を上限とします。)	⑦	円	円	円	円

(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)がある人の氏名を記載します。
2 各人の⑦欄の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。

2 措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額がある場合
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額(令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	⑧	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、 加算の対象とならない部分の金額 (裏面の「3」参照)	⑨	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①・第1表②)	⑩				
債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	⑪				
⑩-⑪(赤字のときは0)	⑫				
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第1表⑤)	⑬				
加算の対象とならない相続税額 ⑨× ⑫÷⑬ (⑧を超える場合には、 ⑧を上限とします。)	⑭	円	円	円	円

(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限りず。)がある人の氏名を記載します。
2 各人の⑭欄の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。

改 正 後	改 正 前
【記入に当たっての留意事項】 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表における「結婚・子育て資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定による非課税措置をいいます。 2 「② 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。 (算式) $A \times \frac{B}{B+C}$ ※ 上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。 A＝租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。） B＝被相続人から令和3年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額 C＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額	【記入に当たっての留意事項】 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表における「教育資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定による非課税措置を、「結婚・子育て資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定による非課税措置をいいます。 2 「② 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の算式により計算します。 (1) 令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合 (算式) $A - \left(A \times \frac{C}{B+C} \right)$ (2) 令和5年3月31日以前に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合（上記(1)に該当する場合を除きます。） (算式) $A \times \frac{B}{B+C}$ ※ 上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。 A＝租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。） B＝被相続人から平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をした信託受益権又は金銭等（その被相続人の死亡前3年以内に取得をしたものに限ります。）のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額 C＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額 3 「⑨ 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。 (算式) $D \times \frac{E}{E+F}$ ※ 上記算式中の「D」、「E」及び「F」は、それぞれ次によります。 D＝租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。） E＝被相続人から令和3年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額 F＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額 (令5.7)

改正後

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第1表の④の金額) (配偶者の法定相続分) _____,000円 × <table><tr><td>□</td><td>＝</td><td>_____円</td></tr></table>	□	＝	_____円	④※	円
□	＝	_____円				
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円						

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額)	④ (②－③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	円	※	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	,000

⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ⑦の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)
円	円	円	円
00		,000	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩又は⑩⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩⑩の金額)	⑪	円
(_____円 - _____円)			
配偶者の税額軽減額	(⑩⑩の金額と⑩⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑫	円

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第3表の④の金額) (配偶者の法定相続分) _____,000円 × <table><tr><td>□</td><td>＝</td><td>_____円</td></tr></table>	□	＝	_____円	④※	円
□	＝	_____円				
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円						

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪ 分割財産の価額 (第11表2の配偶者の①の金額)	⑫ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	⑬ 未分割財産の価額 (第11表2の配偶者の②の金額)	⑭ (⑫－⑬)の金額 (⑬の金額が⑫の金額より大きいときは0)	⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑯ (⑪－⑭＋⑮)の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額) (1,000円未満切捨て)	円	※	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	,000

⑰ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑱ ⑰の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑲ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑰×⑱÷⑲)
円	円	円	円
00		,000	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑳⑩の金額) (第1表の配偶者の⑳⑩の金額)	㉑	円
(_____円 - _____円)			
配偶者の税額軽減額	(⑳⑩の金額と⑳⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額)	㉒	円

(注) ㉒の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項〔隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用〕の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑯、⑰及び⑲の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

改正前

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第1表の④の金額) (配偶者の法定相続分) _____,000円 × <table><tr><td>□</td><td>＝</td><td>_____円</td></tr></table>	□	＝	_____円	④※	円
□	＝	_____円				
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円						

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②－③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	円	※	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	,000

⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ⑦の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)
円	円	円	円
00		,000	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩又は⑩⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩⑩の金額)	⑪	円
(_____円 - _____円)			
配偶者の税額軽減額	(⑩⑩の金額と⑩⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑫	円

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	(第3表の④の金額) (配偶者の法定相続分) _____,000円 × <table><tr><td>□</td><td>＝</td><td>_____円</td></tr></table>	□	＝	_____円	④※	円
□	＝	_____円				
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円						

配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪ 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	⑫ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	⑬ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	⑭ (⑫－⑬)の金額 (⑬の金額が⑫の金額より大きいときは0)	⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑯ (⑪－⑭＋⑮)の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額) (1,000円未満切捨て)	円	※	円
	円	円	円	円	円	円	円	円	,000

⑰ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑱ ⑰の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑲ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑰×⑱÷⑲)
円	円	円	円
00		,000	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑳⑩の金額) (第1表の配偶者の⑳⑩の金額)	㉑	円
(_____円 - _____円)			
配偶者の税額軽減額	(⑳⑩の金額と⑳⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額)	㉒	円

(注) ㉒の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項〔隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用〕の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑯、⑰及び⑲の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

改正後

配偶者の税額軽減額の計算書(付表)

被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算				
① 第1表の「各人の合計」の④の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「〔各人の合計〕」の④の金額〕	② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「〔各人の合計〕」の⑤の金額〕	③ (①+②)の金額	④ 第1表の「各人の合計」の(①+②)の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「〔各人の合計〕」の(①+②)の金額〕	⑤ 第1表の「各人の合計」の③の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
⑥ (④+⑤)の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑧ (⑥+⑦)の金額	⑨ (③-⑧)の金額 (1,000円未満切捨て)	⑩ ⑨の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 ,000	円

(注) 1 ⑥欄の金額を第5表の⑩又は⑪欄に転記します。また、⑩欄の金額を第5表の⑦又は⑪欄に転記します。
2 ⑨欄の金額は、⑨欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。
なお、⑩欄の金額については、第2表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算					
⑪ 第1表の配偶者の①の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑫ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	⑬ (⑪+⑫)の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑭ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑮ (⑬+⑭)の金額	⑯ (③-⑮)の金額 (1,000円未満切捨て)
円	円	円	円	円	円 ,000

(注) ⑯欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の④の金額) 欄」又は「(第3表の④の金額) 欄」に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算						
⑰ 第11表2の配偶者の①の金額（分割財産の金額）	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑱ (⑰-⑱)の金額 (赤字のときは0)	㉔ 第1表の配偶者の⑤の金額（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額）	
	㉑ 第1表の配偶者の③の金額（債務及び葬式費用の金額）	㉒ 第11表2の配偶者の②の金額（未分割財産の金額）	㉓ (⑱-⑱)の金額 (㉓の金額が⑱の金額より大きいときは0)			
円	円	円	円	円	円	
㉔ ⑰の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉕ ⑱の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	㉖ (㉔+㉕)の金額と㉒の金額のうちいずれか少ない方の金額	㉗ ㉔の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	㉘ (㉖+㉗)の金額	㉙ (㉔+㉘-㉔)の金額 〔1,000円未満切捨て 赤字のときは0〕	
円	円	円	円	円	円	

(注) ㉙欄の金額を第5表の⑩又は⑪欄に転記します。

改正前

配偶者の税額軽減額の計算書(付表)

被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。）により財産を取得した者（以下「納税義務者」といいます。）のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算				
① 第1表の「各人の合計」の④の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「〔各人の合計〕」の④の金額〕	② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「〔各人の合計〕」の⑤の金額〕	③ (①+②)の金額	④ 第1表の「各人の合計」の(①+②)の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額 〔配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「〔各人の合計〕」の(①+②)の金額〕	⑤ 第1表の「各人の合計」の③の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
⑥ (④+⑤)の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑧ (⑥+⑦)の金額	⑨ (③-⑧)の金額 (1,000円未満切捨て)	⑩ ⑨の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円 ,000	円

(注) 1 ⑥欄の金額を第5表の⑩又は⑪欄に転記します。また、⑩欄の金額を第5表の⑦又は⑪欄に転記します。
2 ⑨欄の金額は、⑨欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。
なお、⑩欄の金額については、第2表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算					
⑪ 第1表の配偶者の①の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑫ 第1表の配偶者の③の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	⑬ (⑪+⑫)の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑭ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑮ (⑬+⑭)の金額	⑯ (③-⑮)の金額 (1,000円未満切捨て)
円	円	円	円	円	円 ,000

(注) ⑯欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の④の金額) 欄」又は「(第3表の④の金額) 欄」に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算						
㉑ 第11表の配偶者の ①の金額 (分割 財産の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			㉒ (㉑-㉒)の金額 (赤字のときは0)	㉓ 第1表の配偶者の ⑤の金額 (純資 産価額に加算さ れる暦年課税分 の贈与財産価額)	
㉑ 第1表の配偶者の ③の金額 (債務 及び葬式費用の 金額)	㉒ 第11表の配偶者の ②の金額 (未分 割財産の金額)	㉓ (㉑-㉒)の金額 (㉓の金額が㉒の 金額より大きい ときは0)				
円	円	円	円	円	円	
㉔ ㉑の金額のうち 納税義務者が隠蔽 又は仮装した財産 の金額	㉕ ㉒の金額のうち 納税義務者が仮装 した債務及び葬式 費用の金額	㉖ (㉓+㉔)の金額 と㉒の金額のうち いずれか少ない方 の金額	㉗ ㉓の金額のうち 納税義務者が隠蔽 又は仮装した財産 の金額	㉘ (㉖+㉗)の金額	㉙ (㉔+㉘-㉔)の 金額 〔1,000円未満切捨て 赤字のときは0〕	
円	円	円	円	円	円	

(注) ㉙欄の金額を第5表の⑩又は⑪欄に転記します。

改 正 後	改 正 前
〔記入に当たっての留意事項〕 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表は、期限後申告書の付表として使用する場合には、その期限後申告書の記載に基づき、また修正申告書の付表として使用する場合には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。 2 この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑪、⑫及び⑭の各欄並びに⑯、⑳及び㉑の各欄は、これまでの隠蔽又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。 3 ④、⑪及び⑫欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。 4 隠蔽又は仮装した財産が、相続時精算課税の適用を受ける財産（令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与によって取得したものに限ります。）である場合の④欄に記入するその隠蔽又は仮装した財産の金額は、その隠蔽又は仮装した財産を贈与により取得した日の属する年中に被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額からその年分の相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額が限度となります。	〔記入に当たっての留意事項〕 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表は、期限後申告書の付表として使用する場合には、その期限後申告書の記載に基づき、また修正申告書の付表として使用する場合には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。 2 この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑪、⑫及び⑭の各欄並びに⑯、⑳及び㉑の各欄は、これまでの隠蔽又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。 3 ④、⑪及び⑫欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。 （令 5.7）

改正後

相次相続控除額の計算書

被相続人

第7表（令和6年1月分以降用）

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
			税務署	
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間（1年未満切捨て）	④ 10年－③の年数	
年 月 日	年 月 日		年 年	
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額（相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤－⑥)の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額（第1表の④の合計金額）	
円	円	円	円	
(⑥の相続税額)		(④の年数)		相次相続控除額の総額
円 × $\frac{\text{⑧の金額}}{\text{⑦の金額}}$		円 $\left(\frac{\text{この割合が1を超えれば1とします。}}{\text{⑦の金額}}\right) \times \frac{\text{年}}{10 \text{ 年}}$		⑨ 円

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち）に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の④の金額）	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額（第1表の④の各人の合計）	⑬ 各人の⑩の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑩×各人の⑬の割合）
	(上記⑩の金額)	円			円
			⑮		
	円		円		

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した）人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第3表の各人の④の金額）	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額（第3表の④の各人の合計）	⑬ 各人の⑩の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑩×各人の⑬の割合）
	(上記⑩の金額)	円			円
			⑮		
	円		円		

(注) 1 ⑤欄の相続時精算課税適用財産の価額は、令和6年1月1日以後の贈与により取得した財産の場合、その贈与により取得した年分ごとに、その財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額となります。
2 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
3 各人の⑬又は⑭欄の金額を第8の8表1のその人の「相次相続控除額③」欄に転記します。

第7表（令6.7）

（資4-20-8-A4統一）

改正前

相次相続控除額の計算書

被相続人

第7表（令和5年1月分以降用）

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
			税務署	
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間（1年未満切捨て）	④ 10年－③の年数	
年 月 日	年 月 日		年 年	
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額（相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤－⑥)の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額（第1表の④の合計金額）	
円	円	円	円	
(⑥の相続税額)		(④の年数)		相次相続控除額の総額
円 × $\frac{\text{⑧の金額}}{\text{⑦の金額}}$		円 $\left(\frac{\text{この割合が1を超えれば1とします。}}{\text{⑦の金額}}\right) \times \frac{\text{年}}{10 \text{ 年}}$		⑨ 円

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち）に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第1表の各人の④の金額）	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額（第1表の④の各人の合計）	⑬ 各人の⑩の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑩×各人の⑬の割合）
	(上記⑩の金額)	円			円
			⑮		
	円		円		

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した）人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額（第3表の各人の④の金額）	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額（第3表の④の各人の合計）	⑬ 各人の⑩の割合	⑭ 各人の相次相続控除額（⑩×各人の⑬の割合）
	(上記⑩の金額)	円			円
			⑮		
	円		円		

(注) 1 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
2 各人の⑬又は⑭欄の金額を第8の8表1のその人の「相次相続控除額③」欄に転記します。

第7表（令5.7）

（資4-20-8-A4統一）

改正後

外国税額控除額の計算書

被相続人

1 外国税額控除

（この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 ①の目 ②の税額 ③の課税 ④の課税 ⑤の課税 ⑥の課税 ⑦の課税	①の目 現在における 課税率	②の税額 税額 (②×③)	⑤の課税 在外純財産 の価額	⑥の課税 在外純財産 の価額	⑦の課税 相次相続控除 後の税額×⑥	⑧の課税 控除額 ④と⑦のうち いずれか少ない方の金額
	国名及び税の名称	①納期限 (年月日)	②税額	③の課税 現在における 課税率	④の課税 在外純財産 の価額	⑤の課税 在外純財産 の価額	⑥の課税 相次相続控除 後の税額×⑥
	..				円	円	円
	..						
	..						
	..						
	..						
	..						
	..						

(注) 1 ⑤欄は、在外財産（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産を含みます。）の価額からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
なお、在外財産が令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産である場合のその在外財産の価額は、その贈与を受けた年と同一年に被相続人である特定贈与者から贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額の合計額からその年分の相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額が限度となります。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第8の8表1のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額

（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑤×「第3表の各農業相続人の⑫の金額」)	②			
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑬+⑭の金額)	③			
第3表④の各農業相続人の算出税額	④			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑤×「第3表の各農業相続人の⑫の金額」)	⑤			
計の金額 (③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥			
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8の7表の⑩欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。
2 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「①+②-⑥」の金額が修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において第12表に記入した特例農地等に限りず。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超えることができます。

第8表(令6.7)

(資4-20-9-1-A4統一)

改正前

外国税額控除額の計算書

被相続人

1 外国税額控除

（この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。）

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税 ①の目 ②の税額 ③の課税 ④の課税 ⑤の課税 ⑥の課税 ⑦の課税	①の目 現在における 課税率	②の税額 税額 (②×③)	⑤の課税 在外純財産 の価額	⑥の課税 在外純財産 の価額	⑦の課税 相次相続控除 後の税額×⑥	⑧の課税 控除額 ④と⑦のうち いずれか少ない方の金額
	国名及び税の名称	①納期限 (年月日)	②税額	③の課税 現在における 課税率	④の課税 在外純財産 の価額	⑤の課税 在外純財産 の価額	⑥の課税 相次相続控除 後の税額×⑥
	..				円	円	円
	..						
	..						
	..						
	..						
	..						
	..						

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第8の8表1のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額

（この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。）

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑤×「第3表の各農業相続人の⑫の金額」)	②			
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑬+⑭の金額)	③			
第3表④の各農業相続人の算出税額	④			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑤×「第3表の各農業相続人の⑫の金額」)	⑤			
計の金額 (③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥			
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8の7表の⑩欄の金額を第8の8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。
2 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「①+②-⑥」の金額が修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等（期限内申告において第12表に記入した特例農地等に限りず。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超えることができます。

第8表(令5.7)

(資4-20-9-1-A4統一)

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書（一般措置用）

この明細書は、「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2）の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書により第8の2表の付表2を使用してください。										被相続人	
この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。										経営承継相続人等	
1 対象非上場株式等に係る会社											
① 会社名				⑦ 相続開始の日から50ヶ月後における経営承継相続人等の役職名							
② 会社の整理番号（会社の所税務署名）		(署)									
③ 事業種目				⑧ 円滑化法の認定状況		認定年月日		年 月 日			
④ 相続開始の時点における資本金の額		円		認定番号							
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額		円		⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無		有		無			
⑥ 相続開始の時点における従業員数		人									
2 対象非上場株式等の明細											
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等		株・口・円		② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等		株・口・円		③ ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等		株・口・円	
								④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)		円	
								A			
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算											
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。											
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（2の①× $\frac{3}{2}$ ）（1株・口・円未満の端数切上げ）		株・口・円		② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等		株・口・円		③ (①-②)の数等（赤字の場合は0）		株・口・円	
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項											
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。											
① 取得の原因		② 取得年月日		③ 申告した税務署名		④ 贈与者又は被相続人の氏名					
贈与・相続等		年 月 日		署		署					
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書											
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4(2)」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。											
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称				
・ ・						円					
・ ・											
・ ・											
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）											
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）											
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{②}{③}$ ）							%				
上記の明細の内容に相違ありません。							令和 年 月 日				
所在地 会社名 代表者氏名											
※税務署整理欄		法人等番号		—		入力	確認				

第8の2表の付表1（令6.7）

（資4-20-9-3-A4統一）

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書（一般措置用）

この明細書は、「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2）の適用を受ける対象非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により対象非上場株式等に係る会社の株式等を取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書により第8の2表の付表2を使用してください。										被相続人	
この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。										経営承継相続人等	
1 対象非上場株式等に係る会社											
① 会社名				⑦ 相続開始の日から50ヶ月後における経営承継相続人等の役職名							
② 会社の整理番号（会社の所税務署名）		(署)									
③ 事業種目				⑧ 円滑化法の認定状況		認定年月日		年 月 日			
④ 相続開始の時点における資本金の額		円		認定番号							
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額		円		⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無		有		無			
⑥ 相続開始の時点における従業員数		人									
2 対象非上場株式等の明細											
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等		株・口・円		② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等		株・口・円		③ ②のうち、制度の適用を受ける株式等の数等		株・口・円	
								④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)		円	
								A			
3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算											
この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。											
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（2の①× $\frac{3}{2}$ ）（1株・口・円未満の端数切上げ）		株・口・円		② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等		株・口・円		③ (①-②)の数等（赤字の場合は0）		株・口・円	
4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項											
この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）又は「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。											
① 取得の原因		② 取得年月日		③ 申告した税務署名		④ 贈与者又は被相続人の氏名					
贈与・相続等		年 月 日		署		署					
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書											
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4(2)」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。											
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称				
・ ・						円					
・ ・											
・ ・											
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）											
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）											
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{②}{③}$ ）							%				
上記の明細の内容に相違ありません。							令和 年 月 日				
所在地 会社名 代表者氏名											
※税務署整理欄		法人等番号		—		入力	確認				

第8の2表の付表1（令3.7）

（資4-20-9-3-A4統一）

改正後

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。以下同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。2(3)において同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。2(3)において同じです。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（④欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

1 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(3)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

2 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ③欄の数等は、「3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
- (3) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) A欄の金額（④欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律（昭和47年法律第13号）附則第4条第9項又は第7項の規定により相続又は贈与により取得したものとみなされる対象非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社

① 会社名

② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）

③ 経営承継相続人等が役員等であった期間

④ 事業種目

⑤ 円滑化法の認定状況

⑥ 認定年月日

⑦ 相続開始の時点における資本金の額

⑧ 相続開始の時点における資本準備金の額

⑨ 相続開始の時点における従業員数

⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

有

無

2 対象非上場株式等の明細

(2) 対象非上場株式等の明細						
区 分	受 贈 年月日	① 被相続人から相続 又は遺贈により取得 した株式等の数等	② 被相続人から贈与 により取得した株式 等の数等	③ ①又は②のうち制 度の適用を受ける株 式等の数等	④ 1株(口・円) 当たりの価額 (裏面12(5)参照)	価 額 (③ × ④)
イ 特定受贈同族会社 株式等に係る対象非 上場株式等	・ ・ ・ ・		株・口・円	b	株・口・円	円
ロ 特定同族株式等に 係る対象非上場株式 等	・ ・ ・ ・			b		
ハ イ及びロ以外の対 象非上場株式等		a	株・口・円	c		
		合 計	d	e		A

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の②の⑤欄に記入することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の部分の②に相当する数等 (2の①× $\frac{1}{2}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前保有する数等	③ 2の②の⑤欄の限度となる数等	④ ①又は②のうち制度の適用を受ける株式等の数等 (裏面「3」の⑥参照)	⑤ 1株(口・円)当たりの価額 (裏面「3」の⑦参照)	⑥ 価額 (④×⑤)
イ 特定受贈同族会社株式等及び特定同族株式等に係る対象非上場株式等（bの数等の合計）の限度数 (2の①× $\frac{1}{2}$)	ロ 相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等（cの数等）の限度数 (2の①× $\frac{1}{2}$)	⑦ ①+②+③の数等(赤字の場合は0)	⑧ ④-⑦の数等	⑨ ⑤-⑧の数等	⑩ ⑥-⑨の数等
⑪ ①≤⑦の場合	⑫ ①>⑦の場合	⑬ (d)の数等	⑭ (①-②)の数等	⑮ (③-④)の数等	⑯ (⑥-⑩)の数等

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$ ）							%

上記の明細の内容に相違ありません。

所在地
会社名
代表者氏名

6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意

私（私たち）は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

同意すべき人の氏名（裏面「6」参照）			

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予及び免除の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律（昭和47年法律第13号）附則第4条第9項又は第7項の規定により相続又は贈与により取得したものとみなされる対象非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

1 対象非上場株式等に係る会社

① 会社名

② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）

③ 経営承継相続人等が役員等であった期間

④ 事業種目

⑤ 円滑化法の認定状況

⑥ 認定年月日

⑦ 相続開始の時点における資本金の額

⑧ 相続開始の時点における資本準備金の額

⑨ 相続開始の時点における従業員数

⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無

有

無

2 対象非上場株式等の明細

(2) 対象非上場株式等の明細						
区 分	受 贈 年 月 日	① 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	② 被相続人から贈与により取得した株式等の数等	③ ①又は②のうち制度の適用を受ける株式等の数等	④ ①株(口・円)当たり1株の価額(裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③ × ④)
イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等	・ ・		株・口・円	b	円	円
	・ ・			b		
ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等	・ ・			b		
	・ ・			b		
ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等		a	株・口・円	c		
		合 計	d	e		A

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「2 対象非上場株式等の明細」の②の⑤欄に記入することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の部分の②に相当する数等 (2の①× $\frac{1}{2}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前保有する数等	③ 2の②の⑤欄の限度となる数等	④ ①又は②のうち制度の適用を受ける株式等の数等 (裏面「3」の⑥参照)	⑤ 1株(口・円)当たりの価額 (裏面「3」の⑦参照)	⑥ 価額 (④×⑤)
イ 特定受贈同族会社株式等及び特定同族株式等に係る対象非上場株式等（bの数等の合計）の限度数 (2の①× $\frac{1}{2}$)	ロ 相続又は遺贈により取得した対象非上場株式等（cの数等）の限度数 (2の①× $\frac{1}{2}$)	⑦ ①+②+③の数等(赤字の場合は0)	⑧ ④-⑦の数等	⑨ ⑤-⑧の数等	⑩ ⑥-⑨の数等
⑪ ①≤⑦の場合	⑫ ①>⑦の場合	⑬ (d)の数等	⑭ (①-②)の数等	⑮ (③-④)の数等	⑯ (⑥-⑩)の数等

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第22項第7号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$ ）							%

上記の明細の内容に相違ありません。

所在地
会社名
代表者氏名

6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意

私（私たち）は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。

同意すべき人の氏名（裏面「6」参照）			

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

改正後

《書きかた等》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）に記載された株式等をいいます。
- イ この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。
- また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。

2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ①欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ①欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。以下同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。3(5)において同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。3(5)において同じです。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

3 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
- なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてこの制度の適用を受けることはできません。
- (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。
- (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。
- (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
- なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社全体の資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (6) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

6 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄

- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要とする。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

改正前

《書きかた等》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
- イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限ります。）
- ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。
- また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。

2 「1 対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
- (2) ①欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号又は第10号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ①欄は、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。3(5)において同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。3(5)において同じです。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

3 「2 対象非上場株式等の明細」欄

- (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
- なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予及び免除の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてこの制度の適用を受けることはできません。
- (注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について併合・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。
- (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。
- (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る対象非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る対象非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に対象非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の対象非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限りす。3(5)において同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限りす。3(5)において同じです。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していたものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
- なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

4 「最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

5 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
- なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ②欄の金額は会社全体の資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- (6) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

6 「6 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄

- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 対象非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの制度の適用を受けようとする場合は、この制度の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要とする。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6）」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。		被相続人		特例経営承継相続人等	
1 特例対象非上場株式等に係る会社					
① 会社名		⑨ 特例承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年	月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		確認年月日	年	月 日
③ 事業科目			確認番号		
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑩ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年	月 日
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円		認定番号		
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人	⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有		無
⑦ 相続開始の日から5か月後における特例経営承継相続人等の役職名					
2 特例対象非上場株式等の明細					
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円
				④ 1株(口・円)当たりの価額（裏面の2(2)参照）	円
				⑤ 価額（③×④）	円
				A	
3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項					
この欄は、特例経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。					
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名		
贈与・相続等	年 月 日	署			

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第16項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4（1）」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4（2）」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$ ）					%		
上記の明細の内容に相違ありません。							令和 年 月 日
所 在 地							
会 社 名							
代表者氏名							

※税務署整理欄 法人管轄番号 ー 入力 確認

第8の2の2表の付表1（令6.7）

（資4-20-9-13-A 4 統一）

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6）」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。		被相続人		特例経営承継相続人等	
1 特例対象非上場株式等に係る会社					
① 会社名		⑨ 特例承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年	月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		確認年月日	年	月 日
③ 事業科目			確認番号		
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑩ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年	月 日
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円		認定番号		
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人	⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有		無
⑦ 相続開始の日から5か月後における特例経営承継相続人等の役職名					
2 特例対象非上場株式等の明細					
① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円
				④ 1株(口・円)当たりの価額（裏面の2(2)参照）	円
				⑤ 価額（③×④）	円
				A	
3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項					
この欄は、特例経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。					
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名		
贈与・相続等	年 月 日	署			

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第16項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4（1）」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4（2）」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$ ）					%		
上記の明細の内容に相違ありません。							令和 年 月 日
所 在 地							
会 社 名							
代表者氏名							

※税務署整理欄 法人管轄番号 ー 入力 確認

第8の2の2表の付表1（令3.7）

（資4-20-9-13-A 4 統一）

改正後

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第5項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。以下同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。2(2)において同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。2(2)において同じです。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

1 「1 特例対象非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この納税猶予及び免除の特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第5項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第12号又は第14号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (4) ⑩欄は、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。2(2)において同じです。）であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。2(2)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

2 「2 特例対象非上場株式等の明細」欄

- (1) ①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) ④欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、特例対象非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の6第15項において準用する同令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (3) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 「3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」欄

- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「特例経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、特例経営承継相続人等の親族などその特例経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時点における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時点において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時に有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時点における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

改正後

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書(特例措置用)

この明細書は、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8）」の適用を受ける特例対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人	
特例経営相続承認受贈者			
1 特例対象相続非上場株式等に係る会社			
① 会社名	⑦ 相続開始の時点における特例経営相続承認受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		
③ 事業種目	⑧ 円滑化法の確認状況	確認年月日	年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	確認番号	
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		
(注) 1 租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた特例対象受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑧までの各欄を記入します。 2 ①欄は、具体的にその役職名を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第4項又は第5項において準用する同条第1項の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。 4 ⑨欄は、特例対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の8第5項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特例の適用を受ける会社をいいます。）であって特例対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。以下同じ。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。以下同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の8第8項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。以下同じです。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。			
2 特例対象相続非上場株式等の明細			
受贈年月日	① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時点において保有していた株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等
	株・口・円	株・口・円	株・口・円
・ ・			円 A
(注) 1 ①から④欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 次の場合で⑤欄の数等又は⑥欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。 ・ 贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合 ・ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合 3 ⑥欄の金額は、贈与の時ににおける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を租税特別措置法第70条の7の5第9項第8号に規定する特例認定贈与承認会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。 4 特例対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の8第8項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象相続非上場株式等の価額は、租税特別措置法第70条の7の8第1項の特例対象受贈非上場株式等の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時点における特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。 5 A欄の金額（⑥欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。			
3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項			
この欄は、特例経営相続承認受贈者が、「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日		署
(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。 2 ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。 3 ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与者又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。 4 ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。			
※税務署整理欄	法人登録番号	—	入力 確認

第8の2の2表の付表2（平成31年1月分以降用）

改正前

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書(特例措置用)

この明細書は、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8）」の適用を受ける特例対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。		被相続人	
特例経営相続承認受贈者			
1 特例対象相続非上場株式等に係る会社			
① 会社名	⑦ 相続開始の時点における特例経営相続承認受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		
③ 事業種目	⑧ 円滑化法の確認状況	確認年月日	年 月 日
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	確認番号	
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人		
(注) 1 租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた特例対象受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑧までの各欄を記入します。 2 ①欄は、具体的にその役職名を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第4項又は第5項において準用する同条第1項の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。 4 ⑨欄は、特例対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の8第5項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特例の適用を受ける会社をいいます。）であって特例対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の8第8項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等（特例対象相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。			
2 特例対象相続非上場株式等の明細			
受贈年月日	① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時点において保有していた株式等の数等	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等
	株・口・円	株・口・円	株・口・円
・ ・			円 A
(注) 1 ①から④欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 2 次の場合で⑤欄の数等又は⑥欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。 ・ 贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合 ・ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合 3 ⑥欄の金額は、贈与の時ににおける価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を租税特別措置法第70条の7の5第9項第8号に規定する特例認定贈与承認会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。 4 特例対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の8第5項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特例の適用を受ける会社をいいます。）であって特例対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。）がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社の株式等、租税特別措置法施行令第40条の8の8第8項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例対象相続非上場株式等の価額は、租税特別措置法第70条の7の8第1項の特例対象受贈非上場株式等の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時点における特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。 5 A欄の金額（⑥欄の金額）を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。 なお、第8の2の2表の付表1・付表2の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2の2表の「1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。			
3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項			
この欄は、特例経営相続承認受贈者が、「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日		署
(注) 1 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。 2 ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。 3 ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用を受けている、又は受けようとする贈与者又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。 4 ④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。			
※税務署整理欄	法人登録番号	—	入力 確認

第8の2の2表の付表2（平成31年1月分以降用）

改正前

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

「医療法人の持分の明細」には、医療法人の持分についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける（以下この表において「医療法人持分相対人等」と表記しています。）が、相続又は遺贈により取得した持分の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。

また、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金拠出型医療法人に移行した場合において、医療法人持分相対人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分その基金拠出型医療法人の基金として拠出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を算出するために使用します。

医療法人の持分の明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、医療法人持分相対人等が相続又は遺贈により取得をした医療法人の持分に関する事項を記入します。

① 医療法人の名称等	名 称	医療法人の整理番号		医療法人の所轄税務署名	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日		
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限			年 月 日		

④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）

☐ 私は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相続税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この相続税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡することはありません。

（注）上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」又は「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受けることができます。

2 医療法人の持分の明細

この欄は、医療法人持分相対人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。

医療法人の持分					円
相続又は遺贈により取得した持分	医療法人持分相対人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した①の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	A	（第8の4表の1の①）	
（注） 持分の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。 この場合、持分の適用に係る医療法人ごとの持分の価額の合計額を第8の4表の1の①欄に転記します。					

＊以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（第8の4表の2の②のロ（a）に該当する場合）に使用します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、基金拠出型医療法人への移行をした「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	年 月 日

2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法人の持分の明細

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人について、医療法人持分相対人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していたその医療法人の持分の価額等を記入します。

医療法人の持分					円
① 相続又は遺贈の直前の持分	医療法人持分相対人等が、被相続人に係る相続又は遺贈の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	B		
② 基金拠出の直前の持分	医療法人持分相対人等が、基金拠出型医療法人への基金として拠出した年月日及びその拠出の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の①の医療法人の持分の価額を記入します。	拠出年月日	年 月 日	持分の価額	C

3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）の計算

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額等を基に、その医療法人持分納税猶予税額等のうちその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。

① 医療法人持分納税猶予税額等（第8の4表の2の③（又は⑤のイ、ロ又はハ）の金額を転記します。）	D	円
② 基金として拠出した額	E	00
③ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（C－E）		
④ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち持分の適用に係る持分に相当する金額（C×A／（A＋B））		
⑤ 医療法人持分税額控除額	$\left[\begin{array}{l} D \times \left(\frac{③}{④} \right)^{②} \\ \text{（注）} \left(\frac{③}{④} \right) \text{の割合が1を超える場合（「③>④」の場合）には、Dの金額} \end{array} \right]$	F

（注）1 3の①欄の「第8の4表の2の②」の金額は、持分の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4表の2の⑤のイ、ロ又はハ」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の⑤欄のロの（a）のB欄に転記します。

2 医療法人持分相対人等が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合には、3の①欄中「第8の4表の2の②」の金額とあるのは、「第8の7表の3の③」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の7表の3の⑤欄のロのロのB欄に転記します。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力			確認			
---------	--------	---	----	--	--	----	--	--	--

第8の4表の付表（令元.7）

（資4-20-9-10-A4統一）

改正後

医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

「医療法人の持分の明細」には、医療法人の持分についての納税猶予及び免除又は医療法人の持分についての税額控除の適用を受ける（以下この表において「医療法人持分相対人等」と表記しています。）が、相続又は遺贈により取得した持分の適用に係る医療法人の持分の明細を記入します。

また、「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」は、被相続人の相続の開始の時からその相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、医療法人が基金拠出型医療法人に移行した場合において、医療法人持分相対人等がその医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分その基金拠出型医療法人の基金として拠出したときの医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を算出するために使用します。

医療法人の持分の明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、医療法人持分相対人等が相続又は遺贈により取得をした医療法人の持分に関する事項を記入します。

① 医療法人の名称等	名 称	医療法人の整理番号		医療法人の所轄税務署名	税務署
② 厚生労働大臣の認定年月日			年 月 日		
③ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限			年 月 日		

④ 医療法人の持分の保有状況（次の内容に該当する場合には、「□」にレ印を記入します。）

☐ 私は、①の医療法人の持分について、被相続人の相続の開始の時からこの相続税の申告書の提出までの間において、その持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けたこと又はその持分の譲渡をしたことはありません。また、今後、この相続税の申告書の提出期限までの間においても、その払戻しを受けること又は譲渡することはありません。

（注）上記の内容に該当しない場合には、「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」又は「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受けることができます。

2 医療法人の持分の明細

この欄は、医療法人持分相対人等が相続又は遺贈により取得した医療法人の持分の明細を記入します。

医療法人の持分					円
相続又は遺贈により取得した持分	医療法人持分相対人等が、被相続人から相続又は遺贈により取得した①の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	A	（第8の4表の1の①）	
（注） 持分の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合には、その医療法人ごとにこの明細を作成します。 この場合、持分の適用に係る医療法人ごとの持分の価額の合計額を第8の4表の1の①欄に転記します。					

＊以下の計算明細は、基金拠出型医療法人に基金を拠出した場合（第8の4表の2の②のロ（a）に該当する場合）に使用します。

基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細

1 医療法人の持分に関する事項

この欄は、基金拠出型医療法人への移行をした「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に関する事項を記入します。

① 「出資持分の放棄申出書」（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則様式7）の医療法人への提出年月日	年 月 日
② 医療法人の基金拠出型医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日	年 月 日

2 基金拠出型医療法人へ移行をする医療法人の持分の明細

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人について、医療法人持分相対人等が被相続人に係る相続若しくは遺贈の直前又は基金拠出型医療法人への基金の拠出の直前において有していたその医療法人の持分の価額等を記入します。

医療法人の持分					円
① 相続又は遺贈の直前の持分	医療法人持分相対人等が、被相続人に係る相続又は遺贈の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の①の医療法人の持分の価額を記入します。	持分の価額	B		
② 基金拠出の直前の持分	医療法人持分相対人等が、基金拠出型医療法人への基金として拠出した年月日及びその拠出の直前において有していた「医療法人の持分の明細」の①の①の医療法人の持分の価額を記入します。	拠出年月日	年 月 日	持分の価額	C

3 医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）の計算

この欄は、「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人に係る医療法人持分納税猶予税額等を基に、その医療法人持分納税猶予税額等のうちその医療法人の持分の放棄をした部分に相当する医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。

① 医療法人持分納税猶予税額等（第8の4表の2の③（又は⑤のイ、ロ又はハ）の金額を転記します。）	D	円
② 基金として拠出した額	E	00
③ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち放棄をした部分に対応する部分の金額（C－E）		
④ 2の「② 基金拠出の直前の持分」欄の持分の価額のうち持分の適用に係る持分に相当する金額（C×A／（A＋B））		
⑤ 医療法人持分税額控除額	$\left[\begin{array}{l} D \times \left(\frac{③}{④} \right)^{②} \\ \text{（注）} \left(\frac{③}{④} \right) \text{の割合が1を超える場合（「③>④」の場合）には、Dの金額} \end{array} \right]$	F

（注）1 3の①欄の「第8の4表の2の②」の金額は、持分の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合は、「第8の4表の2の⑤のイ、ロ又はハ」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の4表の2の⑤欄のロの（a）のB欄に転記します。

2 医療法人持分相対人等が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合には、3の①欄中「第8の4表の2の②」の金額とあるのは、「第8の7表の3の③」の金額として医療法人持分税額控除額（放棄相当相続税額）を計算します。この場合、その算出した医療法人持分税額控除額のFの金額を第8の7表の3の⑤欄のロのロのB欄に転記します。

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力			確認			
---------	--------	---	----	--	--	----	--	--	--

第8の4表の付表（令6.7）

（資4-20-9-10-A4統一）

※の項目は記入する必要はありません

※の項目は記入する必要があります

改正後

改正前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式等用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合のその明細を記入します。

相続等により取得をした個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等以外の特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社

① 会社名	⑥ 相続開始の時に発行済株式等の総数等	税・口・円
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（ 番 ） ⑦ 相続開始の時に常時使用従業員数	人
③ 事業種目	承認年月日	年 月 日
④ 相続開始の時に発行済資本の額	円 ⑧ 円滑化法の確認の状況	承認番号
⑤ 相続開始の時に発行済資本準備金の額	円 ⑨ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日	年 月 日

(注) 1 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認（以下「現物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①から④までの各欄を記入します。

2 ⑦欄の「常時使用従業員数」は、第8の6表の付表1の裏面の「書きかた等」の1②を参照してください。

3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第9項（同条第11項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。

2 特例受贈事業用資産である株式等の明細

① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	② ①の株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 価額 (① × ③/②)
円	税・口・円	税・口・円	A 円

(注) 1 A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。

なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

2 ①欄及び②欄は、「第11の3表」の3④欄の記載に基づき記載してください。

3 ③欄に記載することができる株式等の数等は、4②d欄の数等が限度となります。

3 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します（現物出資した受贈宅地等にはチェックをしてください。）。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	c 価額	a 所在場所	b 面積	c 価額
□	㎡	円	□	㎡	円
□			□		
d 受贈宅地等の面積の合計	㎡	e 受贈宅地等の価額の合計	円	f 現物出資受贈宅地等の価額	円

② 受贈建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

(注) 1 ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。

2 fの「現物出資受贈宅地等の価額」欄は、チェックの入った項目のcの合計を記載してください。

3 現物出資前に譲渡をしたことにより、現物出資時に所有していなかった受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。

4 ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2②①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①①欄に、それぞれ転記してください。

4 特例の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算

この欄は、2③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算

a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（第11の3表の3の④①）	円
b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時に発行済資本の額	円
c bのうち現物出資受贈宅地等の価額（3の①f）	円
d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（a × c / b）	円
e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（3の①d × d / 3の①e）	㎡
f eのうち、この特例の適用を受ける面積	㎡

② 限度数（限度額）の計算

a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（2の②）	税・口・円
b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（a × ①c / ①b）	税・口・円
c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（a - b）	税・口・円
d 限度数（限度額）b × ①f / ①e + c	税・口・円

(注) 1 ①f欄の「eのうち、この特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。

2 ②d欄の数等に1株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えありません。

※税務署整理欄 入力 確認

第8の6表の付表2の2（令4.7） (第4-20-9-23-A4統一)

※この項目は記入する必要はありません。

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式等用）

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合のその明細を記入します。

相続等により取得をした個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第8の6表の付表1」を使用し、また、相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等以外の特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「第8の6表の付表2」を使用してください。

1 特例受贈事業用資産である株式等に係る会社

① 会社名	⑥ 相続開始の時に発行済株式等の総数等	税・口・円
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（ 番 ） ⑦ 相続開始の時に常時使用従業員数	人
③ 事業種目	承認年月日	年 月 日
④ 相続開始の時に発行済資本の額	円 ⑧ 円滑化法の確認の状況	承認番号
⑤ 相続開始の時に発行済資本準備金の額	円 ⑨ 措置法第70条の6の8第6項の承認年月日	年 月 日

(注) 1 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認（以下「現物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①から④までの各欄を記入します。

2 ⑦欄の「常時使用従業員数」は、第8の6表の付表1の裏面の「書きかた等」の1②を参照してください。

3 ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第9項（同条第11項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の承認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。

2 特例受贈事業用資産である株式等の明細

① 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額	② ①の株式等の数等	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	④ 価額 (① × ③/②)
円	税・口・円	税・口・円	A 円

(注) 1 A欄の金額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。

なお、この明細書のほか、「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を「第8の6表」の「1 事業用資産納税額予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

2 ①欄及び②欄は、「第11の3表」の3④欄の記載に基づき記載してください。

3 ③欄に記載することができる株式等の数等は、4②d欄の数等が限度となります。

3 受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について相続特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します（現物出資した受贈宅地等にはチェックをしてください。）。

(注) この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

① 受贈宅地等に関する事項

a 所在場所	b 面積	c 価額	a 所在場所	b 面積	c 価額
□	㎡	円	□	㎡	円
□			□		
d 受贈宅地等の面積の合計	㎡	e 受贈宅地等の価額の合計	円	f 現物出資受贈宅地等の価額	円

② 受贈建物に関する事項

a 所在場所	b 面積	a 所在場所	b 面積
	㎡		㎡

(注) 1 ①b及び②bの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。

2 fの「現物出資受贈宅地等の価額」欄は、チェックの入った項目のcの合計を記載してください。

3 現物出資前に譲渡をしたことにより、現物出資時に所有していなかった受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。

4 ①欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の2②①欄に、②欄の記載事項を「第8の6表の付表3」の3①①欄に、それぞれ転記してください。

4 特例の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算

この欄は、2③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算

a 相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（第11の3表の3の④①）	円
b 現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時に発行済資本の額	円
c bのうち現物出資受贈宅地等の価額（3の①f）	円
d 現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（a × c / b）	円
e 限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（3の①d × d / 3の①e）	㎡
f eのうち、この特例の適用を受ける面積	㎡

② 限度数（限度額）の計算

a 相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（2の②）	税・口・円
b aのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（a × ①c / ①b）	税・口・円
c aのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（a - b）	税・口・円
d 限度数（限度額）b × ①f / ①e + c	税・口・円

(注) 1 ①f欄の「eのうち、この特例の適用を受ける面積」については、「第8の6表の付表3」の2②欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。

2 ②d欄の数等に1株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えありません。

※税務署整理欄 入力 確認

第8の6表の付表2の2（令4.7） (第4-20-9-23-A4統一)

※この項目は記入する必要はありません。

改 正 後

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書

被 相 続 人

1 特例の適用に当たっての同意			
この欄は、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合に記入します。 その他、この欄の記載については、裏面の「書きかた等」を参照してください。			
私たちは、下記3③又は3②の特例事業相続人等が、この特例の適用を受けるものとして選択した2③の宅地等又は3②の建物について、この特例の適用を受けることに同意します。			
(1) 宅地等について		(2) 建物について	
氏名		氏名	

第8の6表の付表3

(令和2年分以降用)

2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定			
この表は、この特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。2②及び3③の宅地等の明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。			
限度面積の判定（2④及び3②）の結果が「否」となる場合、この特例を受けることはできません。			

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積			
a 特定居住用宅地等（第11・11の2表の付表1⑩） ①の面積	b 特定同族会社事業用宅地等（第11・11の2表の付表1⑩） ③の面積	c 貸付事業用宅地等（第11・11の2表の付表1⑩④） の面積	d 小規模宅地等の特例適用面積 ・c=0の場合：b ・c>0の場合：2× $(a \times \frac{200}{330} + b \times \frac{200}{400} + c)$
af		af	af

② 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定			
① 贈与税の申告書に記載された特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定		② 左記のうち、特例の適用を受ける宅地等の面積（※2）	
a 特例事業相続人等の氏名	b 贈与税の申告書に記載された宅地等の明細（※1） 所在地	面積	af
			af
			af
			af
合 計		af	af
③ ②の宅地等に係る限度面積（400㎡－1①イ）		af	af
④ 判定（a≧b）		af	af
		af	af

(注) 1 ①b欄については、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表2」の2①及び「第8の6表の付表2の2」の3①の所在地及び面積を記載してください。 なお、現物出資承認を受けた宅地等については、一括して「所在地」欄に「第8の6表の付表2の2のとおり」と記載し、「面積」欄は空欄としてください。			
2 ②欄については、①b欄に記載した特例受贈事業用資産である宅地等の面積のうち、特例の適用を受ける宅地等の面積の合計が「二」の限度面積の範囲内となるよう選択をした宅地等の面積を記載してください。 なお、現物出資承認を受けた宅地等については、「第8の6表の付表2の2」の4①fの面積を記載してください。			

③ 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定					
① 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等の明細					
特例事業相続人等の氏名	所在地	面積	特例事業相続人等の氏名	所在地	面積
		af			af
					af
					af
合 計			af		
(注) 「所在地」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表1」の2①①及び④の所在地及び面積を記載してください。					
② ①の宅地等に係る限度面積の判定					
a 限度面積（400㎡－1①イ－2①ロ）		af	b ①の宅地等の面積の合計（3③ホ）		af
		af	c 判定（a≧b）		af
		af	d 通過・否		af

※の項目は記入する必要がある

3 この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定					
この表は、この特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。3①及び④2の建物の明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。					
(1) 特例受贈事業用資産である建物の明細					
特例事業相続人等の氏名	所在地	面積	特例事業相続人等の氏名	所在地	面積
		af			af
合 計			af		
(注) 「所在地」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表2」の2②及び「第8の6表の付表2の2」の3②の所在地及び面積を記載してください。					
(2) 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細					
限度面積の判定（c）の結果が「否」となる場合、この特例を受けることはできません。					
特例事業相続人等の氏名	所在地	面積	特例事業相続人等の氏名	所在地	面積
		af			af
合 計			af		
(注) 「所在地」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表1」の2②①及び④の所在地及び面積を記載してください。					
②の建物に係る限度面積の判定					
a 限度面積（800㎡－1①イ）		af	b ②の建物の面積（2②ロ）		af
		af	c 判定（a≧b）		af
		af	d 通過・否		af

※税務署整理欄	入力	確認			
---------	----	----	--	--	--

第8の6表の付表3（令和2）

(資4-20-9-24-A4統一)

改 正 前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書

被 相 続 人

1 特例の適用に当たっての同意			
この欄は、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を被相続人から相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した者が1人でない場合、又はその対象となり得る建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合に記入します。 その他、この欄の記載については、裏面の「書きかた等」を参照してください。			
私たちは、下記2③又は3②の特例事業相続人等が、この特例の適用を受けるものとして選択した2③の宅地等又は3②の建物について、この特例の適用を受けることに同意します。			
(1) 宅地等について		(2) 建物について	
氏名		氏名	

第8の6表の付表3

(令和2年分以降用)

2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定			
この表は、この特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。2②及び3③の宅地等の明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。			
限度面積の判定（2④及び3②）の結果が「否」となる場合、この特例を受けることはできません。			

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積			
a 特定居住用宅地等（第11・11の2表の付表1⑩） ①の面積	b 特定同族会社事業用宅地等（第11・11の2表の付表1⑩） ③の面積	c 貸付事業用宅地等（第11・11の2表の付表1⑩④） の面積	d 小規模宅地等の特例適用面積 ・c=0の場合：b ・c>0の場合：2× $(a \times \frac{200}{330} + b \times \frac{200}{400} + c)$
af		af	af

② 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定			
① 贈与税の申告書に記載された特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定		② 左記のうち、特例の適用を受ける宅地等の面積（※2）	
a 特例事業相続人等の氏名	b 贈与税の申告書に記載された宅地等の明細（※1） 所在地	面積	af
			af
			af
			af
合 計		af	af
③ ②の宅地等に係る限度面積（400㎡－1①イ）		af	af
④ 判定（a≧b）		af	af
		af	af

(注) 1 ①b欄については、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表2」の2①及び「第8の6表の付表2の2」の3①の所在地及び面積を記載してください。 なお、現物出資承認を受けた宅地等については、一括して「所在地」欄に「第8の6表の付表2の2のとおり」と記載し、「面積」欄は空欄としてください。			
2 ②欄については、①b欄に記載した特例受贈事業用資産である宅地等の面積のうち、特例の適用を受ける宅地等の面積の合計が「二」の限度面積の範囲内となるよう選択をした宅地等の面積を記載してください。 なお、現物出資承認を受けた宅地等については、「第8の6表の付表2の2」の4①fの面積を記載してください。			

③ 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定					
① 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等の明細					
特例事業相続人等の氏名	所在地	面積	特例事業相続人等の氏名	所在地	面積
		af			af
					af
					af
合 計			af		
(注) 「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表1」の2①④の面積を記載してください。					
② ①の宅地等に係る限度面積の判定					
a 限度面積（400㎡－1①イ－2①ロ）		af	b ①の宅地等の面積の合計（3③ホ）		af
		af	c 判定（a≧b）		af
		af	d 通過・否		af

※の項目は記入する必要がある

3 この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定					
この表は、この特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」又は「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。3①及び④2の建物の明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。					
(1) 特例受贈事業用資産である建物の明細					
特例事業相続人等の氏名	所在地	面積	特例事業相続人等の氏名	所在地	面積
		af			af
合 計			af		
(注) 「所在地」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表2」の2②及び「第8の6表の付表2の2」の3②の所在地及び面積を記載してください。					
(2) 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細					
限度面積の判定（c）の結果が「否」となる場合、この特例を受けることはできません。					
特例事業相続人等の氏名	所在地	面積	特例事業相続人等の氏名	所在地	面積
		af			af
合 計			af		
(注) 「所在地」及び「面積」は、各特例事業相続人等に係る「第8の6表の付表1」の2②④の面積を記載してください。					
②の建物に係る限度面積の判定					
a 限度面積（800㎡－1①イ）		af	b ②の建物の面積（2②ロ）		af
		af	c 判定（a≧b）		af
		af	d 通過・否		af

※税務署整理欄	入力	確認			
---------	----	----	--	--	--

第8の6表の付表3（令和2）

(資4-20-9-24-A4統一)

改正後	改正前
《 書 き か た 等 》 1 「特例の適用に当たっての同意」欄 (1) 相続等により取得した宅地等についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る宅地等を相続等により取得した全ての人の同意が、また、相続等により取得した建物についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る建物を相続等により取得した全ての人の同意が、それぞれ必要です。 (2) この特例の適用対象となり得る宅地等を相続等により取得した特例事業相続人等の他に、「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等又は「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林を相続等により取得した者がある場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意は、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 (3) 租税特別措置法第70条の6の9の規定により、被相続人から相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（以下「特例受贈事業用資産」といいます。）については、この欄の記載は不要ですが、上記②に該当する場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意を、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 2 「この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」欄 (1) 「① 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「a～c」欄には、相続税の申告書第11・11の2表の付表1の「○『限度面積要件』の判定」欄の「㊸ ⑤の小規模宅地等の面積の合計」欄の①、③又は④の面積を転記してください。 (2) 「㊹ 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、特例受贈事業用資産である宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。なお、被相続人から相続等により取得した宅地等について、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合、「特定受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2①イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 (3) 「③ 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2①イ）及び当該特例事業相続人等が贈与を受けた宅地等の面積（2②㊶ロ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 3 「この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定」欄 (1) 「① 特例受贈事業用資産である建物の明細」欄は、特例受贈事業用資産である建物について、限度面積を判定する場合に使用します。 (2) 「㊹ 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である建物に係る限度面積」は、800㎡から当該特例事業相続人等が贈与を受けた建物の面積（3①イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。	《 書 き か た 等 》 1 「特例の適用に当たっての同意」欄 (1) 相続等により取得した宅地等についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る宅地等を相続等により取得した全ての人の同意が、また、相続等により取得した建物についてこの特例の適用を受けるには、その対象となり得る建物を相続等により取得した全ての人の同意が、それぞれ必要です。 (2) この特例の適用対象となり得る宅地等を相続等により取得した特例事業相続人等の他に、「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等又は「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林を相続等により取得した者がある場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意は、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 (3) 租税特別措置法第70条の6の9の規定により、被相続人から相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（以下「特例受贈事業用資産」といいます。）については、この欄の記載は不要ですが、上記②に該当する場合には、宅地等に係るこの特例の適用に当たっての同意を、「第11・11の2表の付表2」に記載してください。 2 「この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」欄 (1) 「① 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「a～c」欄には、相続税の申告書第11・11の2表の付表1の「○『限度面積要件』の判定」欄の「㊸ ⑤の小規模宅地等の面積の合計」欄の①、③又は④の面積を転記してください。 (2) 「㊹ 特例受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、特例受贈事業用資産である宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。なお、被相続人から相続等により取得した宅地等について、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合、「特定受贈事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2①イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 (3) 「③ 相続等により取得した特定事業用資産である宅地等に係る限度面積の判定」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した宅地等について、限度面積を判定する場合に使用します。なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である宅地等に係る限度面積」は、400㎡から小規模宅地等の特例の適用を受けた宅地等の面積（2①イ）及び当該特例事業相続人等が贈与を受けた宅地等の面積（2②㊶ロ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。 3 「この特例の適用を受ける建物に係る限度面積の判定」欄 (1) 「① 特例受贈事業用資産である建物の明細」欄は、特例受贈事業用資産である建物について、限度面積を判定する場合に使用します。 (2) 「㊹ 相続等により取得した特定事業用資産である建物の明細」欄は、この特例を受けるものとして「第8の6表の付表1」に記載した建物について、限度面積を判定する場合に使用します。なお、特例事業相続人等が特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「特定事業用資産である建物に係る限度面積」は、800㎡から当該特例事業相続人等が贈与を受けた建物の面積（3①イ）を控除した面積（赤字の場合は0）となります。

改 正 後

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る特定債務額の計算明細書

被 相 続 人

この明細書は、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用を受ける特例事業相続人等が相続税法第13条の規定により控除すべき債務がある場合において、各特例事業相続人等に係る特定債務額を算出するために使用します。

(注)1 2欄の「特例事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細」に記載する債務は、当該事業に関するもの以外のものであることについて、金銭の貸付に係る消費貸借に関する契約書等の書面により、明らかにされるものに限られますので、当該書面の写しを併せて提出してください。

また、この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

2 4欄の「第1表の①+②」の金額は、特例事業相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。

3 各特例事業相続人等に係る特定債務額(7欄のBの金額)は、その特例事業相続人等に係る第8の6表の1(1)の「② 特定債務額」欄に記載します。

第8の6表の付表4

特例事業相続人等の氏名					
1 その者に係る債務及び葬式費用の合計額(その者の第13表の3⑦欄の金額)					円
2 1のうち、特例事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細					
種類	細目	債権者の氏名又は名称	債務の使途	金額	円
葬式費用	葬式費用	—	—		
合計額				A	
3 事業関連債務の金額(1-A)					
4 その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その者の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額					
5 その者に係る特例事業用資産の価額(その者の第8の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額)					
6 A-(4-5)(赤字の場合は0)					
7 特定債務額(3+6)					B

平成31年1月分以降用

特例事業相続人等の氏名					
1 その者に係る債務及び葬式費用の合計額(その者の第13表の3⑦欄の金額)					円
2 1のうち、特例事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細					
種類	細目	債権者の氏名又は名称	債務の使途	金額	円
葬式費用	葬式費用	—	—		
合計額				A	
3 事業関連債務の金額(1-A)					
4 その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その者の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額					
5 その者に係る特例事業用資産の価額(その者の第8の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額)					
6 A-(4-5)(赤字の場合は0)					
7 特定債務額(3+6)					B

特例事業相続人等の氏名					
1 その者に係る債務及び葬式費用の合計額(その者の第13表の3⑦欄の金額)					円
2 1のうち、特例事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細					
種類	細目	債権者の氏名又は名称	債務の使途	金額	円
葬式費用	葬式費用	—	—		
合計額				A	
3 事業関連債務の金額(1-A)					
4 その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その者の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額					
5 その者に係る特例事業用資産の価額(その者の第8の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額)					
6 A-(4-5)(赤字の場合は0)					
7 特定債務額(3+6)					B

※税務署整理欄 入力 確認

第8の6表の付表4(令6、7)

(資4-20-9-25-A4統一)

改 正 前

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る特定債務額の計算明細書

被 相 続 人

この明細書は、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用を受ける特例事業相続人等が相続税法第13条の規定により控除すべき債務がある場合において、各特例事業相続人等に係る特定債務額を算出するために使用します。

(注)1 2欄の「特例事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細」に記載する債務は、当該事業に関するもの以外のものであることについて、金銭の貸付に係る消費貸借に関する契約書等の書面により、明らかにされるものに限られますので、当該書面の写しを併せて提出してください。

また、この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

2 4欄の「第1表の①+②」の金額は、特例事業相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。

3 各特例事業相続人等に係る特定債務額(7欄のBの金額)は、その特例事業相続人等に係る第8の6表の1(1)の「② 特定債務額」欄に記載します。

第8の6表の付表4

特例事業相続人等の氏名					
1 その者に係る債務及び葬式費用の合計額(その者の第13表の3⑦欄の金額)					円
2 1のうち、特例事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細					
種類	細目	債権者の氏名又は名称	債務の使途	金額	円
葬式費用	葬式費用	—	—		
合計額				A	
3 事業関連債務の金額(1-A)					
4 その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その者の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額					
5 その者に係る特例事業用資産の価額(その者の第8の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額)					
6 A-(4-5)(赤字の場合は0)					
7 特定債務額(3+6)					B

平成31年1月分以降用

特例事業相続人等の氏名					
1 その者に係る債務及び葬式費用の合計額(その者の第13表の3⑦欄の金額)					円
2 1のうち、特例事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細					
種類	細目	債権者の氏名又は名称	債務の使途	金額	円
葬式費用	葬式費用	—	—		
合計額				A	
3 事業関連債務の金額(1-A)					
4 その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その者の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額					
5 その者に係る特例事業用資産の価額(その者の第8の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額)					
6 A-(4-5)(赤字の場合は0)					
7 特定債務額(3+6)					B

特例事業相続人等の氏名					
1 その者に係る債務及び葬式費用の合計額(その者の第13表の3⑦欄の金額)					円
2 1のうち、特例事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の明細					
種類	細目	債権者の氏名又は名称	債務の使途	金額	円
葬式費用	葬式費用	—	—		
合計額				A	
3 事業関連債務の金額(1-A)					
4 その者が相続又は遺贈により取得した財産の価額(その者の第1表の①+②)(又は第3表の①欄)の金額					
5 その者に係る特例事業用資産の価額(その者の第8の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額)					
6 A-(4-5)(赤字の場合は0)					
7 特定債務額(3+6)					B

※税務署整理欄 入力 確認

第8の6表の付表4(令5、7)

(資4-20-9-25-A4統一)

※の項目は記入する必要がありません

※の項目は記入する必要がありません

改正後

改正前

納税猶予税額等の調整計算書

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において、「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。 ・ 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項） ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項） ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項） ・ 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項） ・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項） ・ 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項） ・ 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）	被相続人
	相続人等

1 調整前猶予税額等の明細
この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、特例株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額、医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）、美術品納税猶予税額又は事業用資産納税猶予税額についてその明細を記入します。

① 調整前農地等納予税額（相続人等の第8表の2の②の金額）	円
② 調整前株式等納予税額（相続人等の第8表の2の2のAの金額）	0.0
③ 調整前特例株式等納予税額（相続人等の第8表の2の2の2のAの金額）	0.0
④ 調整前山林納予税額（相続人等の第8表の3表の2の⑤の金額）	0.0
⑤ 調整前医療法人持分納予税額等（相続人等の第8表の4表の2の③の金額）	0.0
⑥ 調整前美術品納予税額（相続人等の第8表の5表の2のAの金額）	0.0
⑦ 調整前事業用資産納予税額（相続人等の第8表の6表の2のAの金額）	0.0
⑧ 調整前猶予税額等（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	0.0
⑨ 猶予可能税額等（相続人等の第1表の（⑧-⑨）の金額）（100円未満切捨て）	0.0

（注） ⑤欄の金額が⑤欄の金額を超える場合（「⑧>⑤」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。
なお、⑤欄の金額が⑤欄の金額以下の場合（「⑧≦⑤」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各納税猶予税額等の調整
この欄は、1の⑤欄の金額が1の⑤欄の金額を超える場合（「⑧>⑤」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。
なお、1の⑤欄の金額が1の⑤欄の金額以下の場合（「⑧≦⑤」の場合）は記入を要しません。

⑧ 調整後の農地等納税猶予税額（⑧×①/③）（100円未満切捨て）	円
⑨ 調整後の株式等納税猶予税額（⑧×②/⑤）（100円未満切捨て）	0.0
⑩ 調整後の特例株式等納税猶予税額（⑧×③/⑥）（100円未満切捨て）	0.0
⑪ 調整後の山林納税猶予税額（⑧×④/⑦）（100円未満切捨て）	0.0
⑫ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑧×⑤/⑧）（100円未満切捨て）	0.0
⑬ 調整後の美術品納税猶予税額（⑧×⑥/⑨）（100円未満切捨て）	0.0
⑭ 調整後の事業用資産納税猶予税額（⑧×⑦/⑩）（100円未満切捨て）	0.0

3 納税猶予税額等
この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。

① 農地等納税猶予税額等（①の金額（2において調整の計算をした場合には⑨の金額）を転記します。）	円
② 株式等納税猶予税額（②の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	0.0
③ 特例株式等納税猶予税額（③の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	0.0
④ 山林納税猶予税額（④の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	0.0
⑤ 医療法人持分納税猶予税額等（⑤の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	0.0

イ	「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	（イ） 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分納税猶予税額（⑤の金額を転記します。）	A（第8表の2の②）	0.0
		（ロ） 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（※第8表の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。）	医療法人持分税額控除額（⑤の金額を転記します。）	B（第1表の⑧）	0.0
ロ	「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	（イ） 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（※第8表の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。）	医療法人持分税額控除額（第8表の4表の付表のFの金額を転記します。）	B（第1表の⑧）	0.0
⑥ 美術品納税猶予税額（⑥の金額（2において調整の計算をした場合には⑬の金額）を転記します。）				円	0.0
⑦ 事業用資産納税猶予税額（⑦の金額（2において調整の計算をした場合には⑭の金額）を転記します。）				円	0.0

（注） 1 ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦欄の各欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。
2 ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦欄の金額は、相続人等の第8表の2の「農地等納税猶予税額①」、「株式等納税猶予税額②」、「特例株式等納税猶予税額③」、「山林納税猶予税額④」、「医療法人持分納税猶予税額⑤」若しくは第1表の「医療法人持分税額控除額⑤」、第8表の2の「美術品納税猶予税額⑥」又は「事業用資産納税猶予税額⑦」欄にそれぞれ転記します。
3 ⑧欄は、⑧欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（イ）又は（ロ）に応じ、（イ）のときは⑧欄の金額を、（ロ）のときは⑧欄の金額に基づき算出した第8表の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。

納税猶予税額等の調整計算書

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において、「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。 ・ 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項） ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項） ・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項） ・ 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項） ・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項） ・ 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項） ・ 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）	被相続人
	相続人等

1 調整前猶予税額等の明細
この欄は、相続人等に係る農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、特例株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額、医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税猶予税額等」と表記しています。）、美術品納税猶予税額又は事業用資産納税猶予税額についてその明細を記入します。

① 調整前農地等納予税額（相続人等の第8表の2の②の金額）	円
② 調整前株式等納予税額（相続人等の第8表の2の2のAの金額）	0.0
③ 調整前特例株式等納予税額（相続人等の第8表の2の2の2のAの金額）	0.0
④ 調整前山林納予税額（相続人等の第8表の3表の2の⑤の金額）	0.0
⑤ 調整前医療法人持分納予税額等（相続人等の第8表の4表の2の③の金額）	0.0
⑥ 調整前美術品納予税額（相続人等の第8表の5表の2のAの金額）	0.0
⑦ 調整前事業用資産納予税額（相続人等の第8表の6表の2のAの金額）	0.0
⑧ 調整前猶予税額等（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）	0.0
⑨ 猶予可能税額等（相続人等の第1表の（⑧-⑨）の金額）（100円未満切捨て）	0.0

（注） ⑤欄の金額が⑤欄の金額を超える場合（「⑧>⑤」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。
なお、⑤欄の金額が⑤欄の金額以下の場合（「⑧≦⑤」の場合）は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各納税猶予税額等の調整
この欄は、1の⑤欄の金額が1の⑤欄の金額を超える場合（「⑧>⑤」の場合）において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。
なお、1の⑤欄の金額が1の⑤欄の金額以下の場合（「⑧≦⑤」の場合）は記入を要しません。

⑧ 調整後の農地等納税猶予税額（⑧×①/③）（100円未満切捨て）	円
⑨ 調整後の株式等納税猶予税額（⑧×②/⑤）（100円未満切捨て）	0.0
⑩ 調整後の特例株式等納税猶予税額（⑧×③/⑥）（100円未満切捨て）	0.0
⑪ 調整後の山林納税猶予税額（⑧×④/⑦）（100円未満切捨て）	0.0
⑫ 調整後の医療法人持分納税猶予税額等（⑧×⑤/⑧）（100円未満切捨て）	0.0
⑬ 調整後の美術品納税猶予税額（⑧×⑥/⑨）（100円未満切捨て）	0.0
⑭ 調整後の事業用資産納税猶予税額（⑧×⑦/⑩）（100円未満切捨て）	0.0

3 納税猶予税額等
この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。

① 農地等納税猶予税額等（①の金額（2において調整の計算をした場合には⑨の金額）を転記します。）	円
② 株式等納税猶予税額（②の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	0.0
③ 特例株式等納税猶予税額（③の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	0.0
④ 山林納税猶予税額（④の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	0.0
⑤ 医療法人持分納税猶予税額等（⑤の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）	0.0

イ	「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	（イ） 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分納税猶予税額（⑤の金額を転記します。）	A（第8表の2の②）	0.0
		（ロ） 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（※第8表の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。）	医療法人持分税額控除額（⑤の金額を転記します。）	B（第1表の⑧）	0.0
ロ	「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	（イ） 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（※第8表の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。）	医療法人持分税額控除額（第8表の4表の付表のFの金額を転記します。）	B（第1表の⑧）	0.0
⑥ 美術品納税猶予税額（⑥の金額（2において調整の計算をした場合には⑬の金額）を転記します。）				円	0.0
⑦ 事業用資産納税猶予税額（⑦の金額（2において調整の計算をした場合には⑭の金額）を転記します。）				円	0.0

（注） 1 ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦欄の各欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。
2 ①、②、③、④、⑤、⑥又は⑦欄の金額は、相続人等の第8表の2の「農地等納税猶予税額①」、「株式等納税猶予税額②」、「特例株式等納税猶予税額③」、「山林納税猶予税額④」、「医療法人持分納税猶予税額⑤」若しくは第1表の「医療法人持分税額控除額⑤」、第8表の2の「美術品納税猶予税額⑥」又は「事業用資産納税猶予税額⑦」欄にそれぞれ転記します。
3 ⑧欄は、⑧欄の金額を基に、イ又はロの場合に応じ、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（イ）又は（ロ）に応じ、（イ）のときは⑧欄の金額を、（ロ）のときは⑧欄の金額に基づき算出した第8表の4表の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。

改正後

生命保険金などの明細書

被相続人

第9表
(令和6年1月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・ ・	円	
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の〕 法定相続人の数		④
	(500万円×	人	により計算した金額を右の④に記入します。)
			, 000, 000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 $\left(\text{④} \times \frac{\text{①}}{\text{③}} \right)$	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	③		

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(令6.7)

(資4-20-10-A4統一)

改正前

生命保険金などの明細書

被相続人

第9表
(平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
		・ ・	円	
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の〕 法定相続人の数		④
	(500万円×	人	により計算した金額を右の④に記入します。)
			, 000, 000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 $\left(\text{④} \times \frac{\text{①}}{\text{③}} \right)$	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合計	③		

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(平27.7)

(資4-20-10-A4統一)

改正後

退職手当金などの明細書

被相続人

第10表
(令和6年1月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・ ・		円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。

2 相続人以外の人を受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の④の〕 法定相続人の数	④
(500万円× 人 により計算した金額を右の④に記入します。)		円 ,000,000

退職手当金などを受け取った相続人の氏名	① 受け取った退職手当金などの金額	② 非課税金額 ($\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{⑧}}$)	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合 計	⑧		

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

改正前

退職手当金などの明細書

被相続人

第10表
(平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
		・ ・		円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。

2 相続人以外の人を受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の④の〕 法定相続人の数	④
(500万円× 人 により計算した金額を右の④に記入します。)		円 ,000,000

退職手当金などを受け取った相続人の氏名	① 受け取った退職手当金などの金額	② 非課税金額 ($\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{⑧}}$)	③ 課税金額 (①－②)
	円	円	円
合 計	⑧		

(注) 1 ⑥の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

改正前

第11表 (令和6年1月分以降用)

(注) 財産を取得した人が10名を超える場合には、この合計表を追加して記入してください。

(注) 1 「遺産の分割状況」欄は、遺産の分割状況に応じた番号を記入します。
2 「分割の日」欄は、遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、その分割の日を記入します。

(資 4-20-12-1-A 4 統一)

第11表（令和2年4月分以降用）

(資 4-20-12-1-A 4 統一)

改正後												改正前																																																																																																																																																																																									
相続税がかかる財産の明細書 (土地・家屋等用) 被相続人の氏名												(新規)																																																																																																																																																																																									
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上に存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を記入します。																																																																																																																																																																																																					
<table><thead><tr><th colspan="4">財産の明細</th><th colspan="2">分割が確定した財産</th></tr><tr><th rowspan="3">項番</th><th colspan="2">細目</th><th rowspan="3">所在場所 上段：(左)都道府県、(右)市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号</th><th>面積(m²)</th><th>単価(円)又は倍数</th><th rowspan="3">財産を取得した人の番号</th><th rowspan="3">取得財産の価額(円)</th></tr><tr><th rowspan="2">利用区分</th><th rowspan="2">国外</th><th>固定資産税評価額(円)</th><th>持分割合</th></tr><tr><th colspan="2">価額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>/</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>												財産の明細				分割が確定した財産		項番	細目		所在場所 上段：(左)都道府県、(右)市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号	面積(m ²)	単価(円)又は倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)	利用区分	国外	固定資産税評価額(円)	持分割合	価額(円)														/															/																						/																						/																						/																						/																						/																												
財産の明細				分割が確定した財産																																																																																																																																																																																																	
項番	細目		所在場所 上段：(左)都道府県、(右)市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号	面積(m ²)	単価(円)又は倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)																																																																																																																																																																																														
	利用区分	国外		固定資産税評価額(円)	持分割合																																																																																																																																																																																																
				価額(円)																																																																																																																																																																																																	
					/																																																																																																																																																																																																
					/																																																																																																																																																																																																
					/																																																																																																																																																																																																
					/																																																																																																																																																																																																
					/																																																																																																																																																																																																
					/																																																																																																																																																																																																
					/																																																																																																																																																																																																
第11表の付表1(令6.7)												第11表の付表1(令和6年1月分以降用)																																																																																																																																																																																									
資4-20-12-1-1-A4統一																																																																																																																																																																																																					

改正後	改正前																																	
書きかた等 《記入に当たっての留意事項》 相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。以下同じです。）及び家屋等以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 2 から付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第 11 の 2 表に記入してください。 《書きかた》 1 「細目」及び「利用区分」欄 下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」により、取得した土地又は家屋等の細目及び利用区分を記入してください。 2 「国外」欄 取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。 3 「特例」欄 取得した土地又は家屋等について特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、以下の番号を記入してください（下表以外の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を直接記入してください。）。 <table><tr><th>番 号</th><th>特 例</th></tr><tr><td>1</td><td>租税特別措置法第 69 条の 4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）</td></tr><tr><td>2</td><td>租税特別措置法第 69 条の 5（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）</td></tr><tr><td>3</td><td>租税特別措置法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）</td></tr><tr><td>4</td><td>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条（（相続税又は贈与税の計算）</td></tr></table> 4 「持分割合」欄 取得した土地又は家屋等について、被相続人が有していた持分割合を記入してください（被相続人が単独所有していた土地又は家屋等については、この欄への記入の必要はありません。）。 5 「財産を取得した人の番号」欄 財産を取得した人に対応する第 11 表 1 の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。 6 第 15 表への転記 「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第 15 表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第 15 表の該当欄に転記してください。 なお、細目ごとの第 15 表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」の「第 15 表の該当欄」のとおりです。 《取得した財産の細目、利用区分の記載要領》 <table><tr><th>種 類</th><th>細 目</th><th>利 用 区 分</th><th>第 15 表の 該 当 欄</th></tr><tr><td rowspan="5">土 地 宅 地</td><td>田</td><td rowspan="2">自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別</td><td>①</td></tr><tr><td>畑</td><td>②</td></tr><tr><td>宅 地</td><td>自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権^(注 1)（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別</td><td>③</td></tr><tr><td>山 林</td><td>普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）</td><td>④</td></tr><tr><td>そ の 他 の 土 地</td><td>原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）</td><td>⑤</td></tr><tr><td>家 屋 等</td><td></td><td>家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権^(注 2)などの家屋の上に存する権利についてはその名称</td><td>⑥</td></tr></table> (注) 1 「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の価額を第 15 表へ転記する際には、第 15 表の③欄のほかは、⑦欄へも転記してください。 2 「配偶者居住権」の価額を第 15 表へ転記する際には、第 15 表の⑥欄のほかは、⑩欄へも転記してください。	番 号	特 例	1	租税特別措置法第 69 条の 4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）	2	租税特別措置法第 69 条の 5（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）	3	租税特別措置法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）	4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条（（相続税又は贈与税の計算）	種 類	細 目	利 用 区 分	第 15 表の 該 当 欄	土 地 宅 地	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別	①	畑	②	宅 地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権 ^(注 1) （事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別	③	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）	④	そ の 他 の 土 地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）	⑤	家 屋 等		家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権 ^(注 2) などの家屋の上に存する権利についてはその名称	⑥	(新規)
番 号	特 例																																	
1	租税特別措置法第 69 条の 4（（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）																																	
2	租税特別措置法第 69 条の 5（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）																																	
3	租税特別措置法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）																																	
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条（（相続税又は贈与税の計算）																																	
種 類	細 目	利 用 区 分	第 15 表の 該 当 欄																															
土 地 宅 地	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別	①																															
	畑		②																															
	宅 地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権 ^(注 1) （事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別	③																															
	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）	④																															
	そ の 他 の 土 地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）	⑤																															
家 屋 等		家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権 ^(注 2) などの家屋の上に存する権利についてはその名称	⑥																															

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																								
相続税がかかる財産の明細書 (有価証券用) 被相続人の氏名 第11表の付表2 (令和6年1月分以降用) この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、有価証券の明細を記入します。 <table><thead><tr><th rowspan="4">項番</th><th colspan="2">財 産 の 明 細</th><th colspan="2">分割が確定した財産</th></tr><tr><th rowspan="3">細 目</th><th rowspan="3">所在場所等</th><th>数量(株・口・円)</th><th>為 替 (円)</th></tr><tr><th rowspan="2">単 価</th><th rowspan="2">財 産 を 取 得 した人の番号</th></tr><tr><th>価 額 (円)</th><th>取得財産の価額(円)</th></tr><tr><th>特例</th><th>備考</th><th>上段：金融商品取引業者等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(発行法人の所在地等)</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>										項番	財 産 の 明 細		分割が確定した財産		細 目	所在場所等	数量(株・口・円)	為 替 (円)	単 価	財 産 を 取 得 した人の番号	価 額 (円)	取得財産の価額(円)	特例	備考	上段：金融商品取引業者等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(発行法人の所在地等)																																																																																																																																																																																(新規)									
項番	財 産 の 明 細		分割が確定した財産																																																																																																																																																																																																															
	細 目	所在場所等	数量(株・口・円)	為 替 (円)																																																																																																																																																																																																														
			単 価	財 産 を 取 得 した人の番号																																																																																																																																																																																																														
					価 額 (円)	取得財産の価額(円)																																																																																																																																																																																																												
特例	備考	上段：金融商品取引業者等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(発行法人の所在地等)																																																																																																																																																																																																																

改 正 後		改 正 前																							
書 き か た 等 《記入に当たっての留意事項》 相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が有価証券以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 1、付表 3 又は付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第 11 の 2 表に記入してください。 《書きかた》 1 「細目」及び「銘柄」欄 下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」により、取得した有価証券の細目及び銘柄を記入してください。 2 「国外」欄 取得した有価証券の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。 なお、取得した有価証券のうち、国内にある金融商品取引業者等の営業所等に設けられた口座において管理されていたものについては、この欄の記入の必要はありません。 3 「特例」欄 取得した有価証券について租税特別措置法第 69 条の 6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）の規定を適用する場合は、「3」を記入してください（その他の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を直接記入してください。）。 4 「財産を取得した人の番号」欄 財産を取得した人に対応する第 11 表 1 の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。 5 第 15 表への転記 「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第 15 表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第 15 表の該当欄に転記してください。 なお、細目ごとの第 15 表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、銘柄の記載要領」の「第 15 表の該当欄」とおりです。 《取得した財産の細目、銘柄の記載要領》 <table><thead><tr><th>種 類</th><th colspan="2">細 目</th><th>銘 柄</th><th>第 15 表の 該 当 欄</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">有 価 証 券</td><td>特定同族会社^(注)の株 式 、 出 資</td><td>配 当 還 元 方 式 に よ っ た も の</td><td rowspan="5">その銘柄</td><td>㊴</td></tr><tr><td></td><td>そ の 他 の 方 式 に よ っ た も の</td><td>㊵</td></tr><tr><td colspan="2">上 記 以 外 の 株 式 、 出 資</td><td>㊶</td></tr><tr><td colspan="2">公 債 、 社 債</td><td>㊷</td></tr><tr><td colspan="2">証 券 投 資 信 託 、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券</td><td>㊸</td></tr></tbody></table> (注) 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第 31 条第 1 項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の 50%超を占めている非上場会社をいいます。		種 類	細 目		銘 柄	第 15 表の 該 当 欄	有 価 証 券	特定同族会社 ^(注) の株 式 、 出 資	配 当 還 元 方 式 に よ っ た も の	その銘柄	㊴		そ の 他 の 方 式 に よ っ た も の	㊵	上 記 以 外 の 株 式 、 出 資		㊶	公 債 、 社 債		㊷	証 券 投 資 信 託 、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券		㊸	(新規)	
種 類	細 目		銘 柄	第 15 表の 該 当 欄																					
有 価 証 券	特定同族会社 ^(注) の株 式 、 出 資	配 当 還 元 方 式 に よ っ た も の	その銘柄	㊴																					
		そ の 他 の 方 式 に よ っ た も の		㊵																					
	上 記 以 外 の 株 式 、 出 資			㊶																					
	公 債 、 社 債			㊷																					
	証 券 投 資 信 託 、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券			㊸																					

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																								
相続税がかかる財産の明細書 (現金・預貯金等用) 被相続人の氏名 第11表の付表3 (令和6年1月分以降用) この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、現金又は預貯金等の明細を記入します。 <table><thead><tr><th rowspan="3">項番</th><th colspan="2">財産の種類等</th><th rowspan="3">所在場所等 上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(所在地等)</th><th colspan="2">明細</th><th colspan="2">分割が確定した財産</th></tr><tr><th rowspan="2">口座番号</th><th rowspan="2">備考</th><th rowspan="2">数量</th><th rowspan="2">単価(円)</th><th rowspan="2">財産を取得した人の番号</th><th rowspan="2">取得財産の価額(円)</th></tr><tr><th>価額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>										項番	財産の種類等		所在場所等 上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(所在地等)	明細		分割が確定した財産		口座番号	備考	数量	単価(円)	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)	価額(円)																																																																																																																																																																																	(新規)									
項番	財産の種類等		所在場所等 上段：金融機関等の名称 中段：支店等の名称 下段：その他(所在地等)	明細		分割が確定した財産																																																																																																																																																																																																												
	口座番号	備考		数量	単価(円)	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)																																																																																																																																																																																																											
								価額(円)																																																																																																																																																																																																										

改 正 後	改 正 前								
書 き か た 等 《記入に当たっての留意事項》 相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が現金及び預貯金等以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 1、付表 2 又は付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第 11 の 2 表に記入してください。 《書きかた》 1 「口座種別等」欄 下記「取得した財産の口座種別等の記載要領」により、取得した現金、預貯金等の口座種別等を記入してください。 2 「国外」欄 取得した預貯金等の預け入れをしていた営業所又は事業所の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。 3 「財産を取得した人の番号」欄 財産を取得した人に対応する第 11 表 1 の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。 4 第 15 表への転記 財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第 15 表の㊦欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第15表の㊦欄に転記してください。 《取得した財産の口座種別等の記載要領》 <table><thead><tr><th>種 類</th><th>細 目</th><th>口 座 種 別 等</th><th>第 15 表の 該 当 欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>現 金 、 預 貯 金 等</td><td></td><td>現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別</td><td>㊦</td></tr></tbody></table>	種 類	細 目	口 座 種 別 等	第 15 表の 該 当 欄	現 金 、 預 貯 金 等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別	㊦	(新規)
種 類	細 目	口 座 種 別 等	第 15 表の 該 当 欄						
現 金 、 預 貯 金 等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別	㊦						

改正後										改正前																																																																																																																																																																																																																																						
相続税がかかる財産の明細書 (事業（農業）用財産・家庭用財産・その他の財産用) 被相続人の氏名										(新規)																																																																																																																																																																																																																																						
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、事業(農業)用財産、家庭用財産又はその他の財産の明細を記入します。 <table><thead><tr><th colspan="4">財産の明細</th><th colspan="2">分割が確定した財産</th></tr><tr><th rowspan="3">項番</th><th colspan="2">細目</th><th rowspan="2">財産の名称等</th><th>数量</th><th>倍数</th><th rowspan="3">財産を取得した人の番号</th><th rowspan="3">取得財産の価額(円)</th></tr><tr><th>特例</th><th>国外</th><th>単価(円)</th><th></th></tr><tr><th colspan="2">備考</th><th>財産の所在場所等</th><th colspan="2">価額(円)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>										財産の明細				分割が確定した財産		項番	細目		財産の名称等	数量	倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)	特例	国外	単価(円)		備考		財産の所在場所等	価額(円)																																																																																																																																																																																																																	
財産の明細				分割が確定した財産																																																																																																																																																																																																																																												
項番	細目		財産の名称等	数量	倍数	財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)																																																																																																																																																																																																																																									
	特例	国外		単価(円)																																																																																																																																																																																																																																												
	備考		財産の所在場所等	価額(円)																																																																																																																																																																																																																																												
第11表の付表4 (令和6年1月分以降用)																																																																																																																																																																																																																																																
第11表の付表4 (令6.7)										(資4-20-12-1-4-A4統一)																																																																																																																																																																																																																																						

改正後

改正前

書きかた等

《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。）及び家屋等である場合には第11表の付表1を、有価証券である場合には第11表の付表2を、現金及び預貯金等である場合には第11表の付表3を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第11の2表に記入してください。

《書きかた》

1 「細目」及び「財産の名称等」欄

下記「取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領」により、その財産の細目及び財産の名称等を記入してください。

2 「特例」欄

取得した財産について特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、以下の番号を記入してください（下記以外の特例を適用する場合は、その特例の条文番号等を直接記入してください。）。

番 号	特 例
2	租税特別措置法第69条の5（（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条（（相続税又は贈与税の計算）

3 「国外」欄

取得した財産の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

4 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第11表1の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

5 第15表への転記

「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第15表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第15表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第15表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領」の「第15表の該当欄」とおりです。

《取得した財産の細目、財産の名称等の記載要領》

種 類	細 目	財 産 の 名 称 等	第15表の 該 当 欄
事業（農業） 用 財 産	機械、器具、農機具、 その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など	㊸
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。	㊹
	売 掛 金		㊺
	そ の 他 の 事 業 （ 農 業 ） 用 財 産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称	㊻
	家 庭 用 財 産	その名称と銘柄	㊼
そ の 他 の 財 （ 利 益 ）	生 命 保 険 金 等		㊽
	退 職 手 当 金 等		㊾
	立 木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）	㊿
	代 償 財 産		㊿
	金 地 金	その名称	
	生 命 保 険（ 共 済 ） 契 約 に 関 する 権 利	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	損害保険（建物更生 共済）に係る権利	その保険の契約に係る保険会社等の名称	
	暗 号 資 産	その名称	
	貸 付 金、 預 け 金 等	その債務者の名称	
	配 当 期 待 権	配当期待権の基となる株式等の銘柄	
	そ の 他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別	
		2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など	
		3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容	
		4 教育資金管理残額、結婚・子育て資金管理残額 ^(注) の別	

(注) 「教育資金管理残額」とは、租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号（（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額をいい、「結婚・子育て資金管理残額」とは、同法第70条の2の3第12項第2号（（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する管理残額をいいます。

(新規)

改正後

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に贈与を受けた人ごとに記入します。

贈与を受けた人の氏名	被相続人から初めて相続時精算課税に係る贈与を受けた年分（相続時精算課税選択届出書の提出に係る年分）	相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の価額及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた年分	② 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	③ ①の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額	④ ③から控除する相続時精算課税に係る基礎控除額	⑤ 相続時精算課税適用財産の価額（③－④）（赤字のときは0）	⑥ ③の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑦ ⑥のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1			円		円		円
2							
3							
4							
5							
6							
合 計					⑧	⑨	⑩

- (注) 1 租税特別措置法第70条の6の9（（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）、第70条の7の3（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）又は第70条の7の7（（非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））の規定の適用により相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産は、その財産の種類に応じて第11表の付表1、付表2又は付表4に記入します（この表には記入しません）。
2 ③欄の金額は、下記2の②の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 ④欄は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「相続時精算課税に係る基礎控除額」欄の金額を記入します。なお、「① 贈与を受けた年分」欄が令和5年分以前の場合は、「0」と記入します。
4 ⑤欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑩欄にそれぞれ転記します。
5 ⑥欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑦」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細

① 贈与年月日		② 相続時精算課税適用財産の明細					④ 価額
		種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	円

- (注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。なお、被相続人である特定贈与者が贈与をした年中に死亡し贈与税の申告が不要である場合は、「相続税の申告のしかた」の記載例を参照してください。
2 ②の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑩欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の⑤欄の金額を記入します。また、租税特別措置法第70条の3の3（（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例））の承認を受けている場合には、その承認に係る財産の価額から同条の規定による災害により被害を受けた部分に対応する金額を控除した金額を記入します。

第11の2表(令6,7)

(資4-20-12-2-A4統一)

改正前

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ①の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1					円	円
2						
3						
4						
5						
6						

贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)				
	⑦ 課税価格の合計額（④の合計額）		円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額（⑤の合計額）					
	⑨ ⑥のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額（⑥の合計額）					

- (注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑩欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑨欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑦」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

① 贈与を受けた人の氏名		② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細				
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	価額
							円

- (注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑩欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

第11の2表(令5,7)

(資4-20-12-2-A4統一)

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD3549

		被相続人	
この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る財産等その他の一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。） (注) この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(税)を使用します。			
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等取得した全ての人の氏名を記入します。 私(私たちは)、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の③欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。			
氏名			
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。			
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等			
選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入します	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等(限度面積要件を満たす宅地等)の面積
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④×⑤)の価額	
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)	
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④－⑦)	
	①	()	⑤
	②	()	⑥
	③	()	⑦
	④	()	⑧
	①	()	⑤
	②	()	⑥
	③	()	⑦
	④	()	⑧
	①	()	⑤
	②	()	⑥
	③	()	⑦
	④	()	⑧
(注) 1 ①欄の「()」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一宅地等が共有である場合又は一宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸貸割合」が1でないときは、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。 4 ⑤欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。			
○「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。			
小規模宅地等の区分			
被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
小規模宅地等の種類	1 特定居住用宅地等	2 特定事業用宅地等	3 特定同族会社事業用宅地等
⑨ 減額割合	80 100	80 100	50 100
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	()	()	()
イ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	(1)の⑩の面積	(2)の⑩及び(3)の⑩の面積の合計	(4)の⑩の面積
ロ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合	(1)の⑩の面積	(2)の⑩及び(3)の⑩の面積の合計	(4)の⑩の面積
(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「4 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、⑩欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。			
※ 税務署整理欄			
年分	□□	名簿番号	□□□□□□□□
申告年月日	□□□□□□	申告番号	□□□□□□□□
一通番号	□□□□□□	グループ番号	□□□□□□
補充	□□□□□□	補充	□□□□□□
第11・11の2表の付表1(令6.7)			

第11・11の2表の付表1(令和6年1月分以降用)

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD3549

		被相続人	
この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他の一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。） (注) この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(税)を使用します。			
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等取得した全ての人の氏名を記入します。 私(私たちは)、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の③欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。			
氏名			
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。			
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等			
選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入します	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等(限度面積要件を満たす宅地等)の面積
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④×⑤)の価額	
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)	
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④－⑦)	
	①	()	⑤
	②	()	⑥
	③	()	⑦
	④	()	⑧
	①	()	⑤
	②	()	⑥
	③	()	⑦
	④	()	⑧
	①	()	⑤
	②	()	⑥
	③	()	⑦
	④	()	⑧
(注) 1 ①欄の「()」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一宅地等が共有である場合又は一宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸貸割合」が1でないときは、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。 4 ⑤欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。			
○「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。			
小規模宅地等の区分			
被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
小規模宅地等の種類	1 特定居住用宅地等	2 特定事業用宅地等	3 特定同族会社事業用宅地等
⑨ 減額割合	80 100	80 100	50 100
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	()	()	()
イ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がない場合	(1)の⑩の面積	(2)の⑩及び(3)の⑩の面積の合計	(4)の⑩の面積
ロ 小規模宅地等のうち④貸付事業用宅地等がある場合	(1)の⑩の面積	(2)の⑩及び(3)の⑩の面積の合計	(4)の⑩の面積
(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「4 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、⑩欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。			
※ 税務署整理欄			
年分	□□	名簿番号	□□□□□□□□
申告年月日	□□□□□□	申告番号	□□□□□□□□
一通番号	□□□□□□	グループ番号	□□□□□□
補充	□□□□□□	補充	□□□□□□
第11・11の2表の付表1(令2.7)			

第11・11の2表の付表1(令和2年4月分以降用)

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

被相続人		
この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時特種贈与に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産」についての相続税の納税猶予及び免除の対象となり得る宅地等その他の一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2（特定事業用資産の特例）の対象となる財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 小規模宅地等の特例」欄の記入を省略します。）。 （注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（表）を使用します。		
1 特例の適用にあたっての同意 この表は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取持した全ての人の氏名を記入します。 私（私たちは）、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（2 小規模宅地等の明細）の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。		
氏名		
（注）小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取持した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。		
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取持した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 ↓ 小規模宅地等の種類別価額は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等		
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	⑤ ③のうち小規模宅地等（限度面積要件を満たす宅地等）の面積
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{1}{10}$ ）の価額
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④-⑦）
	① []	⑤ []
	② []	⑥ []
	③ []	⑦ []
	④ []	⑧ []
	① []	⑤ []
	② []	⑥ []
③ []	⑦ []	
④ []	⑧ []	
① []	⑤ []	
② []	⑥ []	
③ []	⑦ []	
④ []	⑧ []	
（注）①欄の「[]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（②、③又は④）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一宅地等が共有である場合は、一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸貸割合」が1でないときは、第11・11の2表の付表1（別表1）を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく権利利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1（別表1）の2を作成します。 4 ⑧欄の金額は第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。		
○ 「限度面積要件」の判定 「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。		
小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等
③ 減額割合	④ 特定同族会社事業用宅地等	⑤ 貸付事業用宅地等
⑥ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	⑦ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	⑧ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
⑨ 限度面積	⑩ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	⑪ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
⑫ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	⑬ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	⑭ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計
⑮ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	⑯ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	⑰ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
⑱ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	⑲ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	⑳ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計
㉑ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㉒ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㉓ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
㉔ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㉕ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㉖ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計
㉗ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㉘ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㉙ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
㉚ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㉛ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㉜ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計
㉝ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㉞ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㉟ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
㊱ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㊲ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㊳ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計
㊴ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㊵ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㊶ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
㊷ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㊸ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㊹ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計
㊺ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㊻ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㊼ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
㊽ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㊾ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㊿ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計
㋀ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㋁ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㋂ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
㋃ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㋄ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㋅ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計
㋆ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㋇ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㋈ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
㋉ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㋊ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㋋ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計
㋌ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㋍ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㋎ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計
㋏ ⑥の①及び③の⑥の面積の合計	㋐ ⑥の②及び④の⑥の面積の合計	㋑ ⑥の①

改正前

F D 3 5 5 0

第11・11の2表の付表1（続）（令和6年1月分以降用）

※の項目は記入する必要がありません。

[illegible]

(資4-20-12-3-2-A4統一)

F D 3 5 5 0

第11・11の2表の付表1（続）（令和2年4月分以降用）

※の項目は記入する必要がありません

		被 相 続 人	
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等取得した全ての人の氏名を記入します。 私(私たち)は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部(「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等)の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。			
氏名			
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。			
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等			
選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入	① 特例の適用を受ける取得者の氏名 (事業内容)	⑤ ③のうち小規模宅地等(限度面積要件を満たす宅地等)の面積
		② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④× $\frac{2}{3}$)の価額
		③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)
		④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④-⑦)
	□	① ()	⑤
	□	②	⑥
	□	③	⑦
	□	④	⑧
	□	① ()	⑤
	□	②	⑥
	□	③	⑦
	□	④	⑧
□	① ()	⑤	
□	②	⑥	
□	③	⑦	
□	④	⑧	
□	① ()	⑤	
□	②	⑥	
□	③	⑦	
□	④	⑧	
□	① ()	⑤	
□	②	⑥	
□	③	⑦	
□	④	⑧	

注1 ①欄の「()」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。

2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときは、第11-11の2表の付表1(別表1)を作成します。

3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11-11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。

4 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

※ 税務署整理欄

年 月 日

申告 年 月 日

一連 番号

グループ 番号

備考

(資4-20-12-3-2-A4統一)

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）

		被相続人		
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私(私たちは、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。				
氏名				
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。				
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等				
選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入します。	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	⑤ ③のうち小規模宅地等（限度面積要件を満たす宅地等）の面積	
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④×⑤）の価額		
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑧）		
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）		
	☐ ①	[]	⑤	
	☐ ②		⑥	
	☐ ③		⑦	
	☐ ④		⑧	
	☐ ①	[]	⑤	
	☐ ②		⑥	
	☐ ③		⑦	
	☐ ④		⑧	
	☐ ①	[]	⑤	
	☐ ②		⑥	
	☐ ③		⑦	
	☐ ④		⑧	
	☐ ①	[]	⑤	
	☐ ②		⑥	
	☐ ③		⑦	
	☐ ④		⑧	
(注) ① ①欄の「[]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。 4 ⑤欄の金額を第11表の付表1の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。				

第11・11の2表の付表1(続)(令和6年1月分以降用)

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（続）

		被相続人		
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私(私たちは、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。				
氏名				
(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。				
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等				
選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類 1～4の番号を記入します。	① 特例の適用を受ける取得者の氏名（事業内容）	⑤ ③のうち小規模宅地等（限度面積要件を満たす宅地等）の面積	
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④×⑤）の価額		
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑧）		
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）		
	☐ ①	[]	⑤	
	☐ ②		⑥	
	☐ ③		⑦	
	☐ ④		⑧	
	☐ ①	[]	⑤	
	☐ ②		⑥	
	☐ ③		⑦	
	☐ ④		⑧	
	☐ ①	[]	⑤	
	☐ ②		⑥	
	☐ ③		⑦	
	☐ ④		⑧	
	☐ ①	[]	⑤	
	☐ ②		⑥	
	☐ ③		⑦	
	☐ ④		⑧	
(注) ① ①欄の「[]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1(別表1)を作成します。 3 小規模宅地等を選択する宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等である場合には、第11・11の2表の付表1(別表1の2)を作成します。 4 ⑤欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。				

第11・11の2表の付表1(続)(令和2年4月分以降用)

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1）

被相続人

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注1）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します（注2）。
1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）1 一の宅地等とは、一種の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用の供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を使用してください。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
(1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
(2) 上記2に該当する場合には、⑤欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積 面積（㎡）	評価額（円）
相続開始の直前における宅地等の利用区分		
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 （B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③
B ①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	④
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑤
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑥
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑦
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑧

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
(1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
(2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあな分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
(3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上記に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
(4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1～2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表の付表1に転記します。

宅地等の取得者氏名		③持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×③	③×③					
B	③×③	④×③					
C	④×③	⑤×③					
D	⑤×③	⑥×③					
E	⑥×③	⑦×③					
F	⑦×③	⑧×③					
宅地等の取得者氏名		③持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×④	③×④					
B	③×④	④×④					
C	④×④	⑤×④					
D	⑤×④	⑥×④					
E	⑥×④	⑦×④					
F	⑦×④	⑧×④					

第11・11の2表の付表1（別表1）（令6.7）

（資4-20-12-3-5-A 4統一）

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1）

被相続人

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注1）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します（注2）。
1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
（注）1 一の宅地等とは、一種の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
2 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用の供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を使用してください。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
(1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
(2) 上記2に該当する場合には、⑤欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	①宅地等の面積 面積（㎡）	評価額（円）
相続開始の直前における宅地等の利用区分		
A ①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 （B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③
B ①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	④
C ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑤
D ①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑥
E ①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑦
F ①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑧

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
(1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
(2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあな分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
(3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上記に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
(4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1～2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名		③持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×③	③×③					
B	③×③	④×③					
C	④×③	⑤×③					
D	⑤×③	⑥×③					
E	⑥×③	⑦×③					
F	⑦×③	⑧×③					
宅地等の取得者氏名		③持分割合		／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）		評価額（円）		面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×③	③×③					
B	③×③	④×③					
C	④×③	⑤×③					
D	⑤×③	⑥×③					
E	⑥×③	⑦×③					
F	⑦×③	⑧×③					

第11・11の2表の付表1（別表1）（令2.7）

（資4-20-12-3-5-A 4統一）

第11・11の2表の付表1（別表1）（令和2年4月分以降用）

改正後

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1の2）

被相続人

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。）の全部又は一部である場合に作成します。

なお、この計算明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額			
宅地等の所在地		①宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
		配偶者居住権に基づく敷地利用権	居住建物の敷地の用に供される土地
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	④（1次相続の場合は0としてください。）
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時にあって継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑤（1次相続の場合は0としてください。）
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑥
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑦
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑧

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額					
i 配偶者居住権に基づく敷地利用権の取得者氏名					
1 利用区分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1～2）	
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A ②× $\frac{③}{③+④}$	⑤				
B ③× $\frac{④}{③+④}$	⑥				
C ④× $\frac{⑤}{④+⑤}$	⑦				
D ⑤× $\frac{⑥}{⑤+⑥}$	⑧				
E ⑥× $\frac{⑦}{⑥+⑦}$	⑨				
F ⑦× $\frac{⑧}{⑦+⑧}$	⑩				
ii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		⑧持分割合		／	
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1～2）	
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A ②× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	⑤×⑧				
B ③× $\frac{④}{③+④}$ ×⑧	⑥×⑧				
C ④× $\frac{⑤}{④+⑤}$ ×⑧	⑦×⑧				
D ⑤× $\frac{⑥}{⑤+⑥}$ ×⑧	⑧×⑧				
E ⑥× $\frac{⑦}{⑥+⑦}$ ×⑧	⑨×⑧				
F ⑦× $\frac{⑧}{⑦+⑧}$ ×⑧	⑩×⑧				
iii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名		⑧持分割合		／	
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1～2）	
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A ②× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	⑤×⑧				
B ③× $\frac{④}{③+④}$ ×⑧	⑥×⑧				
C ④× $\frac{⑤}{④+⑤}$ ×⑧	⑦×⑧				
D ⑤× $\frac{⑥}{⑤+⑥}$ ×⑧	⑧×⑧				
E ⑥× $\frac{⑦}{⑥+⑦}$ ×⑧	⑨×⑧				
F ⑦× $\frac{⑧}{⑦+⑧}$ ×⑧	⑩×⑧				

第11・11の2表の付表1（別表1の2）（令6.7）

（資4-20-12-3-9-A4統一）

改正前

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1の2）

被相続人

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（以下「居住建物の敷地の用に供される土地」といいます。）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（以下「配偶者居住権に基づく敷地利用権」といいます。）の全部又は一部である場合に作成します。

なお、この計算明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額			
宅地等の所在地		①宅地等の面積	㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
		配偶者居住権に基づく敷地利用権	居住建物の敷地の用に供される土地
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	③
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	④（1次相続の場合は0としてください。）
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時にあって継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑤（1次相続の場合は0としてください。）
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑥
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥	⑦
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑧

2一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

i 配偶者居住権に基づく敷地利用権の取得者氏名							
1 利用区分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）		
A ②× $\frac{③}{③+④}$	③						
B ③× $\frac{④}{③+④}$	④						
C ④× $\frac{⑤}{④+⑤}$	⑤						
D ⑤× $\frac{⑥}{⑤+⑥}$	⑥						
E ⑥× $\frac{⑦}{⑥+⑦}$	⑦						
F ⑦× $\frac{⑧}{⑦+⑧}$	⑧						
ii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名			⑧持分割合	／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）		
A ②× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧						
B ③× $\frac{④}{③+④}$ ×⑧	④×⑧						
C ④× $\frac{⑤}{④+⑤}$ ×⑧	⑤×⑧						
D ⑤× $\frac{⑥}{⑤+⑥}$ ×⑧	⑥×⑧						
E ⑥× $\frac{⑦}{⑥+⑦}$ ×⑧	⑦×⑧						
F ⑦× $\frac{⑧}{⑦+⑧}$ ×⑧	⑧×⑧						
iii 居住建物の敷地の用に供される土地の取得者氏名			⑧持分割合	／			
1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）		
A ②× $\frac{③}{③+④}$ ×⑧	③×⑧						
B ③× $\frac{④}{③+④}$ ×⑧	④×⑧						
C ④× $\frac{⑤}{④+⑤}$ ×⑧	⑤×⑧						
D ⑤× $\frac{⑥}{⑤+⑥}$ ×⑧	⑥×⑧						
E ⑥× $\frac{⑦}{⑥+⑦}$ ×⑧	⑦×⑧						
F ⑦× $\frac{⑧}{⑦+⑧}$ ×⑧	⑧×⑧						

第11・11の2表の付表1（別表1の2）（令2.7）

（資4-20-12-3-9-A4統一）

第11・11の2表の付表1（別表1の2）（令和6年1月分以降用）

第11・11の2表の付表1（別表1の2）（令和2年4月分以降用）

改正後	改正前
書きかた等 1「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄 (1) 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」並びに相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び配偶者居住権に基づく敷地利用権と居住建物の敷地の用に供される土地の「評価額」を記入します。 (2) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。 (3) ⑤欄及び⑥欄は、1次相続（配偶者居住権の設定に係る相続をいいます。以下同じです。）の場合には原則として「0」と記入してください。 2「2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額」欄 「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。 なお、配偶者居住権に基づく敷地利用権を取得した人の欄（i）と居住建物の敷地の用に供される土地を取得した人の欄（ii、iii）で記載方法が異なります。それぞれの記載方法は、次のとおりです。 (1) 配偶者居住権に基づく敷地利用権を取得した人の欄（i） ① 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 利用区分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。 ② 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 利用区分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表の付表1に転記します。 ③ 1次相続の場合には、B及びCの各欄への記入は不要です。 (2) 居住建物の敷地の用に供される土地を取得した人の欄（ii、iii） ① 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1／1」と記入します。 ② 「1 持分に応じた宅地等」は、「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。 ③ 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2 小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。 ④ 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表の付表1に転記します。	書きかた等 1「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄 (1) 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」並びに相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び配偶者居住権に基づく敷地利用権と居住建物の敷地の用に供される土地の「評価額」を記入します。 (2) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。 (3) ⑤欄及び⑥欄は、1次相続（配偶者居住権の設定に係る相続をいいます。以下同じです。）の場合には原則として「0」と記入してください。 2「2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額」欄 「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。 なお、配偶者居住権に基づく敷地利用権を取得した人の欄（i）と居住建物の敷地の用に供される土地を取得した人の欄（ii、iii）で記載方法が異なります。それぞれの記載方法は、次のとおりです。 (1) 配偶者居住権に基づく敷地利用権を取得した人の欄（i） ① 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 利用区分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。 ② 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 利用区分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。 ③ 1次相続の場合には、B及びCの各欄への記入は不要です。 (2) 居住建物の敷地の用に供される土地を取得した人の欄（ii、iii） ① 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1／1」と記入します。 ② 「1 持分に応じた宅地等」は、「1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額」欄のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。 ③ 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。 ④ 「3 特例の対象とならない宅地等（1－2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

改正前

被相續人

- この表は、特定産業用宅地等として大規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受けようとする宅地等のうちに特定宅地等（相続開始前3年以内に新たに被相続人等^(注1)の事業^(注2)の用に供されたものをいいます。以下同じです。）^(注3)が含まれる場合に、その特定宅地等に係る事業が租税特別措置法施行令第40条第2項第8号に規定する規模以上のものであることを判断するために使用します。
- 特定宅地等が複数ある場合は、特定宅地等ごとに作成します。
- (注) 1 被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいいます。
2 租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する事業をいいます。
3 平成31年4月31日以前に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等は、特定宅地等には含まれません。

(注)「②①の宅地等の面積」欄は、その宅地等が数人の共有に属していた場合には、被相続人が有していた持分に応ずる面積を記入してください。

①特定宅地等を含む 一の宅地等の所在地		②③の宅地等の面積		㎡
③事業主主宰者の氏名		被相続人、生計一親族（以下5条に○）	④⑤の特定宅地等 に係る事業内容	
相続開始の直前における宅地等の利用区分			面積（㎡）	相続開始時の価額（円）
⑤	②のうち④の事業の用に供されていた宅地等			
⑥	⑤のうち相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（特定宅地等）（事業の用に供された日：平成 令和 年 月 日）			

(注) 1 記入の対象となる減価償却資産は、1④の事業の用に供されていた次に掲げるもののうち1③の事業主宰者が有していたものに限ります。

- (1) 1④の宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物
 ② 所得税法第22条第1項第9号に規定する減価償却資産で1④の宅地等の上で行われる1④の事業に係る業務の用に供されていたもの（1④を除きます。）
 ③ ①に該当しないもの
- 2 ①に該当する価額（1④を除きます。）は、減価償却資産が数人の共有に属していた場合には、1④の事業主宰者が有していた持分に応ずる価額を記入してください。
- 3 「③事業専用割合」欄は、減価償却資産のうち1④の事業の用に供されていた部分がある場合には、1④の事業の用に供されていた部分の割合を記入してください（それ以外の場合には、「—」と記入してください。）。

[illegible][illegible]

(B _____ 円 ÷ A _____ 円) × 100 = _____ . %

15%未満になった場合には、
1⑥については特例適用不可

(資 4-20-12-3-8-A 4 統一)

被相續人

- この表は、特定事業用宅地等として小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受けようとする宅地等のうちに特定宅地等（相続開始前3年以内に新たに被相続人等^(注1)の事業^(注2)の用に供されたものもを含む。）^(注3)が含まれる場合に、その特定宅地等に係る事業が租税特別措置法施行令第40条の2第8項に規定する規模以上のものであることを判定するために使用します。
- 特定宅地等が複数ある場合には、特定宅地等ごとに作成します。
- (注) 1 被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族をいいます。
2 租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する事業をいいます。
3 平成31年3月31日以前に新たに被相続人等の事業の用に供された宅地等は、特定宅地等には含まれません。

(注)「②①の宅地等の面積」欄は、その宅地等が数人の共有に属していた場合には、被相続人が有していた持分に応ずる面積を記入してください。

①特定宅地等を含む宅地等の所在地		②①の宅地等の面積		m ²
③事業主宰者の氏名		被相続人、生計一親族（いれぬか○）	④③の特定宅地等に係る事業内容	
相続開始の直前における宅地等の利用区分			面積（m ² ）	相続開始時の価額（円）
⑤	②のうち④の事業の用に供されていた宅地等			
⑥	⑤のうち相続開始前3年以内に新たに事業の用に供された宅地等（特定宅地等）「事業の用に供された日：平成・令和 年 月 日」			A

(注) 1 記入の対象となる減価償却資産は、1④の事業の用に供されていた次に掲げるもののうち1③の事業主宰者が有していたものに限ります。

- (1) 1⑥の宅地等の上に存する建物（その附属設備を含む。）又は構築物
 ② 所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産で1⑥の宅地等の上で行われる1④の事業に係る業務の用に供されてきたもの（1を除きま）
 ③ ①が開始開始時に所有する価額」欄は、減価償却資産が数人の共有に属していた場合には、1③の事業主宰者が有していた持分に占める価額を記入してください。
 ④「事業専有割合」欄は、減価償却資産のうち1④の事業の用に外用の用に供されていた部分がある場合には、1④の事業の用に供されていた部分の割合を記入してください（それ以外の場合には、「1」と記入してください）。

①相続開始時における価額 ②事業專用割合 ③(①×②)							
種 類	細 目	利用区分等	所在場所等	数 量	単 価		
				固定資産税 評 価 額	倍 数		
						円	円
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						—	
						計	B

.....

$$(B \text{ 円} \div A \text{ 円}) \times 100 = \text{ . } \% \leftarrow \begin{array}{l} 15\% \text{ 未満になった場合は、} \\ 16\% \text{ については特例適用不可} \end{array}$$

(資4-20-12-3-8-A4統一)

改 正 後

小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあつての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書

被 相 続 人

1 特例の適用にあつての同意

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、①「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等及び「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合、又は②「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林がある場合に記入します。
なお、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合（「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合を除きます。）には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（この場合には、この表の記入を要しません。）。

(1) 特例の適用にあつての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」若しくは「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「② 特例の適用を受ける財産の明細」の①から⑤までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する小規模宅地等、同法第 69 条の 5 第 1 項に規定する選択特定計画山林又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項に規定する特例事業用資産のうち同条第 2 項第 1 号に掲げるものに該当することを確認の上、その財産の取得者が同法第 69 条の 4 第 1 項、第 69 条の 5 第 1 項又は第 70 条の 6 の 10 第 1 項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

(2) 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- ① 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり。
② 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。
③ 特例事業用資産のうち租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号に掲げるものの明細
第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の②及び③のとおり。

2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この表は、「特定計画山林の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「個人の事業用資産の納税猶予」を適用する場合に記入します。
なお、「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合の「特定計画山林の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算」については、第 11・11 の 2 表の付表 2 の 2 で計算します。

(1) 小規模宅地等の特例及び個人の事業用資産の納税猶予の適用を受ける面積

① 限度面積	② 小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積 (裏面 2 参照)	③ 特例適用残面積 (①－②)
200㎡	㎡	㎡

(2) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

④ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑤ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額 (④× $\frac{③}{①}$)	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）
円	円	円

(注) ③欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

改 正 前

小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあつての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書

被 相 続 人

1 特例の適用にあつての同意

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、①「小規模宅地等の特例」の対象となり得る宅地等及び「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合、又は②「特定計画山林の特例」の対象となり得る山林がある場合に記入します。
なお、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合（「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産がある場合を除きます。）には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（この場合には、この表の記入を要しません。）。

(1) 特例の適用にあつての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」若しくは「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産の納税猶予」の対象となり得る宅地等その他一定の財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私（私たち）は下記の「② 特例の適用を受ける財産の明細」の①から⑤までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第 69 条の 4 第 1 項に規定する小規模宅地等、同法第 69 条の 5 第 1 項に規定する選択特定計画山林又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項に規定する特例事業用資産のうち同条第 2 項第 1 号に掲げるものに該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第 69 条の 4 第 1 項、第 69 条の 5 第 1 項又は第 70 条の 6 の 10 第 1 項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

(2) 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- ① 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり。
② 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。
③ 特例事業用資産のうち租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号に掲げるものの明細
第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の②及び③のとおり。

2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この表は、「特定計画山林の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「個人の事業用資産の納税猶予」を適用する場合に記入します。
なお、「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合の「特定計画山林の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算」については、第 11・11 の 2 表の付表 2 の 2 で計算します。

(1) 小規模宅地等の特例及び個人の事業用資産の納税猶予の適用を受ける面積

① 限度面積	② 小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積 (裏面 2 参照)	③ 特例適用残面積 (①－②)
200㎡	㎡	㎡

(2) 特定計画山林の特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

④ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定（受贈）森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑤ 特例の対象となる特定（受贈）森林経営計画対象山林の調整限度額 (④× $\frac{③}{①}$)	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額（第11・11の2表の付表4の「3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額）
円	円	円

(注) ③欄が0となる場合には、特定（受贈）森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

改 正 後

【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「個人の事業用資産の納税猶予」とは、同法第70条の6の10第1項に規定する個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。

- 2 「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の①の「②小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{特定居住用地等の} \\ \text{面積} \end{array} \right] \times \frac{200}{330} + \left[\begin{array}{c} \text{特定事業用地等の面積}^{(※1)} \text{及び} \\ \text{特定同族会社事業用地等の面積} \\ \text{の合計} \end{array} \right] \times \frac{200}{400} + \left[\begin{array}{c} \text{貸付事業用地等} \\ \text{の面積} \end{array} \right]$$

(注) 上記の「特定居住用地等の面積」、[特定事業用地等の面積及び特定同族会社事業用地等の面積の合計]及び「貸付事業用地等の面積」とは、申告書第11・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の□1 特定居住用地等の㊦欄の面積、㊧ 特定事業用地等の㊦欄の面積^(※2)及び□3 特定同族会社事業用地等の㊦欄の面積の合計並びに㊨ 貸付事業用地等の㊦欄の面積です。

- ※1 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、租税特別措置法施行令第40条の2の2第9項の規定により、特定事業用地等である小規模宅地等として選択したものとみなされる猶予対象宅地等の面積を含みます。
- 2 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、申告書第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の②②ハ欄の面積及び③①ホ欄の面積の合計を加算します。

改 正 前

【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「個人の事業用資産の納税猶予」とは、同法第70条の6の10第1項に規定する個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。

- 2 「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の①の「②小規模宅地等の特例等の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{c} \text{特定居住用地等} \\ \text{の面積} \end{array} \right] \times \frac{200}{330} + \left[\begin{array}{c} \text{特定事業用地等の面積}^{(※1)} \text{及び} \\ \text{特定同族会社事業用地等の面積} \\ \text{の合計} \end{array} \right] \times \frac{200}{400} + \left[\begin{array}{c} \text{貸付事業用地等} \\ \text{の面積} \end{array} \right]$$

(注) 上記の「特定居住用地等の面積」、[特定事業用地等の面積及び特定同族会社事業用地等の面積の合計]及び「貸付事業用地等の面積」とは、申告書第11・11の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の□1 特定居住用地等の㊦欄の面積、㊧ 特定事業用地等の㊦欄の面積^(※2)及び□3 特定同族会社事業用地等の㊦欄の面積の合計並びに㊨ 貸付事業用地等の㊦欄の面積です。

- ※1 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、租税特別措置法施行令第40条の2の2第9項の規定により、特定事業用地等である小規模宅地等として選択したものとみなされる猶予対象宅地等の面積を含みます。
- 2 「個人の事業用資産の納税猶予」の適用を受ける人がいる場合には、申告書第8の6表の付表3の「2 この特例の適用を受ける宅地等に係る限度面積の判定」の②②ハ欄の面積及び③①ホ欄の面積の合計を加算します。

改 正 後

特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書

被 相 続 人

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

1 特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の特例
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の特例」のとおり。
- (2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の特例
第11・11の2表の付表3のとおり。
- (3) 特定(受贈) 森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の特例
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の特例」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の特例」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「特定事業用資産の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「特定計画山林の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①－②)
	400㎡	㎡	㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の半に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{③}{①})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額))	⑦ 特例適用残価額 (⑤－⑥)
円	円	円	円

- (注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
- 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈) 森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈) 森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈) 森林経営計画対象山林の調整限度額 $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈) 森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	
円	円	円	

(注) ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定(受贈) 森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

改 正 前

特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書

被 相 続 人

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

1 特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。	特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の特例
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の特例」のとおり。
- (2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の特例
第11・11の2表の付表3のとおり。
- (3) 特定(受贈) 森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の特例
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の特例」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の特例」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「特定事業用資産の特例」を適用し、かつ、「小規模宅地等の特例」又は「特定計画山林の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①－②)
	400㎡	㎡	㎡

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の半に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{③}{①})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額))	⑦ 特例適用残価額 (⑤－⑥)
円	円	円	円

- (注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
- 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈) 森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈) 森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈) 森林経営計画対象山林の調整限度額 $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈) 森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	
円	円	円	

(注) ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定(受贈) 森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。

改正後	改正前
【記入に当たっての留意事項】 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。 2 「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」 「(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「②特例の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。 〔特定居住用宅地等の面積〕×$\frac{5}{3}$ + 特定事業用宅地等及び 特定同族会社事業用宅 地等の面積の合計 + 〔貸付事業用宅地等の面積〕×2 (注) 上記の〔特定居住用宅地等の面積〕、〔特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計〕及び〔貸付事業用宅地等の面積〕とは、申告書第 11・11 の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の ① 特定居住用宅地等の㊦欄の面積、② 特定事業用宅地等及び ③ 特定同族会社事業用宅地等の㊦欄の面積の合計並びに ④ 貸付事業用宅地等の㊦欄の面積です。	【記入に当たっての留意事項】 この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。 1 この表における「小規模宅地等の特例」とは、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等の特例を、「特定計画山林の特例」とは、同法第69条の5第1項に規定する特定計画山林の特例を、「特定事業用資産の特例」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法（「旧租税特別措置法」といいます。）第69条の5第1項に規定する特定事業用資産の特例をいいます。 2 「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」 「(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積」の「②特例の適用を受ける面積」の計算は、次の算式により計算します。 〔特定居住用宅地等の面積〕×$\frac{5}{3}$ + 特定事業用宅地等及び 特定同族会社事業用宅 地等の面積の合計 + 〔貸付事業用宅地等の面積〕×2 (注) 上記の〔特定居住用宅地等の面積〕、〔特定事業用宅地等及び特定同族会社事業用宅地等の面積の合計〕及び〔貸付事業用宅地等の面積〕とは、申告書第 11・11 の2表の付表1の「○「限度面積要件」の判定」欄の ① 特定居住用宅地等の㊦欄の面積、② 特定事業用宅地等及び ③ 特定同族会社事業用宅地等の㊦欄の面積の合計及び ④ 貸付事業用宅地等の㊦欄の面積です。 (令3.7)

改 正 後

特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産に
についての課税価格の計算明細

				被相続人			
この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。							
贈 与 年 月 日 届 け 出 た 税 務 署 名 選 択 し た 特 定 受 贈 同 族 会 社 株 式 等	法 人 名	特例の適用を受ける取得者の氏名 役員であった期間（その期間における役職名）	①	②	④	⑥	⑦
			1 単位 当たりの 時価	相続時精算課税に係る 贈与によって取得した 株式（出資）の単位数	②のうち特例の対象 として選択した株式 （出資）の単位数	課税価格の計算 に当たって減額 される金額	課税価格に算 入する価額
			③	⑤			
			価額 （①×②）	価額 （①×④）			
			円	株・円・口	株・円・口	円	円
合計		10億円を超える場合は特例適用不可 ➡ ⑧					

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表の付表3の2の①欄又は②欄の金額を記入します。
2 ⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の③欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の③の明細）」の②の「価額」欄に記入します。
3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。
4 小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の2の「3 特定計画山林の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑤欄の価額を上記「⑧」の金額を限度として、特定受贈同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

改 正 前

特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産に
についての課税価格の計算明細

				被相続人			
この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。							
贈 与 年 月 日 届 け 出 た 税 務 署 名 選 択 し た 特 定 受 贈 同 族 会 社 株 式 等	法 人 名	特例の適用を受ける取得者の氏名 役員であった期間（その期間における役職名）	①	②	④	⑥	⑦
			1 単位 当たりの 時価	相続時精算課税に係る 贈与によって取得した 株式（出資）の単位数	②のうち特例の対象 として選択した株式 （出資）の単位数	課税価格の計算 に当たって減額 される金額	課税価格に算 入する価額
			③	⑤			
			価額 （①×②）	価額 （①×④）			
			円	株・円・口	株・円・口	円	円
合計		10億円を超える場合は特例適用不可 ➡ ⑧					

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表の付表3の2の①欄又は②欄の金額を記入します。
2 ⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の③欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の③の明細）」の②の「価額」欄に記入します。
3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。
4 小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の2の「3 特定計画山林の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑤欄の価額を上記「⑧」の金額を限度として、特定受贈同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

改正後

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

この表は、相続税の申告期限までに特定事業用資産相続人等が有する特定受贈同族会社株式等について旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。 なお、この表は、会社分割等があった都度、特定事業用資産相続人等ごとに記入します。		被相続人	
特定事業用資産相続人等		特定事業用資産相続人等	
ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等		法人名	法人の整理番号 所轄税務署名
（「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。）		会社分割等の日	会社分割等の事由
贈与年月日		・	・
イ 対応株式に係る法人の名称等		法人名	法人の整理番号 所轄税務署名
（会社分割等により旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入します。）		・	・
ウ 非対応株式に係る法人の名称等		法人名	法人の整理番号 所轄税務署名
（会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。）		・	・
1 会社分割等前株式等総額の計算			
① アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	③ 会社分割等前株式等総額	④
円	株・口	円	円
2 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算			
④ 会社分割等時におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	⑦ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額
円	株・口	株・口	円
3 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算			
⑧ 会社分割等時におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は額	⑪ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額
円	株・口	株・口	円
4 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算			
⑫ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は額
円	円	株・口	株・口
5 アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの時価			
⑬× $\frac{\text{⑦}}{\text{⑭}+\text{⑮}+\text{⑯}}$ ×⑩		⑪	円
6 イの法人の対応株式の1単位当たりの時価			
⑬× $\frac{\text{⑨}}{\text{⑭}+\text{⑮}+\text{⑯}}$ ×⑩		⑫	円
7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額			
⑬× $\frac{\text{⑪}}{\text{⑭}+\text{⑮}+\text{⑯}}$ ×⑩		⑬	円
(注) 1 この表における「特定事業用資産相続人等」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の6第2項第11号に規定する特定事業用資産相続人をいいます。 2 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1単位当たりの価額を記入します。 なお、既にこの表により計算した①欄又は②欄の金額がある場合には、その金額を記入します。 3 ④欄、⑤欄、⑥欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。 4 ④欄、⑤欄、⑥欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 5 ④欄、⑤欄、⑥欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。 6 ④欄、⑤欄、⑥欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。 7 ④欄、⑤欄の金額を第11・11の2表の付表3の①欄に転記します。 8 特定受贈同族会社株式等について④欄の金額がある場合には、④欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細」の②の「価額」欄に記入します。 9 「旧租税特別措置法施行令」は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令をいいます。			

第11・11の2表の付表3の2（令6・7）

（資4-20-12-5-2-A4統一）

改正前

特定受贈同族会社株式等について会社分割等があった場合の特例の対象となる価額等の計算明細

この表は、相続税の申告期限までに特定事業用資産相続人等が有する特定受贈同族会社株式等について旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合に記入します。 なお、この表は、会社分割等があった都度、特定事業用資産相続人等ごとに記入します。		被相続人	
特定事業用資産相続人等		特定事業用資産相続人等	
ア 会社分割等があった特定受贈同族会社株式等（以下「分割等対象株式等」といいます。）に係る法人の名称、会社分割等の事由等		法人名	法人の整理番号 所轄税務署名
（「会社分割等」には、資本金の額若しくは資本剰余金の額の減少を伴わない剰余金の配当（法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割を除きます。）又は利益の配当、自己株式の取得、一定の要件を満たさない法人の合併、株式交換及び株式移転などは含まれません。）		会社分割等の日	会社分割等の事由
贈与年月日		・	・
イ 対応株式に係る法人の名称等		法人名	法人の整理番号 所轄税務署名
（会社分割等により旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（以下「対応株式」といいます。）を取得している場合には、その対応株式に係る法人について記入します。）		・	・
ウ 非対応株式に係る法人の名称等		法人名	法人の整理番号 所轄税務署名
（会社分割等によりイに掲げる対応株式以外の特定受贈同族会社株式等に対応する株式又は出資（以下「非対応株式」といいます。）を取得している場合には、その非対応株式に係る法人について記入します。）		・	・
1 会社分割等前株式等総額の計算			
① アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの価額	② 会社分割等時に特定事業用資産相続人等が有していたアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	③ 会社分割等前株式等総額	④
円	株・口	円	円
2 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算			
④ 会社分割等時におけるアの法人の資本金等の額	⑤ 会社分割等時におけるアの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑥ 会社分割等時後に特定事業用資産相続人等が有するアの法人に係る分割等対象株式等の数又は額	⑦ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額
円	株・口	株・口	円
3 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額の計算			
⑧ 会社分割等時におけるイの法人の資本金等の額	⑨ 会社分割等時におけるイの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑩ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したイの法人の対応株式の数又は額	⑪ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第2号の金額
円	株・口	株・口	円
4 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算			
⑫ 旧租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号イの金額	⑬ 会社分割等時におけるウの法人の資本金等の額	⑭ 会社分割等時におけるウの法人の発行済株式の総数又は出資の総額	⑮ 会社分割等により特定事業用資産相続人等が取得したウの法人の非対応株式の数又は額
円	円	株・口	株・口
5 アの法人の分割等対象株式等の1単位当たりの時価			
⑬× $\frac{\text{⑦}}{\text{⑭}+\text{⑮}+\text{⑯}}$ ×⑩		⑪	円
6 イの法人の対応株式の1単位当たりの時価			
⑬× $\frac{\text{⑨}}{\text{⑭}+\text{⑮}+\text{⑯}}$ ×⑩		⑫	円
7 特定事業用資産の特例の対象とならない金額			
⑬× $\frac{\text{⑪}}{\text{⑭}+\text{⑮}+\text{⑯}}$ ×⑩		⑬	円
(注) 1 この表における「特定事業用資産相続人等」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の6第2項第11号に規定する特定事業用資産相続人をいいます。 2 ①欄の価額は、会社分割等が初めてあった場合には、分割等対象株式等の贈与時の1単位当たりの価額を記入します。 なお、既にこの表により計算した①欄又は②欄の金額がある場合には、その金額を記入します。 3 ④欄、⑤欄、⑥欄の資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記入します。 4 ④欄、⑤欄、⑥欄の発行済株式の総数には、それぞれア、イ、ウの法人が有する自己株式の数は含まれません。 5 ④欄、⑤欄、⑥欄の金額は、各欄の金額に小数点第3位未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。 6 ④欄、⑤欄、⑥欄の金額は、各欄の金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を原則切り捨てます。 7 ④欄、⑤欄の金額を第11・11の2表の付表3の①欄に転記します。 8 特定受贈同族会社株式等について④欄の金額がある場合には、④欄の金額と当該特定受贈同族会社株式等に係る第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の③）の明細」の②の「価額」欄に記入します。 9 「旧租税特別措置法施行令」は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令をいいます。			

第11・11の2表の付表3の2（平29・7）

（資4-20-12-5-2-A4統一）

改 正 後

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林
である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

この表は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した立木又は土地等について、特定計画山林の特例（租税特別措置法第9条の5第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、この表は、この特例の適用を受ける特定計画山林相続人等ごとに記入します。				特定計画山林相続人等			
1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細							
この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。							
選択した特定森林経営計画対象山林	森林経営計画の認定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・土地等の別	① 立木又は土地等の価額	② ①のうち特例の対象として選択した立木又は土地等の価額	③ 課税価格の計算に当たって減額される金額 $(\text{②} \times \frac{5}{100})$	④ 課税価額に算入する価額 $(\text{①} - \text{③})$
			ha	円	円	円	円
	()						
	()						
	()						
	()						
合計			立木 土地等 合計	A			

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の付表1又は付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日（認定番号）」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

		贈 年 月 日 与 森 林 経 営 計 画 の 認 定 年 月 日 (認定番号)		所 在 場 所	立 木 ・ 土 地 等 の 別	① 立 木 又 は 土 地 等 の 価 額	② ①のうち特例 の対象として 選択した立木 又は土地等 の価額	③ ②の価額から 控除する 相続時精算 課税に係る 基礎控除額	④ 課税価格の 計算に当た って減額さ れる金額 (②－③× $\frac{5}{100}$)	⑤ 課税価格に 算入する価 額 (①－③－④)
選択した特定受贈森林経営計画対象山林	届け出た 税務署名					ha	円	円	円	円
()										
()										
()										
()										
()										
合 計			立木 土地等 合 計			B				

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ⑤欄は、特定受贈森林経営計画対象山林を令和6年1月1日以後の贈与により取得した場合に記入します。なお、選択した特定受贈森林経営計画対象山林を特定贈与者である被相続人から贈与により取得した年中に、その被相続人から贈与により取得した他の財産（②欄以外の立木又は土地等を含みます。）がある場合には、その年分の相続時精算課税に係る基礎控除額から当該他の贈与財産の価額の合計額を控除した残額（当該合計額が当該相続時精算課税に係る基礎控除額以上ときは0）を記入します。また、第11の2表1のその年分の④欄には、同表1②から控除する相続時精算課税に係る基礎控除額から、この表のその年分の③欄の金額の合計額を控除した残額を記入します（この表のその年分の③欄及び第11の2表1のその年分の④欄の金額の合計額は、その年分の相続時精算課税に係る基礎控除額と一致します）。
3 ⑤欄の金額をその人の第11の2表2の②の「価額」欄に転記します。
4 上記の「森林経営計画の認定年月日（認定番号）」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
5 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額

この欄は、全ての特定計画山林相続人等の「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A+B 円

(注) 小規模宅地等の特例等を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑤欄の価額又は第11・11の2表の付表2の2の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑥欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定（受贈）森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表4（令6.7）

（資4-20-12-6-A4統一）

改 正 前

特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林
である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細

1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細									
この欄は、特例の対象として特定森林経営計画対象山林である特定計画山林を選択する場合に記入します。									
選択した特定森林経営計画対象山林	特例の適用を受ける 取得者の氏名	森林経営 計画の認 定年月日 (認定番号)	所在場所	立木・ 土地等 の別	①	②	③	④	
					立木・土地 等の価額	①のうち特例 の対象として 選択した立木 又は土地等 の価額	課税価格の 計算に当た って減額さ れる金額 (②× $\frac{5}{100}$)	課税価格に 算入する価 額 (①－③)	
					ha	円	円	円	円
					()				
					()				
					()				
合計				立木 土地等 合計		A			

(注) ①欄は、相続開始時の価額を記入します。

②欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

上記の「森林経営計画の認定年月日（認定番号）」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。

上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日（認定番号）」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細

		贈 年 月 日 与 森 林 経 営 計 画 の 認 定 年 月 日 (認定番号)		所 在 場 所	立 木 ・ 土 地 等 の 別	① 立 木 ・ 土 地 等 の 価 額	② ①のうち特例 の対象として 選択した立木 又は土地等 の価額	③ 課税価格の 計算に当た って減額さ れる金額 (②× $\frac{5}{100}$)	④ 課税価格に 算入する価 額 (①－③)
選択した特定受贈森林経営計画対象山林	届け出た 税務署名					ha	円	円	円
()									
()									
()									
()									
()									
()									
合 計			立木 土地等 合 計			B			

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。
2 ④欄の金額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」の③の「価額」欄に転記します。
3 上記の「森林経営計画の認定年月日（認定番号）」は、直近の森林経営計画に係る認定年月日及び認定番号を記入してください。
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細を記載して添付してください。

3 特定（受贈）森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A+B 円

(注) 小規模宅地等の特例等を適用した場合には、第11・11の2表の付表2の「2 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑤欄の価額又は第11・11の2表の付表2の2の「3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算」の⑥欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定（受贈）森林経営計画対象山林を特定計画山林の特例の対象として選択することができます。

第11・11の2表の付表4（令2.7）

（資4-20-12-6-A4統一）

改正後

改正前

個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例の適用に係る
特例受贈事業用資産の明細書

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、特例事業相続人等ごとに、その明細等を記載します。		被相続人	
		特例事業相続人等	
第11の3表（令和6年1月分以降用）			
1 贈与税の申告に係る事項			
① 贈与を受けた年分	年分	② 贈与税の申告書を出した税務署の名称	
③ 被相続人が特例事業相続人等に係る「前の贈与者」に該当するかどうかの別		該当	非該当
(注) 1 ③欄の「前の贈与者」とは、特例事業相続人等への特例受贈事業用資産の贈与が、その贈与に係る贈与者の相続特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係るものである場合における当該贈与者に贈与をした者等をいいます。詳しくは、税務署にお尋ねください。			
2 ③欄は、いずれかを丸で囲んでください。			
2 調整割合の計算			
この欄は、特例事業相続人等が贈与により取得した特例受贈事業用資産に係る贈与税の申告における納税額予定の贈与税額の計算に当たり、控除された債務がある場合には①から③欄を記載し、控除された債務がない場合には③欄に1/1と記載します。			
① 贈与税の申告書に記載された特例受贈事業用資産の価額の合計額	② ①に係る納税額予定の贈与税額の計算に当たり①から控除された債務の金額	③ 調整割合 $\left(\frac{①-②}{①}\right)$	
円	円	A	
3 特例受贈事業用資産の明細			
この欄は、相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、①から④の区分ごとに記載してください。			
(注) 1 特例受贈事業用資産が相続特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受けて取得した資産（以下「買換資産」といいます。）である場合には、各欄の「□」にレ印を記入してください。			
2 特例受贈事業用資産の廃業に係る相続特別措置法施行令第40条の7の8第18項の届出をした特例受贈事業用資産については、廃業前のその資産の区分に応じて記載してください。また、この場合には、「所在場所」欄に『廃業』と記載してください。			
3 ①③、②③、③④及び④⑤の「価額」は、贈与の時（被相続人が「前の贈与者」である場合には、その前の贈与の時）における価額（相続特別措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項の認可決定日における価額）を記載します。			
4 ①③から③の各欄の①、②及び③に記載した事項について、①③から③の特例受贈事業用資産の区分に応じ「第8の6表の付表2」の3①③から③欄に転記してください。			
なお、買換資産（各欄の「□」にレ印がある特例受贈事業用資産）のうち、被相続人から贈与により取得をした宅地等に係る買換資産（当該買換資産の買換資産を含みます。）については、「第8の6表の付表2」の3④欄に転記してください。			
(1) 宅地等			
①	所在場所	②	面積
③	価額	④	調整係数 (③×A)
⑤	宅地等の価額の合計額	イ	円
(注) ⑤欄のイの合計額を、「第11表の付表1」の「財産の明細」欄の「価額」欄に転記します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「細目」欄には『宅地』と、「備考」欄には『第11の3表のとおり』とそれぞれ記載し、その他の欄の記載は不要です。			
(2) 建物			
①	所在場所	②	面積
③	価額	④	調整係数 (③×A)
⑤	建物の価額の合計額	ロ	円
(注) ⑤欄のロの合計額を、「第11表の付表1」の「財産の明細」欄の「価額」欄に転記します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「細目」欄には『家屋等』と、「備考」欄には『第11の3表のとおり』と記載し、その他の欄の記載は不要です。			
(3) 減価償却資産			
①	名称	②	所在場所
③	面積	④	価額
⑤	調整係数 (④×A)		
⑥	減価償却資産の価額の合計額	ハ	円
(注) ⑥欄は、特例受贈事業用資産が家屋等である場合にその積算面積を記載し、その他の資産である場合には記載は不要です。			
2 ⑥欄のハの合計額を、「第11表の付表4」の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「細目」欄には『減価償却資産』と、「備考」欄には『第11の3表のとおり』と記載し、その他の欄の記載は不要です。			
(4) 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等			
①	名称	②	所在場所
③	数量	④	価額
⑤	調整係数 (④×A)		
(注) ⑤欄のニの金額を、「第11表の付表2」の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。			
また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「備考」欄には『第11の3表のとおり』と記載し、「細目」欄は、第11表の付表2の記載事項に応じた記載をするほか、その他の欄の記載は不要です。			
※税務署整理欄			
入力	確認		
第11の3表（令和6年1月分以降用）			

個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例の適用に係る
特例受贈事業用資産の明細書

この明細書は、相続特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、特例事業相続人等ごとに、その明細等を記載します。		被相続人	
		特例事業相続人等	
第11の3表（平成31年1月分以降用）			
1 贈与税の申告に係る事項			
① 贈与を受けた年分	年分	② 贈与税の申告書を出した税務署の名称	
③ 被相続人が特例事業相続人等に係る「前の贈与者」に該当するかどうかの別		該当	非該当
(注) 1 ③欄の「前の贈与者」とは、特例事業相続人等への特例受贈事業用資産の贈与が、その贈与に係る贈与者の相続特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係るものである場合における当該贈与者に贈与をした者等をいいます。詳しくは、税務署にお尋ねください。			
2 ③欄は、いずれかを丸で囲んでください。			
2 調整割合の計算			
この欄は、特例事業相続人等が贈与により取得した特例受贈事業用資産に係る贈与税の申告における納税額予定の贈与税額の計算に当たり、控除された債務がある場合には①から③欄を記載し、控除された債務がない場合には③欄に1/1と記載します。			
① 贈与税の申告書に記載された特例受贈事業用資産の価額の合計額	② ①に係る納税額予定の贈与税額の計算に当たり①から控除された債務の金額	③ 調整割合 $\left(\frac{①-②}{①}\right)$	
円	円	A	
3 特例受贈事業用資産の明細			
この欄は、相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、①から④の区分ごとに記載してください。			
(注) 1 特例受贈事業用資産が相続特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受けて取得した資産（以下「買換資産」といいます。）である場合には、各欄の「□」にレ印を記入してください。			
2 特例受贈事業用資産の廃業に係る相続特別措置法施行令第40条の7の8第18項の届出をした特例受贈事業用資産については、廃業前のその資産の区分に応じて記載してください。また、この場合には、「所在場所」欄に『廃業』と記載してください。			
3 ①③、②③、③④及び④⑤の「価額」は、贈与の時（被相続人が「前の贈与者」である場合には、その前の贈与の時）における価額（相続特別措置法第70条の6の8第18項の規定の適用があった場合には、同項の認可決定日における価額）を記載します。			
4 ①③から③の各欄の①、②及び③に記載した事項について、①③から③の特例受贈事業用資産の区分に応じ「第8の6表の付表2」の3①③から③欄に転記してください。			
なお、買換資産（各欄の「□」にレ印がある特例受贈事業用資産）のうち、被相続人から贈与により取得をした宅地等に係る買換資産（当該買換資産の買換資産を含みます。）については、「第8の6表の付表2」の3④欄に転記してください。			
(1) 宅地等			
①	所在場所	②	面積
③	価額	④	調整係数 (③×A)
⑤	宅地等の価額の合計額	イ	円
(注) ⑤欄のイの合計額を、「第11表の「財産の明細」欄の「価額」欄に転記します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「種類」欄には『土地区』と、「細目」欄には『宅地等』と、「所在場所等」欄には『第11の3表のとおり』とそれぞれ記載し、その他の欄の記載は不要です。			
(2) 建物			
①	所在場所	②	面積
③	価額	④	調整係数 (③×A)
⑤	建物の価額の合計額	ロ	円
(注) ⑤欄のロの合計額を、「第11表の「財産の明細」欄の「価額」欄に転記します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「種類」欄及び「細目」欄には『家屋』と、「所在場所等」欄には『第11の3表のとおり』と記載し、その他の欄の記載は不要です。			
(3) 減価償却資産			
①	名称	②	所在場所
③	面積	④	価額
⑤	調整係数 (④×A)		
⑥	減価償却資産の価額の合計額	ハ	円
(注) ⑥欄は、特例受贈事業用資産が家屋等である場合にその積算面積を記載し、その他の資産である場合には記載は不要です。			
2 ⑥欄のハの合計額を、「第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「種類」欄には『事業用財産』と、「細目」欄には『減価償却資産』と、「所在場所等」欄には『第11の3表のとおり』と記載し、その他の欄の記載は不要です。			
(4) 相続特別措置法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等			
①	名称	②	所在場所
③	数量	④	価額
⑤	調整係数 (④×A)		
(注) ⑤欄のニの金額を、「第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。			
また、この場合における「財産の明細」の他の欄の記載については、「備考」欄には『有価証券』と、「所在場所等」欄には『第11の3表のとおり』と記載し、「細目」欄は、第11表の記載事項に応じた記載をするほか、その他の欄の記載は不要です。			
※税務署整理欄			
入力	確認		
第11の3表（令和元7年1月分以降用）			

改正前

第12表
(令和6年1月分以降用)

(資 4-20-13-A 4 統一)

第12表 (令和2年4月分以降用)

改正後

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人									
1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。 (注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額及び同法第70条の2の3第12項第2号(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。))は除きます。									
番 号	贈与を受けた 人の氏名	贈与 年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細	② ①の価額の うち特定贈与 財産の価額	③ 相続税の課 税価格に 加算 される価額 (①-②)				
1	・ ・		種類 細目 所在場所等 数量 ①価額	円	円				円
2	・ ・								
3	・ ・								
4	・ ・								
贈与を受けた 人ごとの③欄 の合計額		氏名	(各人の合計)						
		④金額	円	円	円	円	円	円	円
(上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。									
(受贈配偶者) (受贈財産の番号) 私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。									
(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。									
2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。									
遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称				
種類	細目	所在場所等	数量	価額					
				円					
合 計									

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、 (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附をしたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。 (2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出したので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。 (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。									
寄附 (支出) 年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称 (公益信託の受託者及び名称)		寄附(支出)をした 相続人等の氏名		
	種類	細目	所在場所等	数量	価額				
・ ・					円				
・ ・									
合 計									
(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。									

第14表(令6,7)

(資4-20-15-A4統一)

改正前

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人									
1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。 (注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。))は除きます。									
番 号	贈与を受けた 人の氏名	贈与 年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細	② ①の価額の うち特定贈与 財産の価額	③ 相続税の課 税価格に 加算 される価額 (①-②)				
1	・ ・		種類 細目 所在場所等 数量 ①価額	円	円				円
2	・ ・								
3	・ ・								
4	・ ・								
贈与を受けた 人ごとの③欄 の合計額		氏名	(各人の合計)						
		④金額	円	円	円	円	円	円	円
(上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。									
(受贈配偶者) (受贈財産の番号) 私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。									
(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。									
2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。									
遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称				
種類	細目	所在場所等	数量	価額					
				円					
合 計									

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、 (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附をしたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。 (2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出したので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。 (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。									
寄附 (支出) 年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称 (公益信託の受託者及び名称)		寄附(支出)をした 相続人等の氏名		
	種類	細目	所在場所等	数量	価額				
・ ・					円				
・ ・									
合 計									
(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。									

第14表(令5,7)

(資4-20-15-A4統一)

改正後

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。）

FD3539

〇この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

種類	目	番号	被相続人	各人の合計	(氏名)
※	整理番号		被相続人		
土地	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦			
	⑥のうち通常価額	⑧			
	⑥のうち特別農地等による価額	⑨			
家	屋等	⑩			
	⑩のうち配偶者居住権	⑪			
事業	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬			
	売掛金	⑭			
用財産	その他の財産	⑮			
	計	⑯			
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑰			
	⑰及び⑰以外の株式及び出資	⑱			
	公債及び社債	⑲			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑			
	計	㉒			
	現金、預貯金等	㉓			
	家庭用財産	㉔			
	生命保険金等	㉕			
	退職手当金等	㉖			
	立木	㉗			
	その他の財産	㉘			
	計	㉙			
合	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨	㉚			
	相続時精算課税適用財産の価額	㉛			
	不動産等の価額	㉜			
	⑥+⑧+⑩+⑫+⑬+⑭+⑮	㉝			
	債務	㉞			
	葬式費用	㉟			
	合計(㉛+㉞)	㊱			
	差引純資産価額(㉛+㉟-㊱)	㊲			
	(赤字のときは0)	㊳			
	純資産価額に加算される贈与財産価額	㊴			
	課税価格(㊲+㊴)	㊵			
	(1,000円未満切捨て)	㊶			
※	申告区	年	月	日	グループ番号

第15表(令6.7)

(資4-20-16-1-A4続-)

第15表(令和6年1月分以降用)

改正前

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

FD3539

〇この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

種類	目	番号	被相続人	各人の合計	(氏名)
※	整理番号		被相続人		
土地	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	③のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦			
	⑥のうち通常価額	⑧			
	⑥のうち特別農地等による価額	⑨			
家	屋等	⑩			
	⑩のうち配偶者居住権	⑪			
事業	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫			
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬			
	売掛金	⑭			
用財産	その他の財産	⑮			
	計	⑯			
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑰			
	⑰及び⑰以外の株式及び出資	⑱			
	公債及び社債	⑲			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑			
	計	㉒			
	現金、預貯金等	㉓			
	家庭用財産	㉔			
	生命保険金等	㉕			
	退職手当金等	㉖			
	立木	㉗			
	その他の財産	㉘			
	計	㉙			
合	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨	㉚			
	相続時精算課税適用財産の価額	㉛			
	不動産等の価額	㉜			
	(⑥+⑧+⑩+⑫+⑬+⑭+⑮)	㉝			
	債務	㉞			
	葬式費用	㉟			
	合計(㉛+㉞)	㊱			
	差引純資産価額(㉛+㉟-㊱)	㊲			
	(赤字のときは0)	㊳			
	純資産価額に加算される贈与財産価額	㊴			
	課税価格(㊲+㊴)	㊵			
	(1,000円未満切捨て)	㊶			
※	申告区	年	月	日	グループ番号

第15表(令2.7)

(資4-20-16-1-A4続-)

第15表(令和2年4月分以降用)

改正後

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。）

(単位は円)		被相続人	
種類	目	番号	各人の合計
整理番号		被相続人	
土地（土地の上に存する権利をのみます）	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑥のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	
	⑥のうち通常価額	⑧	
	⑥のうち特例農地等農業投資価格による価額	⑨	
家屋等			
	⑥のうち配偶者居住権	⑩	
事業（営業）	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑪	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑫	
	売掛金	⑬	
用財産	その他の財産	⑭	
	計	⑮	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑯	
	配当還元方式によったもの	⑰	
	その他の方式によったもの	⑱	
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲	
	公債及び社債	⑳	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑	
	計	㉒	
現金、預貯金等		㉓	
家庭用財産		㉔	
生命保険金等		㉕	
退職手当金等		㉖	
立木		㉗	
その他の財産	その他の	㉘	
	計	㉙	
合	(⑥+⑩+⑭+⑰+⑱+㉒+㉓)	㉚	
相続時精算課税適用財産の価額		㉛	
不動産等の価額	(⑥+⑩+⑭+⑰+⑱+㉒)	㉜	
負債		㉝	
債務	葬式費用	㉞	
等	合計(㉛+㉞)	㉟	
差引純資産価額(㉟+㉜-㉝)	(赤字のときは0)	㊱	
純資産価額に加算される贈与財産価額		㊲	
課税価格(㊱+㊲)	(1,000円未満切捨て)	㊳	000

第15表控（令6.7）

（資4-20-16-3-A4統一）

第15表（令和6年1月分以降用）

改正前

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

(単位は円)		被相続人	
種類	目	番号	各人の合計
整理番号		被相続人	
土地（土地の上に存する権利をのみます）	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑥のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	
	⑥のうち通常価額	⑧	
	⑥のうち特例農地等農業投資価格による価額	⑨	
家屋等			
	⑥のうち配偶者居住権	⑩	
事業（営業）	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑪	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑫	
	売掛金	⑬	
用財産	その他の財産	⑭	
	計	⑮	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑯	
	配当還元方式によったもの	⑰	
	その他の方式によったもの	⑱	
	⑰及び⑱以外の株式及び出資	⑲	
	公債及び社債	⑳	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉑	
	計	㉒	
現金、預貯金等		㉓	
家庭用財産		㉔	
生命保険金等		㉕	
退職手当金等		㉖	
立木		㉗	
その他の財産	その他の	㉘	
	計	㉙	
合	(⑥+⑩+⑭+⑰+⑱+㉒+㉓)	㉚	
相続時精算課税適用財産の価額		㉛	
不動産等の価額	(⑥+⑩+⑭+⑰+⑱+㉒)	㉜	
負債		㉝	
債務	葬式費用	㉞	
等	合計(㉛+㉞)	㉟	
差引純資産価額(㉟+㉜-㉝)	(赤字のときは0)	㊱	
純資産価額に加算される贈与財産価額		㊲	
課税価格(㊱+㊲)	(1,000円未満切捨て)	㊳	000

第15表控（令2.7）

（資4-20-16-3-A4統一）

第15表（令和2年4月分以降用）

改正後

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人		F D 3 5 4 0	
種類	細目	番号	(氏名)	(氏名)	(氏名)
※	整理番号				
土地	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	⑦のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦			
	⑧のうち通常価額	⑧			
	⑨のうち特別農地等農業投資価額による価額	⑨			
家	屋等	⑩			
	⑪のうち配偶者居住権	⑪			
事業	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫			
農業	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬			
用	売掛金	⑭			
財	その他の財産	⑮			
産	計	⑯			
有	特定同族会社株式及び出資	⑰			
価	配当還元方式によったもの	⑱			
	その他の方式によったもの	⑲			
証	⑳及び㉑以外の株式及び出資	㉒			
券	公債及び社債	㉓			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉔			
	計	㉕			
	現金、預貯金等	㉖			
	家庭用財産	㉗			
	生命保険金等	㉘			
	退職手当金等	㉙			
	立木	㉚			
	その他の財産	㉛			
	計	㉜			
	合(⑥+⑩+⑬+⑮+⑲+㉓+㉕)	㉝			
	相続時精算課税適用財産の価額	㉞			
	不動産等の価額(⑥+⑩+⑬+⑮+⑲+㉓)	㉟			
	債権	㊱			
	債務	㊲			
	葬式費用	㊳			
	等合計(㉟+㊳)	㊴			
	差引純資産価額(㉟+㊴-㉞)	㊵			
	(赤字のときは0)	㊶			
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊷			
	課税価格(㊵+㊷)(1,000円未満切捨て)	㊸			000
※税務署整理欄		申告区分	年分	名簿番号	申告年月日
					グループ番号

第15表(続) (令6.7)

(資4-20-16-2-A4統一)

改正前

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人		F D 3 5 4 0	
種類	細目	番号	(氏名)	(氏名)	(氏名)
※	整理番号				
土地	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
	⑦のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦			
	⑧のうち通常価額	⑧			
	⑨のうち特別農地等農業投資価額による価額	⑨			
家	屋等	⑩			
	⑪のうち配偶者居住権	⑪			
事業	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫			
農業	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬			
用	売掛金	⑭			
財	その他の財産	⑮			
産	計	⑯			
有	特定同族会社株式及び出資	⑰			
価	配当還元方式によったもの	⑱			
	その他の方式によったもの	⑲			
証	⑳及び㉑以外の株式及び出資	㉒			
券	公債及び社債	㉓			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	㉔			
	計	㉕			
	現金、預貯金等	㉖			
	家庭用財産	㉗			
	生命保険金等	㉘			
	退職手当金等	㉙			
	立木	㉚			
	その他の財産	㉛			
	計	㉜			
	合(⑥+⑩+⑬+⑮+⑲+㉓+㉕)	㉝			
	相続時精算課税適用財産の価額	㉞			
	不動産等の価額(⑥+⑩+⑬+⑮+⑲+㉓)	㉟			
	債権	㊱			
	債務	㊲			
	葬式費用	㊳			
	等合計(㉟+㊳)	㊴			
	差引純資産価額(㉟+㊴-㉞)	㊵			
	(赤字のときは0)	㊶			
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㊷			
	課税価格(㊵+㊷)(1,000円未満切捨て)	㊸			000
※税務署整理欄		申告区分	年分	名簿番号	申告年月日
					グループ番号

第15表(続) (令2.7)

(資4-20-16-2-A4統一)

第15表(続) (令和2年4月分以降用)

改正後

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表の付表1から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人	
種類	目	番号	(氏名)
整理番号			
土地 (土地の上に存する権利をのみ)	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑥のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑧	
	農業投資価額による価額	⑨	
家屋等	⑩		
⑩のうち配偶者居住権		⑪	
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫	
事業(農業)	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬	
	売掛金	⑭	
用財産	その他の財産	⑮	
	計	⑯	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑰	
	⑰及び⑰以外の株式及び出資	⑱	
証	公債及び社債	⑲	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑳	
現金、預貯金等	計	㉑	
	家庭用財産	㉒	
生命保険金等		㉓	
	退職手当金等	㉔	
その他の財産	立木	㉕	
	その他の	㉖	
計		㉗	
	合	㉘	
(⑥+⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑰+⑱)			
相続時精算課税適用財産の価額		㉙	
不動産等の価額		㉚	
(⑥+⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑰+⑱)			
債務		㉛	
	葬式費用	㉜	
等	合計(㉚+㉜)	㉝	
	差引純資産価額(㉝+㉞-㉟)	㉞	
(赤字のときは0)			
純資産価額に加算される贈与財産価額		㉟	
課税価額(㉞+㉟)		㊱	
(1,000円未満切捨て)			000

第15表(続) (令和6年1月分以降用)

改正前

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

(単位は円)		被相続人	
種類	目	番号	(氏名)
整理番号			
土地 (土地の上に存する権利をのみ)	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	
	山林	④	
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	
	⑥のうち配偶者居住権に基づく敷地利用権	⑦	
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑧	
	農業投資価額による価額	⑨	
家屋等	⑩		
⑩のうち配偶者居住権		⑪	
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑫	
事業(農業)	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑬	
	売掛金	⑭	
用財産	その他の財産	⑮	
	計	⑯	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑰	
	⑰及び⑰以外の株式及び出資	⑱	
証	公債及び社債	⑲	
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑳	
現金、預貯金等	計	㉑	
	家庭用財産	㉒	
生命保険金等		㉓	
	退職手当金等	㉔	
その他の財産	立木	㉕	
	その他の	㉖	
計		㉗	
	合	㉘	
(⑥+⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑰+⑱)			
相続時精算課税適用財産の価額		㉙	
不動産等の価額		㉚	
(⑥+⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑰+⑱)			
債務		㉛	
	葬式費用	㉜	
等	合計(㉚+㉜)	㉝	
	差引純資産価額(㉝+㉞-㉟)	㉞	
(赤字のときは0)			
純資産価額に加算される贈与財産価額		㉟	
課税価額(㉞+㉟)		㊱	
(1,000円未満切捨て)			000

第15表(続) (令和2年4月分以降用)

改正後

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）										局(所)	署	年分	ページ
所在地番	地目	地積	正面	側方	側方	背面	地形図及び参考事項	住居表示(所在地)	所有者氏名(法人名)	使用者氏名(法人名)			
宅田山林雑種地	m	正面	側方	側方	背面	地形図及び参考事項							
間口距離	m	利用	貸宅地	貸家建付地	借地権	借地権	ビル街地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区						
奥行距離	m	利用	貸宅地	貸家建付地	借地権	借地権	ビル街地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区						
自用	1	一路線に面する宅地 (正面路線価) 円 × .								(奥行価格補正率)	(1㎡当たりの価額)	円	A
	2	二路線に面する宅地 (A) 円 + (円 × . × 0.)								[側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]	(1㎡当たりの価額)	円	B
	3	三路線に面する宅地 (B) 円 + (円 × . × 0.)								[側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]	(1㎡当たりの価額)	円	C
	4	四路線に面する宅地 (C) 円 + (円 × . × 0.)								[側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]	(1㎡当たりの価額)	円	D
	5-1	間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) 円 × (円 × . × 0.)								(間口狭小補正率) (奥行長大補正率)	(1㎡当たりの価額)	円	E
	5-2	不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 円 × 0.								不整形地補正率※	(1㎡当たりの価額)	円	F
	メ	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (かぎ地割合) (円 - m ²) ÷ m ² = %											
	1	(不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) 0. × 0. = 0. ① (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = 0. ②								[不整形地補正率 (①、②のいずれか低い率、0.6を下限とする。)]			
	ト	6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 円 × 0.								規模格差補正率※	(1㎡当たりの価額)	円	G
	ル	※規模格差補正率の計算 (地積(㉔)) (㉕) (地積(㉔)) (小数点以下2位未満切捨て) (円 × m ² + 円) ÷ m ² × 0.8 = 0.											
当	7	無道路地 (F又はGのうち該当するもの) 円 × (1 - 0.)								(※)	(1㎡当たりの価額)	円	H
	た	※割合の計算 (0.4を上限とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F又はGのうち該当するもの) (評価対象地の地積) (円 × m ²) ÷ (円 × m ²) = 0.											
	リ	8-1 かけ地等を有する宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 円 × 0.								(南、東、西、北) (かけ地補正率)	(1㎡当たりの価額)	円	I
	の	8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 円 × 0.								特別警戒区域補正率※	(1㎡当たりの価額)	円	J
	価	※かけ地補正率の適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算 (0.5を下限とする。) (南、東、西、北) (かけ地補正率) (小数点以下2位未満切捨て) 0. × 0. = 0.											
	額	9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの) 円 × (1 - 0.)								(控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入))	(1㎡当たりの価額)	円	K
	10	私道 (AからKまでのうち該当するもの) 円 × 0.3									(1㎡当たりの価額)	円	L
	自評価地の額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからLまでのうち該当するもの) 円								地積 m ²	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積)	円	M

- (注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 「かけ地等を有する宅地」であり、かつ、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」である場合については、8-1の「かけ地等を有する宅地」欄ではなく、8-2の「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」欄で計算してください。

(資4-25-1-A4統一)

改正前

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）										局(所)	署	年分	ページ
所在地番	地目	地積	正面	側方	側方	背面	地形図及び参考事項	住居表示(所在地)	所有者氏名(法人名)	使用者氏名(法人名)			
宅田山林雑種地	m	正面	側方	側方	背面	地形図及び参考事項							
間口距離	m	利用	貸宅地	貸家建付地	借地権	借地権	ビル街地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区						
奥行距離	m	利用	貸宅地	貸家建付地	借地権	借地権	ビル街地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区						
自用	1	一路線に面する宅地 (正面路線価) 円 × .								(奥行価格補正率)	(1㎡当たりの価額)	円	A
	2	二路線に面する宅地 (A) 円 + (円 × . × 0.)								[側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]	(1㎡当たりの価額)	円	B
	3	三路線に面する宅地 (B) 円 + (円 × . × 0.)								[側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]	(1㎡当たりの価額)	円	C
	4	四路線に面する宅地 (C) 円 + (円 × . × 0.)								[側方・裏面 路線価] (奥行価格補正率) [側方・二方 路線影響加算率]	(1㎡当たりの価額)	円	D
	1	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) 円 × (円 × . × 0.)								(間口狭小補正率) (奥行長大補正率)	(1㎡当たりの価額)	円	E
	平	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 円 × 0.								不整形地補正率※	(1㎡当たりの価額)	円	F
	メ	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (かぎ地割合) (円 - m ²) ÷ m ² = %											
	1	(不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) 0. × 0. = 0. ① (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = 0. ②								[不整形地補正率 (①、②のいずれか低い率、0.6を下限とする。)]			
	ト	6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 円 × 0.								規模格差補正率※	(1㎡当たりの価額)	円	G
	ル	※規模格差補正率の計算 (地積(㉔)) (㉕) (地積(㉔)) (小数点以下2位未満切捨て) (円 × m ² + 円) ÷ m ² × 0.8 = 0.											
当	7	無道路地 (F又はGのうち該当するもの) 円 × (1 - 0.)								(※)	(1㎡当たりの価額)	円	H
	た	※割合の計算 (0.4を上限とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F又はGのうち該当するもの) (評価対象地の地積) (円 × m ²) ÷ (円 × m ²) = 0.											
	リ	8-1 かけ地等を有する宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 円 × 0.								(南、東、西、北) (かけ地補正率)	(1㎡当たりの価額)	円	I
	の	8-2 土砂災害特別警戒区域内にある宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 円 × 0.								特別警戒区域補正率※	(1㎡当たりの価額)	円	J
	価	※かけ地補正率の適用がある場合の特別警戒区域補正率の計算 (0.5を下限とする。) (南、東、西、北) (かけ地補正率) (小数点以下2位未満切捨て) 0. × 0. = 0.											
	額	9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからJまでのうち該当するもの) 円 × (1 - 0.)								(控除割合 (小数点以下3位未満四捨五入))	(1㎡当たりの価額)	円	K
	10	私道 (AからKまでのうち該当するもの) 円 × 0.3									(1㎡当たりの価額)	円	L
	自評価地の額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからLまでのうち該当するもの) 円								地積 m ²	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積)	円	M

- (注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 「かけ地等を有する宅地」であり、かつ、「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」である場合については、8-1の「かけ地等を有する宅地」欄ではなく、8-2の「土砂災害特別警戒区域内にある宅地」欄で計算してください。

(資4-25-1-A4統一)

改 正 後

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）			
セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 - $\left(\frac{\text{該当地積}}{\text{総地積}} \times 0.7 \right) \times \text{自用地の評価額}$	(自用地の評価額) 円	N
都市計画道路区域に所在する宅地の評価額	(自用地の評価額) (補正率) 円 × 0.	(自用地の評価額) 円	O
大規模工業用地等 (正面路線価) 円 × (地積) m ² × (地積が20万m ² 以上の場合は0.95)		円	P
ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) (1㎡当たりの造成費) (地積)		円	Q
区分所有財産に係る敷地利権 (敷地利権 (敷地権) の割合) (自用地の評価額) 円 ×		(自用地の評価額) 円	R
区分所有財産に係る居住用財産 (自用地の評価額) (区分所有補正率) 円 ×		(自用地の評価額) 円	S
利用区分	算 式	総 額	記号
貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	T
貸家建付地	(自用地の評価額又はV) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0.) × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	U
（目的とする土地のつ）	(自用地の評価額) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	V
借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × 0.	円	W
貸借家建付権	(W, AB のうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0.) × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	X
転貸借地権	(W, AB のうちの該当記号) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	Y
転借権	(W, X, AB のうちの該当記号) (借地権割合) 円 × 0.	円	Z
借入する権利	(W, Z, AB のうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	AA
（）	(自用地の評価額) (割合) 円 × 0.	円	AB
権利が競合する場合の権利と場	(T, V のうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	AC
他競合の権利と場	(W, AB のうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	AD
備考			

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

改 正 前

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）			
セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 - $\left(\frac{\text{該当地積}}{\text{総地積}} \times 0.7 \right) \times \text{自用地の評価額}$	(自用地の評価額) 円	N
都市計画道路区域に所在する宅地の評価額	(自用地の評価額) (補正率) 円 × 0.	(自用地の評価額) 円	O
大規模工業用地等 (正面路線価) 円 × (地積) m ² × (地積が20万m ² 以上の場合は0.95)		円	P
ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) (1㎡当たりの造成費) (地積)		円	Q
利用区分	算 式	総 額	記号
貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	R
貸家建付地	(自用地の評価額又はT) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0.) × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	S
（目的とする土地のつ）	(自用地の評価額) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	T
借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × 0.	円	U
貸借家建付権	(U, AB のうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0.) × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	V
転貸借地権	(U, AB のうちの該当記号) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	W
転借権	(U, V, AB のうちの該当記号) (借地権割合) 円 × 0.	円	X
借入する権利	(U, X, AB のうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × 0. × $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$	円	Y
（）	(自用地の評価額) (割合) 円 × 0.	円	Z
権利が競合する場合の権利と場	(R, T のうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	AA
他競合の権利と場	(U, Z のうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	AB
備考			

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合については、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

改正後

(表)
定期借地権等の評価明細書

(住居表示) 所在地番		(地 積) ㎡	設定年月日 課 税 時 期	平成 令和	年 月 日	設定期間年数	⑦	年
定期借地権 等の 種 類		一般定期借地権 ・ 建物譲渡特約付借地権 ・ 事業用定期借地権等			設定期 間年数	複 利 現 価 率	④	
定期 借地 権等 の設 定時	自用地としての価額	①	(1㎡当たりの価額	円)	円	に 応 ず る 基 準 年 利 率 に よ る	複利年金現価率	⑤
	通常取引価額	②	(通常の取引価額又は①／0.8)	円	円			
課 税 時 期	自用地としての価額	③	(1㎡当たりの価額	円)	円	残存期間年数に 応ずる 基 準 年 利 率 に よ る 複 利 年 金 現 価 率	⑥	

(注1) 居住用の区分所有財産における定期借地権等を評価する場合の③の自用地としての価額は、令和5年9月28日付課評2-74ほか1課共同「居住用の区分所有財産の評価について」(法令解釈通達)の適用後の価額を記載します。

(注2) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6か月以上を切り上げ、6か月未満を切り捨てます。

○定期借地権等の評価

経済的 利益の 額 の 計 算	権利金等の授受がある場合	(権利金等の金額) (A) 円	= ⑨	権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないといわれる金銭等の額の合計を記載します。	⑩	権利金等の授受による経済的利益の金額	円
	保証金等の授受がある場合	(保証金等の額に相当する金額) (B) 円	= ⑩	保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。	⑪	保証金等の授受による経済的利益の金額	円
	受がある場合	(保証金等の授受による経済的利益の金額の計算) (④の複利現価率)	(B) - [(B) × (基準年利率未満の約定利率) × (⑤の複利年金現価率)]	= ⑪	⑫	(経済的利益の総額)	円
	計算	(権利金等の授受による経済的利益の金額) ⑨ + (保証金等の授受による経済的利益の金額) ⑪ + (贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額) ⑬	円	=	⑭	(定期借地権等の評価額)	円
(注) ①④欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)							
評価額の計算	課税時期における自用地としての価額	③ 円	×	(設定時の通常取引価額) ② 円	×	(⑥の複利年金現価率) ⑤ 円	= ⑬ 円

(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の①④欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。

○定期借地権等の目的となっている宅地の評価

一般定期借地権の目的となっている宅地	課税時期における自用地としての価額	③ 円	-	課税時期における自用地としての価額	④ 円	×	(底地割合(裏面3参照))	×	(⑤の複利年金現価率)	= ⑭ 円
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地	課税時期における自用地としての価額	③ 円	-	⑬ 円	=	⑮ 円	×	(残存期間年数に応じた割合(裏面4参照))	= ⑯ 円	円
(裏面1の⑥に該当するもの)										

(資4-80-1-A4統一)

改正前

(表)
定期借地権等の評価明細書

(住居表示) 所在地番	(地 積) ㎡	設定年月日	平成 令和	年 月 日	設定期間年数	⑦	年
		課税時期	令和	年 月 日	残存期間年数	⑧	年
定期借地権 等の種類	一般定期借地権 ・ 建物譲渡特約付借地権 ・ 事業用定期借地権等				設定期間 年数	複利現価率	④
定期借地権等の 設定時	自用地としての価額	①	(1㎡当たりの価額	円	に 応ず る基 準年 利率 による	複利年金現価率	⑤
	通常取引価額	②	(通常の取引価額又は①/0.8)	円			
課税時期	自用地としての価額	③	(1㎡当たりの価額	円	残存期間年数に 応ずる基準年利 率による複利年 金現価率	⑥	年

(注) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6か月以上を切り上げ、6か月未満を切り捨てます。

○定期借地権等の評価

経済的 利益の 額 の 計 算	権利金等の授受がある場合	(権利金等の金額) (A) 円	= ⑨	権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないといわれる金銭等の額の合計を記載します。	⑩	権利金等の授受による経済的利益の金額	円
	保証金等の授受がある場合	(保証金等の額に相当する金額) (B) 円	= ⑩	保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。	⑪	保証金等の授受による経済的利益の金額	円
	受がある場合	(保証金等の授受による経済的利益の金額の計算) (④の複利現価率)	(B) - [(B) × (基準年利率未満の約定利率) × (⑤の複利年金現価率)]	= ⑪	⑫	(経済的利益の総額)	円
	計算	(権利金等の授受による経済的利益の金額) ⑨ + (保証金等の授受による経済的利益の金額) ⑪ + (贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額) ⑬	円	=	⑭	(定期借地権等の評価額)	円
(注) ①④欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)							
評価額の計算	課税時期における自用地としての価額	③ 円	×	(設定時の通常取引価額) ② 円	×	(⑥の複利年金現価率) ⑤ 円	= ⑬ 円

(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の①④欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。

○定期借地権等の目的となっている宅地の評価

一般定期借地権の目的となっている宅地	課税時期における自用地としての価額	③ 円	-	課税時期における自用地としての価額	④ 円	×	(底地割合(裏面3参照))	×	(⑤の複利年金現価率)	= ⑭ 円
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地	課税時期における自用地としての価額	③ 円	-	⑬ 円	=	⑮ 円	×	(残存期間年数に応じた割合(裏面4参照))	= ⑯ 円	円
(裏面1の⑥に該当するもの)										

(資4-80-1-A4統一)

(令和六年分以降以降用)

(平成二十年分以降以降用)

改 正 後

(裏)

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法
一般定期借地権 (借地借家法第22条)	財産評価基本通達27-2に定める評価方法による	平成10年8月25日付課評2-8・課資1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」に定める評価方法による ㉔
事業用定期借地権等 (借地借家法第23条)		※
建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)		財産評価基本通達25(2)に定める評価方法による ㉕

(注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

差額地代(設定時)	同種同等地代の年額(C)	円	実際地代の年額(D)	円	設定期間年数に応ずる基準年利率による年賦償還率 ㉔	
	(前払地代に相当する金額)		(実際地代の年額(D))		(実質地代の年額(E))	
	$\left[\begin{array}{l} \text{(権利金等㉔)} \\ \text{円} \times \end{array} \begin{array}{l} \text{(㉔の年賦償還率)} \\ \text{円} \times \end{array} \begin{array}{l} \text{(保証金等㉔)} \\ \text{円} \times \end{array} \begin{array}{l} \text{(㉔の年賦償還率)} \\ \text{円} \times \end{array} \right] + \text{円} = \text{円}$					
	(差額地代の額) (同種同等地代の年額(C))		(㉔の複利年金現価率) (実質地代の年額(E))		$\left(\text{円} - \text{円} \right) \times \text{円} = \text{円}$	

(注) 「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する場合の底地割合

	借地権割合		底地割合
	路線価図	評価倍率表	
地域区分	C	70%	55%
	D	60%	60%
	E	50%	65%
	F	40%	70%
	G	30%	75%

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超え10年以下の場合	10%
10年を超え15年以下の場合	15%
15年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。

(資4-80-2-A4統一)

改 正 前

(裏)

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法
一般定期借地権 (借地借家法第22条)	財産評価基本通達27-2に定める評価方法による	平成10年8月25日付課評2-8・課資1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」に定める評価方法による ㉔
事業用定期借地権等 (借地借家法第23条)		※
建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)		財産評価基本通達25(2)に定める評価方法による ㉕

(注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

差額地代(設定時)	同種同等地代の年額(C)	円	実際地代の年額(D)	円	設定期間年数に応ずる基準年利率による年賦償還率 ㉔	
	(前払地代に相当する金額)		(実際地代の年額(D))		(実質地代の年額(E))	
	$\left[\begin{array}{l} \text{(権利金等㉔)} \\ \text{円} \times \end{array} \begin{array}{l} \text{(㉔の年賦償還率)} \\ \text{円} \times \end{array} \begin{array}{l} \text{(保証金等㉔)} \\ \text{円} \times \end{array} \begin{array}{l} \text{(㉔の年賦償還率)} \\ \text{円} \times \end{array} \right] + \text{円} = \text{円}$					
	(差額地代の額) (同種同等地代の年額(C))		(㉔の複利年金現価率) (実質地代の年額(E))		$\left(\text{円} - \text{円} \right) \times \text{円} = \text{円}$	

(注) 「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する場合の底地割合

	借地権割合		底地割合
	路線価図	評価倍率表	
地域区分	C	70%	55%
	D	60%	60%
	E	50%	65%
	F	40%	70%
	G	30%	75%

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超え10年以下の場合	10%
10年を超え15年以下の場合	15%
15年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。

(資4-80-2-A4統一)

改正後

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長

令和 年 月 日

【代理人記入欄】 住所 氏名 連絡先	開示請求者 氏名 住所 連絡先	住所又は居所 (所在地)	平
		連絡先	市道筋先は日中連絡の可能な番号（携帯電話等）を記入してください In (-)
		フリガナ	
		氏名又は名称	
		個人番号	
生年月日		被相続人との続柄	

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項（相続又は遺贈により財産を取得したすべての人（開示請求者を除く。）を記載してください。）

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由（該当する□に✓印を記入してください。）

相続税の ☐ 期限内申告 ☐ 期限後申告 ☐ 修正申告 ☐ 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項（該当する□に✓印を記入してください。）

☐ 相続財産の全部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
☐ 相続財産の一部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
☐ 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等（添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。）

☐ 遺産分割協議書の写し	☐ 戸籍の謄(抄)本	☐ 遺言書の写し	☐ 委任状
☐ 住所等が確認できる書類の写し（送付受領を希望の場合）	☐ その他()		
☐ 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。			

7 開示書の受領方法（希望される□に✓印を記入してください。）

☐ 直接受領（交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。）
☐ 送付受領【郵送先： ☐ 開示請求者 ・ ☐ 代理人】（請求時に返信用切手、封筒が必要となります。）

(注) 代理人の住所地（事業所）への郵送を希望される場合は、代理人の住所地等が確認できる書類の写しが必要となります。

※ 税務署整理欄（記入しないでください。）

番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード／通知カード・運転免許証	確認者
☐ 済	☐ 済		その他()	
☐ 未済	☐ 未済			
委任状の有無 ☐ 有・ ☐ 無 開示請求者への確認 ☐ 無・ ☐ 有 ()				

(資4-90-1-A4統一) (令6.6)

改正前

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長

令和 年 月 日

【代理人記入欄】 住所 氏名 連絡先	開示請求者 氏名 住所 連絡先	住所又は居所 (所在地)	平
		連絡先	市道筋先は日中連絡の可能な番号（携帯電話等）を記入してください In (-)
		フリガナ	
		氏名又は名称	
		個人番号	
生年月日		被相続人との続柄	

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項（相続又は遺贈により財産を取得したすべての人（開示請求者を除く。）を記載してください。）

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧姓)				
生年月日				
被相続人との続柄				

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由（該当する□に✓印を記入してください。）

相続税の ☐ 期限内申告 ☐ 期限後申告 ☐ 修正申告 ☐ 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項（該当する□に✓印を記入してください。）

☐ 相続財産の全部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
☐ 相続財産の一部について分割済（遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。）
☐ 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等（添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。）

☐ 遺産分割協議書の写し	☐ 戸籍の謄(抄)本	☐ 遺言書の写し	☐ 住民票の写し
☐ その他()			
☐ 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。			

7 開示書の受領方法（希望される□に✓印を記入してください。）

☐ 直接受領（交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。）	☐ 送付受領（請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。）
--	---

※ 税務署整理欄（記入しないでください。）

番号確認	身元確認	確認書類	個人番号カード／通知カード・運転免許証	確認者
☐ 済	☐ 済		その他()	
☐ 未済	☐ 未済			
委任状の有無 ☐ 有・ ☐ 無 開示請求者への確認 ☐ 無・ ☐ 有 ()				

(資4-90-1-A4統一) (令5.6)

改 正 後	改 正 前
書きかた等（開示請求書） 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 なお、相続税法第 21 条の 17 又は第 21 条の 18 の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が 2 名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が 2 人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 なお、開示対象者が 5 名以上いる場合は、5 人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が 5 人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。 （注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第 21 条の 9 第 3 項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第 21 条の 17 又は第 21 条の 18 の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。 （1）全部分割の場合：遺産分割協議書の写し （2）遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し （3）上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄（抄）本 開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。 開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄（抄）本も提出してください。 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。 なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。 「送付受領」の場合には、郵送先の□にレ印を記入するとともに開示請求時に返信用切手、封筒及び住所地等が確認できる書類の写し（住民票の写しなど）を提出してください。 （注）「送付受領」の場合は、原則として開示請求者の住所に郵送しますが、代理人の住所地（事業所）への郵送を希望される場合は、代理人の住所地等が確認できる書類の写しが必要となります。 8 この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。	書きかた等（開示請求書） 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 なお、相続税法第 21 条の 17 又は第 21 条の 18 の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が 2 名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第 49 条第 1 項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が 2 人以上の場合に記入してください。）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。 なお、開示対象者が 5 名以上いる場合は、5 人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が 5 人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。 （注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第 21 条の 9 第 3 項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第 21 条の 17 又は第 21 条の 18 の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。 （1）全部分割の場合：遺産分割協議書の写し （2）遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し （3）上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄（抄）本 開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を_____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。 開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄（抄）本も提出してください。 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。 なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。 「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。 （注）「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。 8 この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改 正 後

改 正 前

(新規)

この欄には 書かないで ください。	税務 整理 番号	通達日付印の年月日 年 月 日	(確認)	整 理 番 号
-------------------------	----------------	--------------------	------	---------

特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書

(注) この届出書が資産の譲渡の日（先行取得の場合は取得の日）を含む三月期間の末日の翌日から2か月以内に提出されない場合は、この特例の適用は受けられません。



税務署長
令和 年 月 日提出

届出者	住 所 (納税地) フリガナ	〒	
氏 名		電 話	()

私が譲渡及び取得した下記の資産については、租税特別措置法第 37 条第 1 項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 ☐ 譲渡した資産 ☐ 譲渡する予定の資産

種 類			
構 造 又 は 用 途			
規 模 ・ 面 積			
所 在 地			
譲渡（予定）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
譲 渡 価 額			
取 得 費			

2 ☐ 取得した資産 ☐ 取得する予定の資産

種 類			
構 造 又 は 用 途			
規 模 ・ 面 積			
所 在 地			
取得（予定）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取 得 価 額			
租税特別措置法第 37 条 第 1 項の表の各号の区分	第 号	第 号	第 号

3 その他参考となる事項

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

改 正 後

改 正 前

特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書

1 この届出書は、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けようとする場合において、租税特別措置法第 37 条第 1 項の規定の適用を受ける旨を届け出るために使用します。

(注) 租税特別措置法第 37 条第 1 項の規定は、この届出書の提出が無かった場合は、適用することができませんのでご注意ください。

2 これらの規定の適用を受けるためには、この届出書を、届け出ようとする資産の譲渡の日（同日前に租税特別措置法第 37 条第 1 項各号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含みます。）をした場合（先行取得の場合）には、当該資産の租税特別措置法第 37 条第 1 項に規定する取得の日）を含む三月期間の末日の翌日から 2 か月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

(注) 三月期間とは、1 月 1 日から 3 月 31 日まで、4 月 1 日から 6 月 30 日まで、7 月 1 日から 9 月 30 日まで及び 10 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間をいい、届出書の提出期限は以下のとおりとなります。

譲渡の日（先行取得の場合は取得の日）	提 出 期 限
三 月 期 間	1 月 1 日から 3 月 31 日まで
	4 月 1 日から 6 月 30 日まで
	7 月 1 日から 9 月 30 日まで
	10 月 1 日から 12 月 31 日まで
	翌年 2 月末日

3 各欄は次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には別業に記載してください。

(1) 表題の「譲渡した資産」若しくは「譲渡する予定の資産」又は「取得した資産」若しくは「取得する予定の資産」について、それぞれ該当する□にレ点を付してください。

なお、「譲渡する予定の資産」に該当する場合は「種類」欄、「所在地」欄及び「譲渡（予定）年月日」欄のみを、「取得する予定の資産」に該当する場合は「種類」欄、「所在地」欄及び「取得（予定）年月日」欄のみを、それぞれ記載してください。

(2) 「種類」欄については、土地、借地権、建物、構築物、船舶、機械及び装置などと記載してください。

(3) 「構造又は用途」欄については、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。

(4) 「規模・面積」欄については、例えば、土地等の場合には面積を、建物の場合には各階ごとの床面積を記載してください。

(5) 「所在地」欄については、その資産が船舶である場合には、記載は必要ありません。

(6) 「2 取得した資産・取得する予定の資産」の「租税特別措置法第 37 条第 1 項の表の各号の区分」欄については、取得をした又は取得する予定である資産のその適用に係る租税特別措置法第 37 条第 1 項の表の該当する号数を記載してください。

(新規)

改 正 後



第 号

住 所 又 は
所 在 地
氏 名 又 は
名 称

令和 年 月 日

税務署長 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書

年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関
する期間（再）延長承認申請については、年 月 日を租税特別
措置法施行令第 20 条の 2 第 項に規定する開発許可等を受けることができると見
込まれる日として認定しましたので通知します。

【特定非常災害用】
(資 6 -124- 2 - A 4 統一)

改 正 前



第 号

住 所 又 は
所 在 地
氏 名 又 は
名 称

令和 年 月 日

税務署長 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認通知書

年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関
する期間（再）延長承認申請については、年 月 日を租税特別
措置法施行令第 20 条の 2 第 項に規定する開発許可等を受けることができると見
込まれる日として認定しましたので通知します。

【特定非常災害用】
(資 6 -124- 2 - A 4 統一)

改 正 後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の下表に掲げる該当条項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。

	譲渡した年月日		
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「特定非常用災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

【特定非常災害用】

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る承認通知書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の下表に掲げる該当条項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を承認した旨を申請者に通知するために使用するものである。

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「特定非常用災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項

【特定非常災害用】

改 正 後



第 号

住 所 又 は
所 在 地
氏 名 又 は
名 称

令和 年 月 日

税務署長 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書

年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関
する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下します
ので通知します。

記

(処分の理由)

() 枚のうち () 枚目

【特定非常災害用】
(資 6 - 124 - 3 - A 4 統一)

改 正 前



第 号

住 所 又 は
所 在 地
氏 名 又 は
名 称

令和 年 月 日

税務署長 印

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書

年 月 日付で提出されました確定優良住宅地造成等事業に関
する期間（再）延長承認申請については、次の理由によりその延長申請を却下します
ので通知します。

記

(処分の理由)

() 枚のうち () 枚目

【特定非常災害用】
(資 6 - 124 - 3 - A 4 統一)

改 正 後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の下表に掲げる該当条項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

	譲渡した年月日		
	平成28年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

【特定非常災害用】

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請に係る却下通知書
【 特 定 非 常 災 害 用 】

使用目的

この通知書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の下表に掲げる該当条項に規定する税務署長の承認を受けるために提出があった「確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請」について、当該申請を却下した旨を申請者に通知するために使用するものである。

	譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項

【特定非常災害用】

改正後

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

届出者 氏名
〒_____
住所_____
(電話番号____-____)

第70条の7の5第1項
租税特別措置法 第70条の7の6第1項の規定による 贈与税
第70条の7の8第1項 相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、
第6項
第7項の規定により関係書類を添付して届け出ます。
第6項
次に掲げる税額等について確認し、同条

非上場株式等の	贈与を受けた 相続(遺贈)があった	年月日	平成 令和	年	月	日
贈与者 被相続人	住所	氏名				

この届出書は、特例認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成____年____月____日
令和____年____月____日

2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 _____円
相続税 額 _____円

3 1の基準日において有する特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)
の数又は金額 _____株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ . .			株(口・円)
ロ . .			株(口・円)

4 特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____

5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 特例認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

① 定款の写し

② 株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)

③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し

④ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第17項第5号、同規則第23条の12の3第17項第5号(同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含みます。)の規定に該当する場合(裏面の4参照) には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し

⑤ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類

(注) 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日(確認) 入 力 確 認 納税猶予番号 年 月 日

改正前

非上場株式等についての贈与税
相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

届出者 氏名
〒_____
住所_____
(電話番号____-____)

第70条の7の5第1項
租税特別措置法 第70条の7の6第1項の規定による 贈与税
第70条の7の8第1項 相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、
第6項
第7項の規定により関係書類を添付して届け出ます。
第6項
次に掲げる税額等について確認し、同条

非上場株式等の	贈与を受けた 相続(遺贈)があった	年月日	平成 令和	年	月	日
贈与者 被相続人	住所	氏名				

この届出書は、特例認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成____年____月____日
令和____年____月____日

2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 _____円
相続税 額 _____円

3 1の基準日において有する特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)
の数又は金額 _____株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ . .			株(口・円)
ロ . .			株(口・円)

4 特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 _____

5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 特例認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

① 定款の写し

② 株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)

③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し

④ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第17項第5号、同規則第23条の12の3第17項第5号(同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含みます。)の規定に該当する場合(裏面の4参照) には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し

⑤ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類

(注) 基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日(確認) 入 力 確 認 納税猶予番号 年 月 日

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後

(裏)
記 載 方 法

1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方
- イ 特例経営(贈与)承継期間^(※1)の場合 第一種(贈与)基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営(贈与)承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種(贈与)基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営(贈与)承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種(贈与)基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限(提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限)の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種(贈与)基準日」とは、特例経営(贈与)承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方

- イ 特例経営相続承継期間^(※4)の場合 第一種相続基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限(特例経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける前に特例認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限)の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- 2 3の「非上場株式等の内訳等」欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合(基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り、)に記載してください。
- ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。

- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。

- 5 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。)
- ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)

※1 ①の書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

※2 ②の書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改 正 前

(裏)
記 載 方 法

1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方
- イ 特例経営(贈与)承継期間^(※1)の場合 第一種(贈与)基準日^(※2)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営(贈与)承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種(贈与)基準日^(※3)の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営(贈与)承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者若しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種(贈与)基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限(提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限)の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種(贈与)基準日」とは、特例経営(贈与)承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方

- イ 特例経営相続承継期間^(※4)の場合 第一種相続基準日^(※5)の翌日から5か月を経過する日
- ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日^(※6)の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限(特例経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける前に特例認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限)の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- 2 3の「非上場株式等の内訳等」欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与^(※)により取得したものである場合(基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り、)に記載してください。
- ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。

- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。

- 5 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し^(※1)
- ② 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
- イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。)
- ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し^(※2)

(※1) ①の書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②の書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）

第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項 第40条の8の8第15項		の規定による継続届出書の提出における特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。	
特例認定（贈与・相続） 承継会社の名称	(変更前)	本店の 所在地	(変更前)
この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準 日までに終了する各事業年度における総収入金額 ^(注1)	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	.	.
	事 由		

※ 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から⑤欄までの記載は不要です。）	☐
--	--------------------------

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円
⑤ 直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注2)	帳簿価額 運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 円 特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。） 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外 円 ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 円 事業の用に供することを目的として有するもの以外 円 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 円 特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当 円 又は利益の配当の額 円 会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入される金額 円
⑥ 剰余金の配当等の額（報告基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの）（注3）	円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）	円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）	円
⑨ 特定資産の保有割合（⑦/（③+⑥））	%
⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/④）	%

⑪ 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合^(注4)又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合^(注5)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有[※] 無
※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

（資12②-39-1-A4統一）（令6.6）

改正前

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）

第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項		の規定による継続届出書の提出における特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。	
特例認定（贈与・相続） 承継会社の名称	(変更前)	本店の 所在地	(変更前)
この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準 日までに終了する各事業年度における総収入金額 ^(注1)	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	.	.
	事 由		

※ 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から⑤欄までの記載は不要です。）	☐
--	--------------------------

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円
⑤ 直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入 ^(注2)	帳簿価額 運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 円 特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。） 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外 円 ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利 円 事業の用に供することを目的として有するもの以外 円 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 円 特例経営承継者及び当該特例経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 円 又は利益の配当の額 円 会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入される金額 円
⑥ 剰余金の配当等の額（報告基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの）（注3）	円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）	円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）	円
⑨ 特定資産の保有割合（⑦/（③+⑥））	%
⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/④）	%

⑪ 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合^(注4)又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合^(注5)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有[※] 無
※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

（資12②-39-1-A4統一）

本欄には記載しないであ
この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）と一緒に提出してください。

本欄には記載しないであ
この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）と一緒に提出してください。

		第 8	94-1
改 正 後		改 正 前	
(裏) 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。 3 「特例経営承継者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。 ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (注1) 報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③までの各欄に記載してください。 (注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 (注3) 会社から支給された給与とは、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に支給されたものを除きます。 (注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。 (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。 (注6) この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の2及び第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。		(裏) 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。 3 「特例経営承継者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。 ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (注1) 報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③までの各欄に記載してください。 (注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 (注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時に支給されたものを除きます。 (注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。 (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。 (注6) この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の2及び第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。	

改 正 後

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^{（注1）}
特定資産の運用収入割合^{（注2）}を基準割合未満に減少

第23条の9第28項
させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の10第26項 の規定により下記のとおり届け出ます。
第23条の12第9項

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____氏名 _____

3 該当規定^{（注3、4）}

(1)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ～ _____年____月____日)

5 3の割合を減少すべき期限^{*} _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

- (1) 減少後の保有割合 _____%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ～ _____年____月____日)
- (3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士

電 話 番 号

※	通信日付印の年月日 (確 認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
年 月 日				

(資12②-14-3-A 4統一) (各6)

改 正 前

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^{（注1）}
特定資産の運用収入割合^{（注2）}を基準割合未満に減少

第23条の9第28項
させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の10第26項 の規定により下記のとおり届け出ます。
第23条の12第9項

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____氏名 _____

3 該当規定^{（注3、4）}

(1)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ～ _____年____月____日)

5 3の割合を減少すべき期限^{*} _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

- (1) 減少後の保有割合 _____%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ～ _____年____月____日)
- (3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士

電 話 番 号

※	通信日付印の年月日 (確 認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
年 月 日				

(資12②-14-3-A 4統一) (各6)

		第 8	94-4
改 正 後		改 正 前	
(裏) 1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となった場合（同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。 なお、この届出書の提出期限は当該期限から 2 か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。 ※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 本文の「 特定資産の保有割合 特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。 (注 1) 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。 $\frac{B+C}{A+C}$ ※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額 C＝過去 5 年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額 (注 2) 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。 (注 3) 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。 (注 4) 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。		(裏) 1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2 第 1 項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後 5 年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が 70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が 75%以上となった場合（同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。 なお、この届出書の提出期限は当該期限から 2 か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。 ※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 7 号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第 70 条の 7 の 2 第 2 項第 7 号に規定する「経営報告基準日」又は同法第 70 条の 7 の 4 第 2 項第 6 号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 標題の「 特定資産の保有割合 特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。 (注 1) 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70%です。 $\frac{B+C}{A+C}$ ※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額 C＝過去 5 年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75%です。 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70%以上となった場合をいいます。 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75%以上となった場合をいいます。	

改 正 後

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^{（注1）}
特定資産の運用収入割合^{（注2）}を基準割合未満に減少させ

第23条の12の2第20項
第23条の12の3第20項
第23条の12の5第17項

ましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の3第20項 の規定により下記のとおり届け出ます。

1 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____氏名 _____

3 該当規定^{（注3、4）}

(1)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ～ _____年____月____日)5 3の割合を減少すべき期限^{*} _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日

(_____年____月____日 ～ _____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 (年 月 日)	(確認) 入力 確認	納税額予整理番号

(資12②-39-3-A4統一) (佩6)

改 正 前

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合^{（注1）}
特定資産の運用収入割合^{（注2）}を基準割合未満に減少させ

第23条の12の2第20項
第23条の12の3第20項
第23条の12の5第17項

ましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の3第20項 の規定により下記のとおり届け出ます。

1 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____氏名 _____

3 該当規定^{（注3、4）}

(1)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日
(_____年____月____日 ～ _____年____月____日)5 3の割合を減少すべき期限^{*} _____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） _____年____月____日

(_____年____月____日 ～ _____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 (年 月 日)	(確認) 入力 確認	納税額予整理番号

(資12②-39-3-A4統一) (佩5、6)

		第 8	94-5
改 正 後		改 正 前	
(裏) 1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。 なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。 ※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 本文の「特定資産の保有割合 特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。 (注1) 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。 $\frac{B+C}{A+C}$ ※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額 C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額 (注2) 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。 (注3) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。 (注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。 (注5) この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。		(裏) 1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。 なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。 ※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 標題の「特定資産の保有割合 特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。 (注1) 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。 $\frac{B+C}{A+C}$ ※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額 B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額 C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。 3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。 4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。 5 この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。	

改正後

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書

（ 免 除 届 出 用 ）（ 一 般 措 置 ）

相続特別措置法施行令 第40条の8第37項 第40条の8の2第43項		受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 欄 ※	
第40条の8第37項の規定による免除届出書の提出における認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。					
認定（贈与・相続） 承継会社 名称 (変更前)		本店の 所在地 (変更前)			
死亡等の日（注1）の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額（注2）		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度	
		円	円	円	
死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日		・ ・	
		事 由			

※ 死亡等の日が相続特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が相続特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から⑩欄までの記載は不要です。）		□	
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円	
② 直前の事業年度末における準備金の額		円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円	
④ 直前の事業年度における総収入金額		円	
⑤ 直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注3）		円	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円 j 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円 k 円	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円 l 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円 m 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円 n 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円 o 円	
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円 p 円	
⑥ 剰余金の配当等の額（死亡等の日の直前の事業年度末（注4）以前5年間に支払われたもの）	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）		円	
⑨ 特定資産の保有割合（⑦/⑤×④）	%	⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/④）	%
⑪ 死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に相続特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合（注5）又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合（注6）に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）			
有 [※]		無	

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

(資12②-17-1-A 4統一) (令6.6)

改正前

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書

（ 免 除 届 出 用 ）（ 一 般 措 置 ）

相続特別措置法施行令 第40条の8第37項 第40条の8の2第43項		受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 欄 ※	
第40条の8第37項の規定による免除届出書の提出における認定（贈与・相続）承継会社に関する明細は、次のとおりです。					
認定（贈与・相続） 承継会社 名称 (変更前)		本店の 所在地 (変更前)			
死亡等の日（注1）の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額（注2）		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度	③ 3期前の事業年度	
		円	円	円	
死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日		・ ・	
		事 由			

※ 死亡等の日が相続特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が相続特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。（該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は③欄から⑩欄までの記載は不要です。）		□	
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円	
② 直前の事業年度末における準備金の額		円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円	
④ 直前の事業年度における総収入金額		円	
⑤ 直前の事業年度（末）における特定資産の帳簿価額及び運用収入（注3）		円	
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円 j 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く。）	b 円 k 円	
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円 l 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円 m 円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円 n 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円 o 円	
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円 p 円	
⑥ 剰余金の配当等の額（死亡等の日の直前の事業年度末（注4）以前5年間に支払われたもの）	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）		円	
⑨ 特定資産の保有割合（⑦/⑤×④）	%	⑩ 特定資産の運用収入割合（⑧/④）	%
⑪ 死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に相続特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合（注5）又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合（注6）に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）			
有 [※]		無	

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

(資12②-17-1-A 4統一)

改正後	改正前
(裏) 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号(第70条の7の4第12項において準用する場合を含みます。.)に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限り、この明細書を提出してください。 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。 3 「経営承継者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (注1) 「死亡等の日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項(第40条の8の4第21項において準用する場合を含みます。)の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。 (注2) 死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のもの)に限りです。⁽⁹⁾以下同じです。のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。 ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続(遺贈)により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。.)については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。 (注3) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。 (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。 (注6) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。	(裏) 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号(第70条の7の4第12項において準用する場合を含みます。.)に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限り、この明細書を提出してください。 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。 3 「経営承継者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 (注1) 「死亡等の日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該経営承継受贈者の同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項(第40条の8の4第21項において準用する場合を含みます。)の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。 (注2) 死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のもの)に限りです。⁽⁹⁾以下同じです。のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。 ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続(遺贈)により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。.)については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。 (注3) 「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。 (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。 (注6) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改正後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税相続税額の明細書		受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入	力	確	認
（ 免 除 届 出 用 ）（ 一 般 措 置 ）				※		※	
租税特別措置法施行令第40条の8第37項の規定による死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税相続税額の明細は、次のとおりです。							
番号	期限の到来した事由 （該当する事由にレ点を付けてください。）	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株（口）数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			

（資12②-18-A 4 統一）（合6.6）

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税相続税額の明細書		受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入	力	確	認
（ 免 除 届 出 用 ）（ 一 般 措 置 ）				※		※	
第40条の8第37項の規定による死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税相続税額の明細は、次のとおりです。							
番号	期限の到来した事由 （該当する事由にレ点を付けてください。）	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株（口）数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			
	☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・	株（口）円	円			

（資12②-18-A 4 統一）

※欄には記載しないでください。

		第 8	99
改 正 後		改 正 前	
(裏) 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号(第70条の7の4第12項において準用する場合を含みます。)に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限りこの明細書を提出してください。 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 「期限の到来した事由」中 イ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は第70条の7の2第4項第1号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ハ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 3 「事由が生じた年月日」とは、 イ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。 ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ハ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。 ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。 ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。 ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。 4 「死亡等の日」とは、 イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。 ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項若しくは第40条の8の4第21項において準用する同令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。 (注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。		(裏) 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号(第70条の7の4第12項において準用する場合を含みます。)に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限りこの明細書を提出してください。 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、 イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2 「期限の到来した事由」中 イ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は第70条の7の2第4項第1号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ハ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 3 「事由が生じた年月日」とは、 イ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。 ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ハ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。 ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。 ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。 ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。 4 「死亡等の日」とは、 イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。 ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項若しくは第40条の8の4第21項において準用する同令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。 (注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。	

改 正 後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税
相続税 額の明細書

(免 除 届 出 用) (特 例 措 置)

受贈者、相 続人 (受遺 者) の氏名		入 力 確 認 ※	※
---------------------------	--	-----------------------	---

租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項
第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第43項
の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に
係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税額
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

(資12②-43-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税
相続税 額の明細書

(免 除 届 出 用) (特 例 措 置)

受贈者、相 続人 (受遺 者) の氏名		入 力 確 認 ※	※
---------------------------	--	-----------------------	---

第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項
租税特別措置法施行令 第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第
43項の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の
猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。

番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円
	☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 ☐ 適格合併・適格交換等 ☐ 特例対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 ☐ 合併により消滅 ☐ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 ☐ 会社分割 ☐ 組織変更	・ ・	株(口)円	円

(資12②-43-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。

改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の6第12項若しくは第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与したときに限りこの明細書を提出してください。

- 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
- ロ「上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
- ハ「上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の第8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「期間の到来した事由」中
- イ「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7の第5第3項において準用する同法第70条の7第4項第1号に該当した場合は同法第70条の7の第6第3項若しくは第70条の7の第8第3項において準用する同法第70条の7の第2第4項第1号に該当した場合をいいます。
- ロ「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7の第5第3項において準用する同法第70条の7第4項第2号に該当した場合又は同法第70条の7の第3第3項若しくは第70条の7の第8第3項において準用する同法第70条の7の第2第4項第2号に該当した場合をいいます。
- ハ「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡」とは、同法第70条の7の第5第3項において準用する同法第70条の7の第5第2号に該当した場合は同法第70条の7の第3第3項若しくは第70条の7の第8第3項において準用する同法第70条の7の第5第2号に該当した場合をいいます。
- ニ「合併により消滅」とは、同法第70条の7の第5第3項において準用する同法第70条の7の第5第3号に該当した場合は同法第70条の7の第6第3項若しくは第70条の7の第8第3項において準用する同法第70条の7の第2第5項第3号に該当した場合をいいます。
- ホ「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7の第5第3項において準用する同法第70条の7の第5第4号に該当した場合は同法第70条の7の第6第3項若しくは第70条の7の第8第3項において準用する同法第70条の7の第5第4号に該当した場合をいいます。
- ヘ「全社分割」とは、同法第70条の7の第5第3項において準用する同法第70条の7の第5第5号に該当した場合は同法第70条の7の第6第3項若しくは第70条の7の第8第3項において準用する同法第70条の7の第2第5項第5号に該当した場合をいいます。
- ト「組織変更」とは、同法第70条の7の第5第3項において準用する同法第70条の7の第5第6号に該当した場合は同法第70条の7の第6第3項若しくは第70条の7の第8第3項において準用する同法第70条の7の第2第5項第6号に該当した場合をいいます。
- 3 「事由が生じた年月日」とは、
- イ「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
- ロ「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ハ「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の一部譲渡」に該当する場合は、その譲渡をした日をいいます。
- ニ「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
- ホ「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
- ヘ「全社分割」に該当する場合は、その全社分割の効力が生じた日をいいます。
- ト「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
- 4 「死亡等の日」とは、
- イ「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法第40条の8の第21項において準用する同法第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継贈与者に係る租税特別措置法第70条の7の第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の贈与者（非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7の第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合は、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最前に同条第11項又は同法第70条の7の第1項の規定の適用を受けている者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。）が死亡した日は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- ロ「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の第1項）又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の第8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の第28項若しくは第40条の8の第16項において準用する同法第40条の8の第2第43項の特例経営承継相続人若しくは当該特例経営承継受贈者が死亡した日はこれらの場合が租税特別措置法第70条の7の第6第12項若しくは第70条の7の第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- （注） 特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者に係る特例贈与者又は特例経営承継相続人等が贈与又は特例経営の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合に場合は、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

改 正 後

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日
____税務署長	〒 住所 _____
	氏名 _____ (電話番号 - -)
第70条の7第16項 租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、 第70条の7の4第12項	
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
1 この申請に係る事由の別	
認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____	
※ 該当する事由にレ点を付けてください。	
☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当 (譲渡先の氏名又は名称) _____ (譲渡先の住所又は所在地) _____	
☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日 (解散をした日) _____年____月____日	
☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当 (吸収合併存続会社等 ^(注1) の名称) _____ (吸収合併存続会社等の所在地) _____	
☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当 (株式交換完全親会社等 ^(注2) の名称) _____ (株式交換完全親会社等の所在地) _____	
2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日	
3 1の事情の詳細 _____	
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。	
4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算	
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。	
① 猶予中贈与税・相続税額 ^(注3) ① _____円	
② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ^(注4) ② _____円	
③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 ^(注5) ③ _____円	
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円	
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額） ^(注6) ⑤ _____円	
イ 経営承継者 ^(注7) 及び経営承継者と生計を一にする者が 会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)	
ロ 会社から支給された給与 ^(注8) の額のうち、法人税法第 34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)	
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤）） ⑥ _____円	
※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。	

関与税理士	電話 番号
-------	-------

※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-25-A 4統一) (令6.6)

改 正 前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日
____税務署長	〒 住所 _____
	氏名 _____ (電話番号 - -)
第70条の7第16項 租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、 第70条の7の4第12項	
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
1 この申請に係る事由の別	
認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____	
※ 該当する事由にレ点を付けてください。	
☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当 (譲渡先の氏名又は名称) _____ (譲渡先の住所又は所在地) _____	
☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日 (解散をした日) _____年____月____日	
☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当 (吸収合併存続会社等 ^(注1) の名称) _____ (吸収合併存続会社等の所在地) _____	
☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当 (株式交換完全親会社等 ^(注2) の名称) _____ (株式交換完全親会社等の所在地) _____	
2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日	
3 1の事情の詳細 _____	
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。	
4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算	
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。	
① 猶予中贈与税・相続税額 ^(注3) ① _____円	
② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ^(注4) ② _____円	
③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 ^(注5) ③ _____円	
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円	
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額） ^(注6) ⑤ _____円	
イ 経営承継者 ^(注7) 及び経営承継者と生計を一にする者が 会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)	
ロ 会社から支給された給与 ^(注8) の額のうち、法人税法第 34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)	
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤）） ⑥ _____円	
※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。	

関与税理士	電話 番号
-------	-------

※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-25-A 4統一) (令5.6)

改 正 後

(裏)

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
- ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併継続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併継続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- (注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

- (注4) 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併継続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- (注5) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。

- (注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- (注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続継受贈者」をいいます。

- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 前

(裏)

《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。

- ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注2）となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併継続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併継続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- (注3) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

- (注4) 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併継続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- (注5) 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。

- (注6) 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- (注7) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続継受贈者」をいいます。

- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日	※ 欄は記入し ないでくだ さい。
____税務署長	〒 住所 _____	
	氏名 _____ (電話番号 - -)	
第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項 租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る 第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項 贈与税 猶予中の 相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。		
1 この申請に係る事由の別		
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____		
※ 該当する事由にレ点を付けてください。		
☐ ① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当 (譲渡先の氏名又は名称) _____ (譲渡先の住所又は所在地) _____		
☐ ② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日 (解散をした日) _____年____月____日		
☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当 (吸収合併存続会社等 ^(注1) の名称) _____ (吸収合併存続会社等の所在地) _____		
☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当 (株式交換完全親会社等 ^(注2) の名称) _____ (株式交換完全親会社等の所在地) _____		
2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日		
3 1の事情の詳細 _____		
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。		
4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算		
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。		
① 猶予中贈与税・相続税額 ^(注3) ① _____円		
② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ^(注4) ② _____円		
③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 ^(注5) ③ _____円		
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円		
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額） ^(注6) ⑤ _____円		
イ 特例経営承継者 ^(注7) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)		
ロ 会社から支給された給与 ^(注8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)		
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④＋⑤)) ⑥ _____円		
※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。		

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 (確 認) 入 力 確 認 納税猶予番号 年 月 日

(資12②-45-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日	※ 欄は記入し ないでくだ さい。
____税務署長	〒 住所 _____	
	氏名 _____ (電話番号 - -)	
第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項 租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る 第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項 贈与税 猶予中の 相続税 について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。		
1 この申請に係る事由の別		
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____		
※ 該当する事由にレ点を付けてください。		
☐ ① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当 (譲渡先の氏名又は名称) _____ (譲渡先の住所又は所在地) _____		
☐ ② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____年____月____日 (解散をした日) _____年____月____日		
☐ ③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当 (吸収合併存続会社等 ^(注1) の名称) _____ (吸収合併存続会社等の所在地) _____		
☐ ④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当 (株式交換完全親会社等 ^(注2) の名称) _____ (株式交換完全親会社等の所在地) _____		
2 1の事情が生じた年月日 _____年____月____日		
3 1の事情の詳細 _____		
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。		
4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算		
※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。		
① 猶予中贈与税・相続税額 ^(注3) ① _____円		
② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ^(注4) ② _____円		
③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 ^(注5) ③ _____円		
④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____円		
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額） ^(注6) ⑤ _____円		
イ 特例経営承継者 ^(注7) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____円)		
ロ 会社から支給された給与 ^(注8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____円)		
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①－ (④＋⑤)) ⑥ _____円		
※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。		

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 (確 認) 入 力 確 認 納税猶予番号 年 月 日

(資12②-45-A 4 統一) (令6.6)

改 正 後

(裏)
《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 相続特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
- ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、相続特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は相続特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、相続特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいいます。一定のものとは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- ・（再生計画）…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・（更生計画）…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・（債務処理計画）…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 相続特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 相続特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 相続特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等^(第2)となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- (注3) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。

- (注4) 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- (注5) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、相続特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。

- (注6) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- (注7) 「特例経営承継者」とは、相続特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 前

(裏)
《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 相続特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
- ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、相続特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は相続特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める者をいいます。

- ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の事実」とは、相続特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいいます。一定のものとは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
- ・（再生計画）…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・（更生計画）…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - ・（債務処理計画）…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
- 3 その他参考となる書類

- 2 相続特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 その他参考となる書類

- 3 相続特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- 4 相続特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等^(第2)となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
- 2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。

- (注3) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。

- (注4) 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。

- (注5) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、相続特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。

- (注6) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特例認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。

- (注7) 「特例経営承継者」とは、相続特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

非上場株式等についての納税猶予の贈与税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）
相続税

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名
(電話番号 - -)

第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税
第70条の7の4第17項 相続税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) 年 月 日
(譲渡先の氏名又は名称)
(譲渡先の住所又は所在地)
☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

- ① 猶予中贈与税・相続税額（注1）・・・・・・・・・① 円
② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額・・・・・・② 円
③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注2）・・③ 円
④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・④ 円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）・・・・・・・・・⑤ 円
イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・（イ 円）
ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ 円）
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確 認) 入 力 確 認	納税猶予番号

※欄には記入しないでください。

(資12②-25-2-A 4統一) (令6.6)

改 正 前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）
相続税

税務署
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒
住所

氏名
(電話番号 - -)

第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税
第70条の7の4第17項 相続税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) 年 月 日
(譲渡先の氏名又は名称)
(譲渡先の住所又は所在地)
☐ ② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) 年 月 日
(解散をした日) 年 月 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

- ① 猶予中贈与税・相続税額（注1）・・・・・・・・・① 円
② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額・・・・・・② 円
③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注2）・・③ 円
④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・④ 円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）・・・・・・・・・⑤ 円
イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・（イ 円）
ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額・・・・（ロ 円）
⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確 認) 入 力 確 認	納税猶予番号

※欄には記入しないでください。

(資12②-25-2-A 4統一) (令5.6)

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

改正後

（裏）
《 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

 - 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

 - 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 3 その他参考となる書類

- (注)1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。
- (注)2 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- (注)3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- (注)4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- (注)5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

（裏）
《 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
 - ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

 - 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

 - 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りします。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 3 その他参考となる書類

- (注)1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注)2 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- (注)3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- (注)4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
- (注)5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日
____税務署長	
〒 住所	
氏名	
(電話番号 - -)	

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項の規定により納税の
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項
猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) _____ 年 ____ 月 ____ 日
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____ 年 ____ 月 ____ 日
(解散をした日) _____ 年 ____ 月 ____ 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

- ① 猶予中贈与税・相続税額^(注1) ① _____ 円
- ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額 ② _____ 円
- ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額^(注2) ③ _____ 円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____ 円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注3) ⑤ _____ 円
- イ 特例経営承継者^(注4)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____ 円)
- ロ 会社から支給された給与^(注5)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____ 円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤）） ⑥ _____ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電 話 番 号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確 認)	入 力
		確 認	納税猶予番号

※欄には記入しないでください。

(資12②-46-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日
____税務署長	
〒 住所	
氏名	
(電話番号 - -)	

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項の規定により納税の
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項
猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当
(譲渡等をした日) _____ 年 ____ 月 ____ 日
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) _____ 年 ____ 月 ____ 日
(解散をした日) _____ 年 ____ 月 ____ 日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

- ① 猶予中贈与税・相続税額^(注1) ① _____ 円
- ② 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額 ② _____ 円
- ③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額^(注2) ③ _____ 円
- ④ ②と③のいずれか大きい金額 ④ _____ 円
- ⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）^(注3) ⑤ _____ 円
- イ 特例経営承継者^(注4)及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 (イ _____ 円)
- ロ 会社から支給された給与^(注5)の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 (ロ _____ 円)
- ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤）） ⑥ _____ 円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電 話 番 号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確 認)	入 力
		確 認	納税猶予番号

※欄には記入しないでください。

(資12②-46-A 4 統一) (令5.6)

○ この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」と一緒に提出してください。

○ この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」と一緒に提出してください。

改 正 後

(裏)
《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りず。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合とは、
 - ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は、第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、
「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りず。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りず。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合とは、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
【添付書類】
 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 3 その他参考となる書類

- (注1) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。
- (注2) 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- (注3) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- (注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続継受贈者」をいいます。
- (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 前

(裏)
《 添 付 書 類 等 》

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限りず。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合とは、
 - ① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は、第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。
 - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。
(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、
「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りず。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
 - 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限りず。）
 - 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 4 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合とは、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
【添付書類】
 - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
 - 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
 - 3 その他参考となる書類

- (注1) 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- 3 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

遺贈金付印の年月日		(譲 渡)		納税額千番号	
年	月	日			
			入	力	確
			※		認
			※		※

特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書（特例措置）

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 ____ - ____)

租税特別措置法第70条の7の8第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項第2号の規定により報告します。

1 特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 _____年____月____日

2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
(以下「基準日」といいます。) ^(注1) _____年____月____日

3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円

4 2の基準日において有する特例対象相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

5 特例認定相続承継会社の明細

特例認定相続承継会社	名 称	(変更前)
	本店の所在地	(変更前)

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 ^(注2)

直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度
円	円	円

特例認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合は解散の事実がある場合には、その事由

事 由

基準日における資本金の額又は出資の総額	円

基準日における準備金の額	円

関与税理士 _____ 電 話 番 号 _____

(資12②-49-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

遺贈金付印の年月日		(譲 渡)		納税額千番号	
年	月	日			
			入	力	確
			※		認
			※		※

特例贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書（特例措置）

令和____年____月____日

____税務署長

〒
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 ____ - ____)

租税特別措置法第70条の7の8第1項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5項第2号の規定により報告します。

1 特例対象受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日 _____年____月____日

2 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
(以下「基準日」といいます。) ^(注1) _____年____月____日

3 2の基準日における猶予中贈与税額 _____円

4 2の基準日において有する特例対象相続非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

5 特例認定相続承継会社の明細

特例認定相続承継会社	名 称	(変更前)
	本店の所在地	(変更前)

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 ^(注2)

直前の事業年度	2期前の事業年度	3期前の事業年度
円	円	円

特例認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合は解散の事実がある場合には、その事由

事 由

基準日における資本金の額又は出資の総額	円

基準日における準備金の額	円

関与税理士 _____ 電 話 番 号 _____

(資12②-49-A 4 統一)

改 正 後	改 正 前
(裏) 《 この 報 告 書 の 提 出 を す る 必 要 の あ る 方 》 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の8第2項第1号に定める者をいいます。)が、特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(特例贈与者が同項第5号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。 (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項第6号に定める日をいいます。 (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が特例経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の8第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のもの)に限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、特例経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。 なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。 (注3) 特例経営相続承継受贈者の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与がその特例贈与者の同法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合には、同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいいます。	(裏) 《 この 報 告 書 の 提 出 を す る 必 要 の あ る 方 》 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者(租税特別措置法第70条の7の8第2項第1号に定める者をいいます。)が、特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者(注3)の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5月(特例贈与者が同項第5号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3月)を経過する日が特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合に、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。 (注1) 「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の8第2項第6号に定める日をいいます。 (注2) 相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が特例経営相続承継期間(租税特別措置法第70条の7の8第2項第5号に定める期間をいいます。)の場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のもの)に限ります。以下同じです。)のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、特例経営相続承継期間経過後の場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。 なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。 (注3) 特例経営相続承継受贈者の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与がその特例贈与者の第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合には、第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者として租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者をいいます。

改 正 後

特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

		整理番号	
住 所		氏名	

1 特例認定相続承継会社の株式等の価額等

相続特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例対象受贈非上場株式等の1単位当たりの価額（※1）	①	
特例対象相続非上場株式等の数又は金額	②	
特例対象相続非上場株式等の本来の価額（①×②）	③	
相続開始の時ににおける特例認定相続承継会社の純資産額	④	

2 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合

特例認定相続承継会社が有する外国会社等（※2）の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号イに規定する株式の価額）	⑤	円
--	---	---

3 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係人を通じて間接所有する場合

特例認定相続承継会社が有する特例認定相続承継会社の特別支配関係人（※3）の株式等の価額		⑥	円
⑥の特別支配関係人が直接又は他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ（1）に規定する株式等の価額） ※ ⑤欄に掲げる金額を限度とします。		⑦	円
直接所有	⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額	a	円
	⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。	b	円
	特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額	イ	株・ロ・円
	他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額	ロ	円
間接所有	他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。	ハ	円
	特別支配関係人の純資産額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ（2）に規定する価額）	⑧	円
⑥ × $\frac{⑦}{⑧}$ （相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロの規定により計算した価額）		⑨	円
③ × $\frac{④ - (⑤ + ⑨)}{④}$		⑩	円

4 特例対象受贈非上場株式等の価額との調整

相続特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の特例対象受贈非上場株式等の価額	⑪	円
納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額（⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額）	⑫	円

(資12②-50-A 4 統一) (令3.12)

改 正 前

特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

		整理番号	
住 所		氏名	

1 特例認定相続承継会社の株式等の価額等

相続特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された特例対象受贈非上場株式等の1単位当たりの価額（※1）	①	
特例対象相続非上場株式等の数又は金額	②	
特例対象相続非上場株式等の本来の価額（①×②）	③	
相続開始の時ににおける特例認定相続承継会社の純資産額	④	

2 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を直接所有する場合

特例認定相続承継会社が有する外国会社等（※2）の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号イに規定する株式の価額）	⑤	円
--	---	---

3 特例認定相続承継会社が外国会社等の株式等を特別支配関係人を通じて間接所有する場合

特例認定相続承継会社が有する特例認定相続承継会社の特別支配関係人（※3）の株式等の価額		⑥	円
⑥の特別支配関係人が直接又は他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ（1）に規定する株式等の価額） ※ ⑤欄に掲げる金額を限度とします。		⑦	円
直接所有	⑥の特別支配関係人が直接所有する外国会社等の株式等の価額	a	円
	⑥の特別支配関係人が他の特別支配関係人を通じて間接所有する外国会社等の株式等の価額 ※ ロ、ハは、同一の評価区分により評価します。	b	円
	特別支配関係人が有する他の特別支配関係人の株式等の数又は金額	イ	株・ロ・円
	他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額	ロ	円
間接所有	他の特別支配関係人が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した場合の他の特別支配関係人の株式等の1単位当たりの価額 ※ 評価区分は変更しません。	ハ	円
	特別支配関係人の純資産額（相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロ（2）に規定する価額）	⑧	円
⑥ × $\frac{⑦}{⑧}$ （相続特別措置法施行規則第23条の12の5第6項において準用する同規則第23条の12第3項第2号ロの規定により計算した価額）		⑨	円
③ × $\frac{④ - (⑤ + ⑨)}{④}$		⑩	円

4 特例対象受贈非上場株式等の価額との調整

相続特別措置法第70条の7の7第1項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の特例対象受贈非上場株式等の価額	⑪	円
納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額（⑩欄の金額と⑪欄の金額のいずれか低い方の価額）	⑫	円

(資12②-50-A 4 統一) (令3.12)

改 正 後

(裏)

特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

この計算書は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 4 号に規定する納税猶予分の相続税額の計算において、相続開始の時に、特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社又は特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求めるために使用します。

(注 1) 贈与時の特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいいます。
なお、贈与時に特例認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われていた場合であっても、特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額は、外国会社等の株式等を含めて算定された価額になります。

(注 2) 「外国会社等」とは、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（特例認定相続承継会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 5 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 8 項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 8 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 12 項に定める医療法人をいいます。

(注 3) 「特別支配関係法人」とは、特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて、この特例認定相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 8 項において準用する同令第 40 条の 8 第 9 項に規定する支配関係がある法人をいい、⑤欄の株式等に係る外国会社等を除きます。

改 正 前

(裏)

特例認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例対象相続非上場株式等の価額の計算書（特例措置）

この計算書は、租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 2 項第 4 号に規定する納税猶予分の相続税額の計算において、相続開始の時に、特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社又は特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が一定の外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる株式等の価額を求めるために使用します。

(注 1) 贈与時の特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額をいいます。
なお、贈与時に特例認定相続承継会社が、外国会社等の株式等を保有していたため、外国会社等の株式等を有していなかったものとして納税猶予税額の計算が行われていた場合であっても、特例認定相続承継会社の株式等の一単位当たりの価額は、外国会社等の株式等を含めて算定された価額になります。

(注 2) 「外国会社等」とは、会社法第 2 条第 2 号に規定する外国会社（特例認定相続承継会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 5 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 8 項に規定する特別の関係がある会社をいいます。）に該当するものに限ります。）又は租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 8 第 8 項において準用する同令第 40 条の 8 の 2 第 12 項に定める医療法人をいいます。

(注 3) 「特別支配関係法人」とは、特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて、この特例認定相続承継会社との間に租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 8 項において準用する第 40 条の 8 第 9 項に規定する支配関係がある法人をいい、⑤欄の株式等に係る外国会社等を除きます。

改 正 後

租税特別措置法第 70 条の 7 第 30 項(第 3 号・第 4 号)・第 70 条の 7 の 2 第 31 項(第 3 号・第 4 号)・第 70 条の 7 の 4 第 16 項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書 (一般措置)			確 認 *
令和 年 月 日			
税務署長			
〒 住所(居所)			
氏名			電話
第 70 条の 7 第 30 項第 3 号・第 4 号 認定贈与承継会社			
租税特別措置法 第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 3 号・第 4 号 の規定の適用を引き続き受けたいので、 認定承継会社			
第 70 条の 7 の 4 第 16 項において準用する 同法第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 3 号・第 4 号 認定相続承継会社			
に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に関係書類を添付して届け出ます。			
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項			
① 名 称	③ 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日(第 11 条)	(年 月 日)	
② 本店の所在地	④ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の該当事由が発生した年月日(第 22 条)	☐ 1 号該当 ☐ 3 号該当 ☐ 2 号該当 ☐ 4 号該当	
(注) 1 会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。 2 「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 2 号の事業者が同法の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号の経済産業大臣の指定した事由が発生した日」のいずれかの日を記載してください。			
2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項			
A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 適用対象贈与(相続開始)の時に おける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	
円	円	円	
b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	
%	%	%	
c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	
人	人	人	
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	
%	%	%	
※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に雇用確保要件を満たさなくなったときには、次の表を記入してください。			
e 売上割合(f・b)欄の合計	g 雇用割合(f・d)欄の合計		
売上割合の平均値 (e ÷ 各売上判定事業年度の数)	雇用割合の平均値 (g ÷ 各雇用判定基準日の数)		
%	%		
※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。			
「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≧ A)となった事実の有無			[有 □ / 無 □]
3 添付書類 次に掲げる書類を提出してください。			
☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 3 第 2 項 (同条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し			
関与税理士		電話番号	
(資 12②)-33-3-A 4 統一 (令 6.6)			

*欄には記載しないであらう。

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

改 正 前

租税特別措置法第 70 条の 7 第 30 項(第 3 号・第 4 号)・第 70 条の 7 の 2 第 31 項(第 3 号・第 4 号)・第 70 条の 7 の 4 第 16 項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書 (一般措置)			確 認 *
令和 年 月 日			
税務署長			
〒 住所(居所)			
氏名			電話
第 70 条の 7 第 30 項第 3 号・第 4 号 認定贈与承継会社			
租税特別措置法 第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 3 号・第 4 号 の規定の適用を引き続き受けたいので、 認定承継会社			
第 70 条の 7 の 4 第 16 項において準用する 同法第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 3 号・第 4 号 認定相続承継会社			
に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に関係書類を添付して届け出ます。			
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項			
① 名 称	③ 対象(受贈・相続)非上場株式等の取得年月日(第 11 条)	(年 月 日)	
② 本店の所在地	④ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の該当事由が発生した年月日(第 22 条)	☐ 1 号該当 ☐ 3 号該当 ☐ 2 号該当 ☐ 4 号該当	
(注) 1 会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。 2 「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 2 号の事業者が同法の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号の経済産業大臣の指定した事由が発生した日」のいずれかの日を記載してください。			
2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項			
A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 適用対象贈与(相続開始)の時に おける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	
円	円	円	
b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	b 売上割合(a ÷ A × 100)	
%	%	%	
c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	
人	人	人	
d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	d 雇用割合(c ÷ B × 100)	
%	%	%	
※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に雇用確保要件を満たさなくなったときには、次の表を記入してください。			
e 売上割合(f・b)欄の合計	g 雇用割合(f・d)欄の合計		
売上割合の平均値 (e ÷ 各売上判定事業年度の数)	雇用割合の平均値 (g ÷ 各雇用判定基準日の数)		
%	%		
※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来場合に記入してください。			
「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≧ A)となった事実の有無			[有 □ / 無 □]
3 添付書類 次に掲げる書類を提出してください。			
☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 3 第 2 項 (同条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し			
関与税理士		電話番号	
(資 12②)-33-3-A 4 統一 (令 2.6)			

*欄には記載しないであらう。

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改正後	改正前
【記載要領等】 1 届出をする必要のある方 この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社又は同法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法第70条の7第30項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）第70条の7の4第16項において準用する同法第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③又は④に該当する場合として当該届出書を提出した方が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。 2 届出期限 (1) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日 (2) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日 (注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。 3 書き方等 (1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「（贈与）特定事業年度」といいます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。 (2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。 (3) a欄～d欄は次のとおり記入します。 イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）の売上金額を記入します。 ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①により計算された金額）×100」により計算します。 ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷適用対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。 (注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。 (4) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日である場合で、経営（贈与・相続）承継期間内に、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（雇用確保要件を満たさなくなったとき）といえます。）には、e欄～h欄を記入します（平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者（経営承継相続人等、経営相続承継受贈者）のうち、同法附則第86条第14項の書類（新法選択届出書）を提出していない方（以下「旧法適用者」）といえます。）を記入を要しません。）。イ 「e 売上割合（b欄）の合計」欄は、経営（贈与・相続）承継期間内に終了する各売上判定事業年度の2のb「売上割合」欄を合計した数を記入します。 ロ 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合（b欄）の合計÷売上判定事業年度の数」により計算します（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の8第54項又は第56項（第40条の8の2第58項又は60項）に規定する割合を記入します。）。ハ 「g 雇用割合（d欄）の合計」欄は、経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における2のd「雇用割合」欄を合計した数を記入します。 ニ 「h 雇用割合の平均値」欄は、「g 雇用割合（d欄）の合計÷経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数」（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営（贈与・相続）承継期間の末日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数」）により計算します。 (注) 旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。 (5) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2のf「売上判定事業年度の売上金額」が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。 (6) 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。 (注) 1 「適用対象贈与の時」とは措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。 2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ（第70条の7の2第2項第1号イ、第70条の7の4第2項第1号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。 3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、適用対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日（以下「特定基準日」）といえます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「（贈与）特定期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号（措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。 4 「雇用判定基準日」とは、措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（第40条の8の2第61項第1号及び第2号、第40条の8の4第25項）に規定する雇用判定基準日をいいます。 5 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号（第70条の7の2第31項第1号、第70条の7の4第16項）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。	【記載要領等】 1 届出をする必要のある方 この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社又は同法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法第70条の7第30項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）第70条の7の4第16項において準用する同法第70条の7の2第31項（第3号又は第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③又は④に該当する場合として当該届出書を提出した方が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。 2 届出期限 (1) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日 (2) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日 (注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号（第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。 3 書き方等 (1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「（贈与）特定事業年度」といいます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。 (2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。 (3) a欄～d欄は次のとおり記入します。 イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）の売上金額を記入します。 ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①により計算された金額）×100」により計算します。 ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷適用対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。 (注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7第3項第9号（第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。 (4) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日である場合で、経営（贈与・相続）承継期間内に、措置法第70条の7第3項第2号（第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項）の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき（雇用確保要件を満たさなくなったとき）といえます。）には、e欄～h欄を記入します（平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者（経営承継相続人等、経営相続承継受贈者）のうち、同法附則第86条第14項の書類（新法選択届出書）を提出していない方（以下「旧法適用者」）といえます。）を記入を要しません。）。イ 「e 売上割合（b欄）の合計」欄は、経営（贈与・相続）承継期間内に終了する各売上判定事業年度の2のb「売上割合」欄を合計した数を記入します。 ロ 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合（b欄）の合計÷売上判定事業年度の数」により計算します（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の8第54項又は第56項（第40条の8の2第58項又は60項）に規定する割合を記入します。）。ハ 「g 雇用割合（d欄）の合計」欄は、経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における2のd「雇用割合」欄を合計した数を記入します。 ニ 「h 雇用割合の平均値」欄は、「g 雇用割合（d欄）の合計÷経営（贈与・相続）承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数」（最初の売上判定事業年度終了の日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営（贈与・相続）承継期間の末日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数」）により計算します。 (注) 旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。 (5) 基準日が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2のf「売上判定事業年度の売上金額」が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。 (6) 認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。 (注) 1 「適用対象贈与の時」とは措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。 2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ（第70条の7の2第2項第1号イ、第70条の7の4第2項第1号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。 3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、適用対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日（以下「特定基準日」）といえます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「（贈与）特定期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号（措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。 4 「雇用判定基準日」とは、措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（第40条の8の2第61項第1号及び第2号、第40条の8の4第25項）に規定する雇用判定基準日をいいます。 5 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7第30項第1号（第70条の7の2第31項第1号、第70条の7の4第16項）に規定する経営（贈与・相続）承継期間をいいます。

改 正 後

租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 25 項・第 70 条の 7 の 6 第 26 項 ・第 70 条の 7 の 8 第 14 項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（特例措置）		確 認 *
令和 年 月 日		
税務署長		
〒 住所(居所)		
氏名 電話		
第 70 条の 7 の 5 第 25 項において準用する同法第 70 条の 7 第 30 項第 4 号 租税特別措置法 第 70 条の 7 の 6 第 26 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 4 号 の規定の 第 70 条の 7 の 8 第 14 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 4 号		
特例認定贈与承継会社 適用を引き続き受けたいので、 特例認定承継会社 に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、 特例認定相続承継会社		
この書類に関係書類を添付して届け出ます。		
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項		
① 名 称	③ 特例対象（受贈・相続）非上 場株式等の取得年月日 ^(注1)	年 月 日 (年 月 日)
② 本店の 所在地	④ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の該当事由が発生した年 月日 ^(注2)	☐ 3 号該当 ☐ 4 号該当 年 月 日
(注) 1 会社が「特例認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。 2 「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。		
2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項		
A (贈与) 特定事業年度における売 上金額	円 B 特例適用対象贈与（相続開始）の 時における常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b 売上割合 (a ÷ A × 100)	b 売上割合 (a ÷ A × 100)	b 売上割合 (a ÷ A × 100)
%	%	%
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数
人	人	人
d 雇用割合 (c ÷ B × 100)	d 雇用割合 (c ÷ B × 100)	d 雇用割合 (c ÷ B × 100)
%	%	%
※ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。 「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A（贈与）特定事業年度における売上金額」の売上金額 以上 (a ≥ A) となった事実の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐		
3 添付書類 次に掲げる書類を提出してください。		
☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 3 第 13 項において準用する同条第 2 項（同条第 5 項（同条第 14 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基 づき都道府県知事に提出された報告書の写し		
関与税理士	電話番号	

(資 12②-51-2-A 4 統一) (令 6.6)

改 正 前

租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 25 項・第 70 条の 7 の 6 第 26 項 ・第 70 条の 7 の 8 第 14 項の規定の適用を引き続き受けた旨の届出書（特例措置）		確 認 *
令和 年 月 日		
税務署長		
〒 住所(居所)		
氏名 電話		
第 70 条の 7 の 5 第 25 項において準用する同法第 70 条の 7 第 30 項第 4 号 租税特別措置法 第 70 条の 7 の 6 第 26 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 4 号 の規定の 第 70 条の 7 の 8 第 14 項において準用する同法第 70 条の 7 の 2 第 31 項第 4 号		
特例認定贈与承継会社 適用を引き続き受けたいので、 特例認定承継会社 に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、 特例認定相続承継会社		
この書類に関係書類を添付して届け出ます。		
1 災害等により被害を受けた会社に関する事項		
① 名 称	③ 特例対象（受贈・相続）非上 場株式等の取得年月日 ^(注1)	年 月 日 (年 月 日)
② 本店の 所在地	④ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の該当事由が発生した年 月日 ^(注2)	☐ 3 号該当 ☐ 4 号該当 年 月 日
(注) 1 会社が「特例認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。 2 「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。		
2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項		
A (贈与) 特定事業年度における売 上金額	円 B 特例適用対象贈与（相続開始）の 時における常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b 売上割合 (a ÷ A × 100)	b 売上割合 (a ÷ A × 100)	b 売上割合 (a ÷ A × 100)
%	%	%
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数
人	人	人
d 雇用割合 (c ÷ B × 100)	d 雇用割合 (c ÷ B × 100)	d 雇用割合 (c ÷ B × 100)
%	%	%
※ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。 「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A（贈与）特定事業年度における売上金額」の売上金額 以上 (a ≥ A) となった事実の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐		
3 添付書類 次に掲げる書類を提出してください。		
☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条の 3 第 13 項において準用する同条第 2 項（同条第 5 項（同条第 14 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基 づき都道府県知事に提出された報告書の写し		
関与税理士	電話番号	

(資 12②-51-2-A 4 統一) (令 5.6)

*欄には記載しないでください。

この届出書は、非上場株式等についての贈与・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

*欄には記載しないでください。

この届出書は、非上場株式等についての贈与・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

		第 8	105-4-1
改正後	改正前		
《記載要領等》 1 届出を必要のある方 この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第70条の7の6第2項第1号に規定する特例認定承継会社又は同法第70条の7の8第2項第2号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項（第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項（第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。 2 届出期限 (1) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日 (2) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日 (注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。 3 書き方等 (1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「贈与・特定事業年度」といいます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。 (2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。 (3) a 欄～d 欄は次のとおり記入します。 イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）の売上金額を記入します。 ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①により計算された金額）×100」により計算します。 ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。 (注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。 (4) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。 (5) 特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。 (注) 1 「特例適用対象贈与の時」とは措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。 2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7の5第2項第1号イ（第70条の7の6第2項第1号イ、第70条の7の8第2項第2号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。 3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「（贈与）特定期間」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」））第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。 4 「雇用判定基準日」とは、措置令第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第61項第1号及び第2号）に規定する雇用判定基準日をいいます。 5 「特例経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（措置法第70条の7の6第26項又は措置法第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項第1号）に規定する期間をいいます。	《記載要領等》 1 届出を必要のある方 この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第70条の7の6第2項第1号に規定する特例認定承継会社又は同法第70条の7の8第2項第2号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項（第4号に係る部分に限ります。）・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項（第4号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。 2 届出期限 (1) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日 (2) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日 (注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。 3 書き方等 (1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「贈与・特定事業年度」といいます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。 (2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。 (3) a 欄～d 欄は次のとおり記入します。 イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）の売上金額を記入します。 ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①により計算された金額）×100」により計算します。 ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。 (注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。 (4) 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。 (5) 特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。 (注) 1 「特例適用対象贈与の時」とは措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。 2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7の5第2項第1号イ（第70条の7の6第2項第1号イ、第70条の7の8第2項第2号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。 3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「（贈与）特定期間」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」））第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。 4 「雇用判定基準日」とは、措置令第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第61項第1号及び第2号）に規定する雇用判定基準日をいいます。 5 「特例経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（措置法第70条の7の6第26項又は措置法第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項第1号）に規定する期間をいいます。		

改正後

改正前

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書（特例措置）

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税の差額免除申請書（特例措置）

税 務 署
受 付 印

令和 年 月 日

税 務 署 長

〒
住所

氏 名
(電話番号

租税特別措置法

第70条の7の5第12項
 第70条の7の6第13項
 第70条の7の8第17項において
 準用する同法第70条の7の6
 第13項

又は
 第70条の7の6第14項
 第70条の7の8第17項において
 準用する同法第70条の7の6
 第14項

の規定により納税の猶予に

係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

※ 該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

☐ 租税特別措置法第70条の7の 第 項第 号に該当

☐ 租税特別措置法第70条の7の 第 項第 号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の 第 項第 号に該当

(譲渡等先 (注1) の氏名又は名称)

(譲渡等先の住所又は所在地)

2 1の事情が生じた年月日

年 月 日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の8の 第 項第 号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等 (注2)

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・口・円)	④ ③のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・口・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するものの数又は金額 (株・口・円)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株式数又は金額を記入してください。

(裏面に続きます。)

税 務 署 長		令和 年 月 日			
税務署 受付印		〒 住所			
氏名 (電話番号)		氏名 (電話番号)			
租税特別措置法	第70条の7の5第12項 第70条の7の6第13項 第70条の7の8第17項において 準用する第70条の7の6第13項	又は 第70条の7の6第14項 第70条の7の8第17項において 準用する第70条の7の6第14項	の規定により納税の猶予に		
係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。					
1 この申請に係る事由の別 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 _____ 所在地 _____ ※ 該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。 ☐ 租税特別措置法第70条の7の _____ 項 _____ 号に該当 ☐ 租税特別措置法第70条の7の _____ 項 _____ 号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の _____ 項 _____ 号に該当 (譲渡等先^(※1)の氏名又は名称) _____ (譲渡等先の住所又は所在地) _____					
2 1の事情が生じた年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日					
3 1の事情の詳細 _____ _____ _____ _____					
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。					
4 会社の事業の継続が困難な事由の別 租税特別措置法施行令第40条の8の _____ 項 _____ 号に該当					
5 4の事由が生じた事情の詳細 _____ _____ _____ _____					
※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください					
6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等 (※2)					
	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・口・円)	④ ③のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・口・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するものの数又は金額 (株・口・円)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				
※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株式数又は金額を記入してください。					

(裏面に続きます。)

※欄は記入しないでください。

改 正 後

(裏面)

7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算	
① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ／イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	株 (ロ・円)
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	株 (ロ・円)
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額) (注3)	円
イ 対価の額 (注4)	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 (注5)	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額 (解散による場合はイの金額)	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ＋ロ) (注6)	円
イ 経営承継者 (注7) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定 (贈与・相続) 承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定 (贈与・相続) 承継会社から支給された給与 (注8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - ③+④))	円

8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項 (第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。) の規定の適用を受ける場合には1)、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項 (第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。) の規定の適用を受ける場合には2)に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (7①)	円
② 納付する税額 (7③+7④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ)) (注9) 再計算した納税猶予分の贈与額・相続税額 (7③) のうち株式等以外の財産の価額 (7③ロ) に対応する金額 (7③×7③ロ／7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 剰余金の配当等の額 (7④)	円
ロ 剰余金の配当等の額 (7④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (7⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (7③+7④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (7①-7②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日 (確 認)	人 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日			

(資12②-52-A 4統一) (令6.6)

改 正 前

(裏面)

7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算	
① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ／イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	株 (ロ・円)
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	株 (ロ・円)
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額) (注3)	円
イ 対価の額 (注4)	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 (注5)	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額 (解散による場合はイの金額)	円
④ 剰余金の配当等の額 (イ＋ロ) (注6)	円
イ 経営承継者 (注7) 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定 (贈与・相続) 承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定 (贈与・相続) 承継会社から支給された給与 (注8) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - ③+④))	円

8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項 (第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。) の規定の適用を受ける場合には1)、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項 (第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。) の規定の適用を受ける場合には2)に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (7①)	円
② 納付する税額 (7③+7④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ)) (注9) 再計算した納税猶予分の贈与額・相続税額 (7③) のうち株式等以外の財産の価額 (7③ロ) に対応する金額 (7③×7③ロ／7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 剰余金の配当等の額 (7④)	円
ロ 剰余金の配当等の額 (7④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (7⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (7③+7④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (7①-7②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)	円

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日 (確 認)	人 力	確 認	納税猶予番号
	年 月 日			

(資12②-52-A 4統一) (令5.6)

改正後

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書又は株式移転計画書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- 租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第4号若しくは第5号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）第4号若しくは第5号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する同令第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- その他参考となるべき事項を記載した書類
- 担保提供書及び担保関係書類

- （注1） 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。
- （注2） 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象株式等以外のものを有する場合に、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式等について記入します。
- （注3） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7㉔ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時における価額とみなして同法第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。
- （注4） 「対価の額」とは、特例対象株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式等の時価に相当する金額をいいます。
- （注5） 「特例対象株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- （注6） 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。
- （注7） 承継会社の特例対象株式等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。
- （注8） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- （注9） 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

改正前

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書又は株式移転計画書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- 租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第4号若しくは第5号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）第4号若しくは第5号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- その他参考となるべき事項を記載した書類
- 担保提供書及び担保関係書類

- （注1） 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社））をいいます。
- （注2） 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象株式等以外のものを有する場合に、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式等について記入します。
- （注3） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7㉔ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。
- （注4） 「対価の額」とは、特例対象株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式等の時価に相当する金額をいいます。
- （注5） 「特例対象株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- （注6） 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。
- （注7） 承継会社の特例対象株式等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。
- （注8） 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- （注9） 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

改 正 後

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税相続税の追加免除申請書（特例措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日	税務署長	〒 住所	氏名 (電話番号)
租税特別措置法	第70条の7の5第14項第1号 第70条の7の6第15項第1号 第70条の7の8第17項において 準用する同法第70条の7の6第15項第1号	の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税相続税	について、	
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。				
1 この申請に係る会社に関する事項				
① 会社の名称				
② 会社の所在地				
③ 業務の内容				
④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時 ^(注1) の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の常時使用従業員 ^(注2) であった者の数				
⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数				
⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち会社が所有又は賃借をしているものの所在地（②の所在地と同じ場合には記載不要です。） ^(注3)				
2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等				
① 猶予中贈与税・相続税額		円		
② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。）の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額		円		
③ 特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）		円		
イ 対価の額 ^(注4)		円		
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額） ^(注5)		円		
ハ 剰余金の配当等の額 ^(注6)		円		
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ）） ^(注7)		円		
イ 対価の額（③イ）のうち、株式等以外の財産の価額		円		
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ／③イ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。		円		
ハ 剰余金の配当等の額（③ハ）		円		
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）		円		
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）		円		

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認) 入力	確認 納税猶予番号

(資12②-54-A 4統一) (令6.6)

改 正 前

特例対象株式等についての納税猶予の贈与税相続税の追加免除申請書（特例措置）

税務署 受付印	令和____年____月____日	税務署長	〒 住所	氏名 (電話番号)
租税特別措置法	第70条の7の5第14項第1号 第70条の7の6第15項第1号 第70条の7の8第17項において 準用する第70条の7の6第15項第1号	の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税相続税	について、	
次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。				
1 この申請に係る会社に関する事項				
① 会社の名称				
② 会社の所在地				
③ 業務の内容				
④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時 ^(注1) の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の常時使用従業員 ^(注2) であった者の数				
⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数				
⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち会社が所有又は賃借をしているものの所在地（②の所在地と同じ場合には記載不要です。） ^(注3)				
2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等				
① 猶予中贈与税・相続税額		円		
② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。）の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額		円		
③ 特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）		円		
イ 対価の額 ^(注4)		円		
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額） ^(注5)		円		
ハ 剰余金の配当等の額 ^(注6)		円		
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ）） ^(注7)		円		
イ 対価の額（③イ）のうち、株式等以外の財産の価額		円		
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ／③イ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。		円		
ハ 剰余金の配当等の額（③ハ）		円		
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）		円		
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）		円		

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認) 入力	確認 納税猶予番号

(資12②-54-A 4統一) (令5.6)

※欄は記入しなくても構いません。

		第 8	105-6
改 正 後		改 正 前	
(裏) 《記載要領等》 この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日）において、会社がその事業を継続している場合[※]に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。 なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者又は特例経営承継相続人等（以下「特例経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。 ※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。 1 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。 (注1) 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定（贈与・相続）承継会社が同法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定（贈与・相続）承継会社が同法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。 (注2) 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。 (注3) 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。 2 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。 (注4) 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額、株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。 (注5) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象株式等その贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして同法第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。 (注6) 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。 (注7) 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。 3 添付書類 (1) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における同法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第31項第5号、第23条の12の3第31項第5号又は第23条の12の5第23項において準用する同令第23条の12の3第31項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表 (2) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が同法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの		(裏) 《記載要領等》 この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日）において、会社がその事業を継続している場合[※]に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。 なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者又は特例経営承継相続人等（以下「特例経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。 ※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。 1 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。 (注1) 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。 (注2) 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。 (注3) 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。 2 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。 (注4) 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額、株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。 (注5) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象株式等その贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。 (注6) 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。 (注7) 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。 3 添付書類 (1) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第31項第5号、第23条の12の3第31項第5号又は第23条の12の5第23項において準用する第23条の12の3第31項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表 (2) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの	

改 正 後

事業用資産についての 贈与税
相続税 の納税猶予の継続届出書税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

届出者 氏名 住所

(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定による 贈与税
第70条の6の10第1項 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

次に掲げる税額等について確認し、同条 第9項 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった		令和 年 月 日	
贈与者 被相続人	住所	氏名	

この届出書は、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

- 1 特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 令和____年____月____日
- 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 相続税 額 _____円

【添付書類】
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(継続届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)」※2
5	報告基準日における特例(受贈)事業用資産の区分に応じ、固定資産税の通知書の写し等(詳細は、裏面をご覧ください。)
6	特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年以前3年内の各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
7	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が6の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 今回の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

関与税理士		電話番号	
※			
通信日付印の年月日	(確認)	入 力	確 認
年 月 日			

(資12⑤-11-A 4統一)(令6.6)

改 正 前

事業用資産についての 贈与税
相続税 の納税猶予の継続届出書税務署
受付印

令和____年____月____日

____税務署長

届出者 氏名 住所

(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定による 贈与税
第70条の6の10第1項 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

次に掲げる税額等について確認し、同条 第9項 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった		令和 年 月 日	
贈与者 被相続人	住所	氏名	

この届出書は、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

- 1 特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 令和____年____月____日
- 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 相続税 額 _____円

【添付書類】
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(継続届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)」※2
5	報告基準日における特例(受贈)事業用資産の区分に応じ、固定資産税の通知書の写し等(詳細は、裏面をご覧ください。)
6	特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年以前3年内の各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
7	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 今回の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

関与税理士		電話番号	
※			
通信日付印の年月日	(確認)	入 力	確 認
年 月 日			

(資12⑤-11-A 4統一)(令6.6)

改 正 後

(裏)

1 届出書を提出する人

特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項・同法第70条の6の10第1項）の適用を受けている特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日^{※1}の翌日から3か月を経過する日までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります^{※2}。

※1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

※2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の継続届出書」を使用してください。

2 記載方法等

(1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「贈与を受けた
相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「贈与者
被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

4 【添付書類】の5の書類は、具体的には次の表のとおりです。

特例（受贈）事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限ります。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

改 正 前

(裏)

1 届出書を提出する人

特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項・同法第70条の6の10第1項）の適用を受けている特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日^{※1}の翌日から3か月を経過する日までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります^{※2}。

※1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過することの日をいいます。

※2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の継続届出書」を使用してください。

2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税
相続税」や本文の「贈与を受けた
相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「贈与者
被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

4 【添付書類】の5の書類は、具体的には次の表のとおりです。

特例（受贈）事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限ります。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

改正後

改正前

事業用資産に関する明細書 (継続届出用)		受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 欄	
		贈与者、被相続人の氏名		印	章
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による継続届出書の提出における特例（受贈）事業用 第40条の7の10第26項 資産に関する明細は、次のとおりです。					
1 特例（受贈）事業用資産の明細					
種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時） の価額	前の贈与者 の氏名
合 計					
2 特例受贈事業用資産の内訳					
区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額 の合計額	
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所		
免除対象贈与に係るもの					
上記以外					
合 計					

※欄には記載しないでください

事業用資産に関する明細書 (継続届出用)				入 力 欄	備 考
受贈者、相続人（受遺者）の氏名					
贈与者、被相続人の氏名					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による継続届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に関する明細は、次のとおりです。					
1 特例（受贈）事業用資産の明細					
種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時）の価額	前の贈与者の氏名
合 計					/
2 特例受贈事業用資産の内訳					
区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額	
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所		
免除対象贈与に係るもの					
上記以外					
合計					

※欄には記載しないでください

改 正 後

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により贈与税又は相続税の納税の猶予を引き続いて受ける場合における継続届出書に添付して提出してください。
- なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。
- ※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

2 記載方法

- (1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- ハ 特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 18 項又は第 40 条の 7 の 10 第 15 項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。
- なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。
- (注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過することの日をいいます。
- 2 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。
- ただし、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。
- ホ 「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与が贈与者の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 3 項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。
- (2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄
- この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている場合で特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部が免除対象贈与である場合（当該報告基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に特例受贈事業用資産の明細に変更があった場合に限ります。）に、次により記載してください。
- イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。
- ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。
- ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により贈与税又は相続税の納税の猶予を引き続いて受ける場合における継続届出書に添付して提出してください。
- なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。
- ※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

2 記載方法

- (1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄
- イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
- ロ 「面積」欄は、特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- ハ 特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 18 項又は第 40 条の 7 の 10 第 15 項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。
- なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。
- (注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過することの日をいいます。
- 2 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別 措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。
- ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。
- ただし、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。
- ホ 「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与が贈与者の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 3 項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。
- (2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄
- この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている場合で特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部が免除対象贈与である場合（当該報告基準日の直前の特例贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に特例受贈事業用資産の明細に変更があった場合に限ります。）に、次により記載してください。
- イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。
- ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。
- ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

改 正 後

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書
(継続届出用)

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 確 認 ※	※
贈与者、被相続人の氏名			

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による継続届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に係る事業
第40条の7の10第26項 に関する明細は、次のとおりです。

1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号		所在場所	
----	--	------	--

2 この届出書を提出するの日の属する年の前年以前の各年（その特例（贈与・相続）報告基準日^(注1)（以下「報告基準日」といいます。）の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額

前年		前々年		前々々年	
	円		円		円

3 資産保有型事業等に関する事項

① 報告基準日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

			円
--	--	--	---

② 報告基準日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額

			円
--	--	--	---

③ 報告基準日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入^(注2)

		帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	a	h
不動産	現に自ら使用しているもの以外	b	i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c	j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	k
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e	l
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注3) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f	m
④ 必要経費不算入対価等 ^(注4) （報告基準日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの）		g	
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g）			
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額（h+i+j+k+l+m）			

⑦ 特定資産の保有割合 (⑤)/(①+④))	%	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥)/②)	%
---------------------------	---	-------------------------	---

4 報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該基準日が最初の基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合^(注5、6)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有 [※]	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

(資12⑥-13-1-A 4 統一) (令6.6)

事業用資産に係る事業に関する明細書
(継続届出用)

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 確 認 ※	※
贈与者、被相続人の氏名			

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 の規定による継続届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に係る事業
第40条の7の10第26項 に関する明細は、次のとおりです。

1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号		所在場所	
----	--	------	--

2 この届出書を提出するの日の属する年の前年以前の各年（その特例（贈与・相続）報告基準日^(注1)（以下「報告基準日」といいます。）の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額

前年		前々年		前々々年	
	円		円		円

3 資産保有型事業等に関する事項

① 報告基準日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

			円
--	--	--	---

② 報告基準日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額

			円
--	--	--	---

③ 報告基準日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入^(注2)

		帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	a	h
不動産	現に自ら使用しているもの以外	b	i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c	j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d	k
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e	l
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注3) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f	m
④ 必要経費不算入対価等 ^(注4) （報告基準日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの）		g	
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g）			
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額（h+i+j+k+l+m）			

⑦ 特定資産の保有割合 (⑤)/(①+④))	%	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥)/②)	%
---------------------------	---	-------------------------	---

4 報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該基準日が最初の基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合^(注5、6)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有 [※]	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

(資12⑥-13-1-A 4 統一)

改 正 後

記載方法等

- 1 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が 2 以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

- (注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。
- 2 「特定資産の帳簿価額」とは、基準日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、基準日の前年における特定資産の運用収入をいいます。
- 3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 15 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。
- なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。
- 5 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。
- 6 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が 2 以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

- (注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。
- 2 「特定資産の帳簿価額」とは、基準日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、基準日の前年における特定資産の運用収入をいいます。
- 3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 15 項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。
- なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。
- 5 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70%以上となった場合をいいます。
- 6 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 運用収入 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（1(1)ロの場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限（当該報告基準日の翌日から3か月を経過する日）

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となきには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

(資12⑩-13-2-A 4 統一)（令6. 6）

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限^{*} 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 運用収入 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（1①ロの場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例（贈与・相続）報告基準日^(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

イ 1(4)の期限から2か月を経過する日

ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限（当該報告基準日の翌日から3か月を経過する日）

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となきには、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

(資12⑩-13-2-A 4 統一)

改 正 後

記載方法等

この明細書別紙は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

（注）1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の 8 の 8 第 8 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において租税特別措置法第70条の 6 の 8 第 2 項第 4 号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

改 正 前

記載方法等

この明細書別紙は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

（注）1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70％です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の 8 の 8 第 8 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において租税特別措置法第70条の 6 の 8 第 2 項第 4 号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。

3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

改 正 後

事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の事業について、特定資産の保有割合^(注1)
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少させましたので、

租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第17項
第23条の8の9第15項の規定により下記のとおり届け出ます。

1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

(1)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

5 3の割合を減少すべき期限^{*} 令和____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の年分の翌年12月31日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の特定資産の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士		電 話 番 号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入 力 確 認 納税猶予整理番号

(資12⑨-13-3-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

____税 務 署 長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

下記の事業について、特定資産の保有割合^(注1)
特定資産の運用収入割合^(注2)を基準割合未満に減少させましたので、

租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第17項
第23条の8の9第15項の規定により下記のとおり届け出ます。

1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号 _____ 所在地 _____

2 贈与者又は被相続人の住所 _____ 氏名 _____

3 該当規定^(注3、4)

(1)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

5 3の割合を減少すべき期限^{*} 令和____年____月____日
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の年分の翌年12月31日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の特定資産の保有割合 _____%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士		電 話 番 号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	入 力 確 認 納税猶予整理番号

(資12⑨-13-3-A 4 統一) (令5.6)

改 正 後	改 正 前
(裏) 1 この届出書は、租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。 なお、この届出書の提出期限は当該期限から 2 か月を経過する日（同日が租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から 3 か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。 ※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第 70 条の 6 の 10 第 10 項に規定する特例相続報告基準日をいいます。 2 本文の「 特定資産の保有割合 特定資産の運用収入割合 」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。 (注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70％です。 $\frac{B+C}{A+C}$ ※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額 C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。	(裏) 1 この届出書は、租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。 なお、この届出書の提出期限は当該期限から 2 か月を経過する日（同日が租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から 3 か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。 ※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第 70 条の 6 の 10 第 10 項に規定する特例相続報告基準日をいいます。 2 標題の「 特定資産の保有割合 特定資産の運用収入割合 」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。 (注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70％です。 $\frac{B+C}{A+C}$ ※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額 C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。

改 正 後

事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)

受贈者、相続人等の氏名		入 力	確 認		
贈与者、被相続人の氏名		※	※		
1 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注1) の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した贈与税 額の明細は、次のとおりです。					
(1) 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算					
番号		イ	ロ		
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・ ・	・ ・		
②	通知の有無	有 ・ 無	有 ・ 無		
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額				
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注2)	A	B		
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注2)				
⑥	事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産に対応するものとして期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額 ^{(③×(④/⑤))}				
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合には、その通知書に係るものについては通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③～⑤及び下記2の記載は不要です。					
(2) 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産					
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注2)
イ					
					A
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注2)
ロ					
					B
※ ②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。					
2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注1) の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除 贈与税 額の明細は、次のとおりです。					
番号	認可決定日	必要経費不算入対価等の合計額	再計算免除贈与税額・相続税額		
イ	・ ・	円	円		
ロ	・ ・	円	円		
ハ	・ ・	円	円		

(資12⑥-14-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)

受贈者、相続人等の氏名		入 力	確 認		
贈与者、被相続人の氏名		※	※		
1 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注1) の翌日からその報告基準日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した贈与税 額の明細は、次のとおりです。					
(1) 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算					
番号		イ	ロ		
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・ ・	・ ・		
②	通知の有無	有 ・ 無	有 ・ 無		
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額				
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注2)	A	B		
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注2)				
⑥	事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産に対応するものとして期限が到来した猶予中贈与税・相続税額 ^{(③×(④/⑤))}				
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合には、その通知書に係るものについては通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1③～⑤及び下記2の記載は不要です。					
(2) 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産					
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注2)
イ					
					A
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注2)
ロ					
					B
※ ②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。					
2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細					
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項 の規定による「事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の1の報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注1) の翌日からその報告基準日までの間に、免除された再計算免除相続税 額の明細は、次のとおりです。					
番号	認可決定日	必要経費不算入対価等の合計額	再計算免除贈与税・相続税額		
イ	・ ・	円	円		
ロ	・ ・	円	円		
ハ	・ ・	円	円		

(資12⑥-14-A 4 統一)

改 正 後

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

- (1) 「〔1〕 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。
 なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。
- (2) 「〔2〕 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。
 イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
 ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- (3) 「2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、特例事業受贈者・相続人等が租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合に記載します。
 イ 「認可決定日」とは、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項に規定する認可決定日をいいます。
 ロ 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過することの日をいいます。

2 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 9 項又は第 70 条の 6 の 10 第 10 項の規定により継続届出書を提出する場合において、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（当該報告基準日が最初の特例（贈与・相続）報告基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した又は免除を受けた猶予中贈与税額・相続税額があるときに継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

- (1) 「〔1〕 納税猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。
 なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。
- (2) 「〔2〕 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。
 イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。
 ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。
- (3) 「2 再計算免除贈与税額・相続税額の明細」欄は、特例事業受贈者・相続人等が租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合に記載します。
 イ 「認可決定日」とは、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項に規定する認可決定日をいいます。
 ロ 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過することの日をいいます。

2 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

改正後

買換資産の取得に関する承認申請書

税務署
受付印

〒

税務署長 住所

申請者

令和 年 月 日提出 氏名 電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項の規定により 贈与税
第40条の7の10第18項 相続税 の納税猶予の適用に
係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。

贈与者又は被相続人	住所	氏名
-----------	----	----

贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日	令和 年 月 日
-----------------------	----------

譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等 ・ 建物 ・ 減価償却資産		
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈 与 の時の価額 相続（遺贈）	円		
	譲 渡 の 年 月 日	令和 年 月 日		
	譲 渡 価 額 ①	円		
	譲渡に要した費用の額 ②	円		
	譲渡の対価の額 ①－②	円		

事業の用に供される資産に該当 することとなる見込みのある資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合 計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

関与税理士

電話番号

※

通信日付印の年月日
年 月 日

(確 認)

入 力

確 認

納税猶予整理番号

(資 12⑩-19-A 4 統一) (令 6.6)

改正前

買換資産の取得に関する承認申請書

税務署
受付印

〒

税務署長 住所

申請者

令和 年 月 日提出 氏名 電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項の規定により 贈与税
第40条の7の10第18項 相続税 の納税猶予の適用に
係る買換資産の取得に関する承認申請をいたします。

贈与者又は被相続人	住所	氏名
-----------	----	----

贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日	令和 年 月 日
-----------------------	----------

譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等 ・ 建物 ・ 減価償却資産		
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈 与 の時の価額 相続（遺贈）	円		
	譲 渡 の 年 月 日	令和 年 月 日		
	譲 渡 価 額 ①	円		
	譲渡に要した費用の額 ②	円		
	譲渡の対価の額 ①－②	円		

事業の用に供される資産に該当 することとなる見込みのある資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合 計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取得予定の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

関与税理士

電話番号

※

通信日付印の年月日
年 月 日

(確 認)

入 力

確 認

納税猶予整理番号

(資 12⑩-19-A 4 統一) (令 4. 6)

改 正 後

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から 1 年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から 1 か月以内[※]です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から 2 月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。
- 「^{贈与}相続（遺贈）時の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

- 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合はその面積を記載してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書ききれない場合には、適宜の用紙に記載してください。

改 正 前

記載方法等

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした場合において、その譲渡の日から 1 年以内にその対価の額の全部又は一部をもって特例（受贈）事業用資産の取得をする見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請書の提出期限は、その譲渡があった日から 1 か月以内[※]です。

※ この期限までにこの申請書を提出しない場合には、その譲渡した特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その譲渡があった日から 2 月を経過する日をもって納税猶予期限が確定します。

- この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」及び「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」及び「贈与税」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄は、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の譲渡をした場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の譲渡をした場合に、その面積を記載してください。
- 「^{贈与}相続（遺贈）時の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

- 事業用資産の譲渡や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「譲渡価額」及び「譲渡に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて事業の用に供する見込みである資産に関する事項について、その資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

- 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
- 「名称」欄は、減価償却資産の取得をする場合に記入してください。
- 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をする場合はその面積を記載してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」又は「事業の用に供される資産に該当することとなる見込みのある資産」を書き切れない場合には、適宜の用紙に記載してください。

改 正 後

買換資産の取得価額等の明細書

税 務 署
受 付 印

〒

住 所

税務署長

申請者

令和 年 月 日提出

氏 名

電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 第40条の7の10第18項 の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日				
令和 年 月 日				
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産		
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈 与 相 続（遺贈）の時の価額	① 円		
	譲 渡 等 の 年 月 日	令和 年 月 日		
譲 渡 の 対 価 の 額		② 円		
取得をした事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合 計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取 得 対 価	③ 円	円	円
	取得に要した費用の額	④ 円	円	円
	取得価額（③＋④）	⑤ 円	円	A 円
	買 入 先	住所又は所在地		
	氏名又は名称			
譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額		⑥ 円		
事業の用に供されなくなった部分（①×（②－⑥）/②）		⑦ 円		
特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額		⑧ (B×⑤/A) 円	(B×⑤/A) 円	B (①－⑦) 円

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	（確 認）	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資 12⑩－21－A 4 統一) (令 6.6)

改 正 前

買換資産の取得価額等の明細書

税 務 署
受 付 印

〒

住 所

税務署長

申請者

令和 年 月 日提出

氏 名

電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項 第40条の7の10第18項 の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日				
令和 年 月 日				
譲渡をした特例（受贈）事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産		
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈 与 相 続（遺贈）の時の価額	① 円		
	譲 渡 等 の 年 月 日	令和 年 月 日		
譲 渡 の 対 価 の 額		② 円		
取得をした事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合 計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	
	取 得 対 価	③ 円	円	円
	取得に要した費用の額	④ 円	円	円
	取得価額（③＋④）	⑤ 円	円	A 円
	買 入 先	住所又は所在地		
	氏名又は名称			
譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額		⑥ 円		
事業の用に供されなくなった部分（①×（②－⑥）/②）		⑦ 円		
特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額		⑧ (B×⑤/A) 円	(B×⑤/A) 円	B (①－⑦) 円

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日	（確 認）	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資 12⑩－21－A 4 統一) (令 5.6)

		第 8	145
改 正 後		改 正 前	
記載方法等 この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23条の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。 なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。 1 この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法第70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。 2 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。 3 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。 この場合、次の欄は次により記載してください。 (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。 (2) 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。 (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。 (4) 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。 4 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額の合計額（A）が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額の合計額（A）が②の金額未満である場合には、⑤の金額の合計額（A）を記載してください。 5 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。 6 各事業用資産の⑧欄の金額の計算上、1円未満の端数が生じた場合には、各事業用資産の⑧欄の合計額が「合計」の⑧欄の金額（B）と一致するよう調整をしてください。 7 譲渡をした特例（受贈）事業用資産が2以上ある場合において、その譲渡対価がいずれの買換資産の取得価額に充てられたかは、この明細書を提出する者の任意によります。 この場合における「取得をした事業用資産」の「取得対価（③）」欄及び「取得に要した費用の額（④）」欄の記載については、この明細書に係る譲渡をした特例（受贈）事業用資産に対応する金額とともに、それぞれの総額を括弧書きで記載してください。		記載方法等 この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23条の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。 なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。 1 この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法第70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。 2 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。 3 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。 この場合、次の欄は次により記載してください。 (1) 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。 (2) 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。 (3) 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。 (4) 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。 4 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額の合計額（A）が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額の合計額（A）が②の金額未満である場合には、⑤の金額の合計額（A）を記載してください。 5 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。 6 各事業用資産の⑧欄の金額の計算上、1円未満の端数が生じた場合には、各事業用資産の⑧欄の合計額が「合計」の⑧欄の金額（B）と一致するよう調整をしてください。 7 譲渡をした特例（受贈）事業用資産が2以上ある場合において、その譲渡対価がいずれの買換資産の取得価額に充てられたかは、この明細書を提出する者の任意によります。 この場合における「取得をした事業用資産」の「取得対価（③）」欄及び「取得に要した費用の額（④）」欄の記載については、この明細書に係る譲渡をした特例（受贈）事業用資産に対応する金額とともに、それぞれの総額を括弧書きで記載してください。	

改 正 後

事業用資産の廃棄届出書

税務署 受付印		〒	
税務署長		住 所	
申請者		氏 名	
令和 年 月 日提出		電話	
事業の用に供することが困難となったため 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る事業用資産を 廃棄したので租税特別措置法施行令 第40条の7の8第18項 第40条の7の10第15項 の規定により下記のとおり届け 出ます。			
贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 年 月 日	
種 類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名 称			
所 在 場 所			
面 積			
贈与 相続（遺贈）の時の価額	円	円	円
廃 棄 の 理 由			
令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日			
廃棄の方法		委託・委託以外	委託・委託以外
委 託	廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称		
	廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地		
委託以外	廃棄の方法の詳細		
関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力 確 認 納税猶予整理番号
※	年 月 日		

(資 12⑥-22-A 4 統一) (令 6.6)

改 正 前

事業用資産の廃棄届出書

税務署 受付印		〒	
税務署長		住 所	
申請者		氏 名	
令和 年 月 日提出		電話	
事業の用に供することが困難となったため 贈与税 相続税 の納税猶予の適用に係る事業用資産を 廃棄したので租税特別措置法施行令 第40条の7の8第18項 第40条の7の10第15項 の規定により下記のとおり届け 出ます。			
贈与者又は被相続人	住所	氏名	
贈与を受けた又は相続（遺贈）のあった年月日		令和 年 月 日	
種 類	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産	建物・減価償却資産
名 称			
所 在 場 所			
面 積			
廃 棄 の 理 由			
令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日			
廃棄の方法		委託・委託以外	委託・委託以外
委 託	廃棄の委託をした事業者の氏名又は名称		
	廃棄の委託をした事業者の住所又は事業所の所在地		
委託以外	廃棄の方法の詳細		
関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力 確 認 納税猶予整理番号
※	年 月 日		

(資 12⑥-22-A 4 統一) (令 4.6)

改 正 後

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から2か月以内^{*}です。

※ この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から2月を経過する日をもって、納税猶予期限が確定します。

1 記載方法

- (1) この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第40条の7の10第15項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第40条の7の8第18項」の文字を横線で抹消してください。
- (2) 明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

イ 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。

ロ 「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ハ 「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。

ニ 「^与相続（遺贈）の時の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定に係る認可決定日における価額を記載してください。

ホ 「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

2 添付書類

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 廃棄の委託をした場合 次に掲げる書類

イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し

ロ 廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者の特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの

- (2) 廃棄の委託をしない場合 次に掲げる書類

イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類

ロ イの機具が貸借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

改 正 前

記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が事業の用に供されなくなった場合において、その理由がその特例（受贈）事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由による廃棄であるときに、その旨を税務署長に届け出る場合に使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、その廃棄をした日から2か月以内^{*}です。

※ この期限までに届出書を提出しない場合には、その廃棄をした特例（受贈）事業用資産に対応する猶予税額は、その廃棄をした日から2月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

1 記載方法

- (1) この申請書で贈与税についての届出をする場合は、本文中の「相続税」及び「第40条の7の10第15項」の文字を、相続税についての届出をする場合は、本文中の「贈与税」及び「第40条の7の8第18項」の文字を横線で抹消してください。
- (2) 明細の各欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、特例（受贈）事業用資産ごとに記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

イ 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。

ロ 「名称」欄は、廃棄をした特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ハ 「面積」欄は、建物又は果樹等を廃棄した場合にその面積を記載してください。

ニ 「廃棄の理由」欄は、陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる理由を記載してください。

2 添付書類

この届出書には、次の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付してください。

- (1) 廃棄の委託をした場合 次に掲げる書類

イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した費用の支出に係る領収書の写し

ロ 廃棄の委託を受けた事業者が交付する書類の写しで当該委託に係る特例（受贈）事業用資産の明細及び特例事業受贈者・相続人等がその事業者の特例（受贈）事業用資産の廃棄を委託した旨が記載されているもの

- (2) 廃棄の委託をしない場合 次に掲げる書類

イ 特例（受贈）事業用資産の廃棄に要した機具の明細を記載した書類

ロ イの機具が貸借したものである場合には、その賃借料を記載した書類

改 正 後

事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署
受付印

令和____年____月____日

令和____年____月____日に 贈与者
受贈者
相続人等 （氏名:_____）

（住所:_____）が死亡し、租税特別措置法

第70条の6の8第14項第____号
第70条の6の10第15項第1号 の規定により、次の 贈与税
相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 贈与者
受贈者との続柄 _____
電 話 _____ 相続人等1 特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた
相続（遺贈）があった 年月日 令和____年____月____日2 死亡日の直前における猶予中 贈与税
相続税 額 _____円

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 _____円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

	免除対象贈与に係る 前の贈与者の氏名	㊦ 贈与時の価額	㊧ 左のうち免除を受けるもの	㊨ 残額 ㊦-㊧
免除対象贈与 に係るもの				
上記以外				

4 免除を受ける 贈与税
相続税 額 _____円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」
(円) × $\frac{\text{免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額}^{(注1)}}{\text{上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」}} = \text{免除を受ける贈与税額}^{(注2)}$ (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「㊧左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。5 贈与者
被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士		電 話 番 号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確 認) 入 力 確 認 納税猶予整理番号	

(資12⑥-23-A4統一) (令6.6)

改 正 前

事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署
受付印

令和____年____月____日

令和____年____月____日に 贈与者
受贈者
相続人等 （氏名:_____）

（住所:_____）が死亡し、租税特別措置法

第70条の6の8第14項第____号
第70条の6の10第15項第1号 の規定により、次の 贈与税
相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒

住 所 _____ 氏 名 _____ 贈与者
受贈者との続柄 _____
電 話 _____ 相続人等1 特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた
相続（遺贈）があった 年月日 令和____年____月____日2 死亡日の直前における猶予中 贈与税
相続税 額 _____円

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 _____円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

	免除対象贈与に係る 前の贈与者の氏名	㊦ 贈与時の価額	㊧ 左のうち免除を受けるもの	㊨ 残額 ㊦-㊧
免除対象贈与 に係るもの				
上記以外				

4 免除を受ける 贈与税
相続税 額 _____円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」
(円) × $\frac{\text{免除を受ける特例受贈事業用資産の贈与時の価額}^{(注1)}}{\text{上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」}} = \text{免除を受ける贈与税額}^{(注2)}$ (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「㊧左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。5 贈与者
被相続人 の住所 _____ 氏名 _____

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士		電 話 番 号	
※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確 認) 入 力 確 認 納税猶予整理番号	

(資12⑥-23-A4統一) (令6.6)

改 正 後

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者^(※1)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(※2)。

- (注)1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与(以下「免除対象贈与」といいます。)により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者(以下「前の贈与者」といいます。)となります。
- 2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例(受贈)事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)」を使用してください。

2 記載方法等

- 贈与者
(1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時に前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

- 贈与者
(2) 本文の「____年____月____日に受贈者(氏名:____)(住所:____)」欄には、死亡年月日と氏名、相続人等
住所を記載してください。
- 贈与者
(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
相続人等
- (4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」の「1 特例(受贈)事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄の記載に基づき、記載してください。
なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑧ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。
- (5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例(贈与・相続)報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」 ^{※1}
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」 ^{※2}
5	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 ^{※3}
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^{※4}

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

※4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

改 正 前

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者^(※1)、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(※2)。

- (注)1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与(以下「免除対象贈与」といいます。)により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者(以下「前の贈与者」といいます。)となります。
- 2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例(受贈)事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)」を使用してください。

2 記載方法等

- 贈与者
(1) 標題の「贈与税
相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時に前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

- 贈与者
(2) 本文の「____年____月____日に受贈者(氏名:____)(住所:____)」欄には、死亡年月日と氏名、相続人等
住所を記載してください。
- 贈与者
(3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
相続人等
- (4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」の「1 特例(受贈)事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄の記載に基づき、記載してください。
なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑧ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。
- (5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例(贈与・相続)報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」 ^{※1}
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」 ^{※2}
5	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 ^{※3}
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し ^{※4}

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

※4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

改 正 後

事業用資産についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)税務署
受付印

税務署長

令和 ____年 ____月 ____日

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 の規定により次の 贈与税
第70条の6の10第15項第3号 相続税 を免除されたいので届け
出ます。

【届出者】

〒

住 所

氏名

(電話番号

—

—

)

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和 ____年 ____月 ____日
相続(遺贈)があった

2 この届出に係る事由の別

(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

☐	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日	・	・
☐	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日	・	・
☐	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日	・	・

3 事業継続困難日 令和 ____年 ____月 ____日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税 額 ____円
相続税5 免除を受ける 贈与税 額 ____円
相続税6 贈与者 住所 ____氏名
被相続人

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)※2
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。

3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日	(確認)	入 力 確 認
	年 月 日		納税猶予整理番号

(資12⑤-24-A4統一) (各6)

改 正 前

事業用資産についての贈与税
相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)税務署
受付印

税務署長

令和 ____年 ____月 ____日

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 の規定により次の 贈与税
第70条の6の10第15項第3号 相続税 を免除されたいので届け
出ます。

【届出者】

〒

住 所

氏名

(電話番号

—

—

)

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和 ____年 ____月 ____日
相続(遺贈)があった

2 この届出に係る事由の別

(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

☐	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級が一級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日	・	・
☐	②	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日	・	・
☐	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日	・	・

3 事業継続困難日 令和 ____年 ____月 ____日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税 額 ____円
相続税5 免除を受ける 贈与税 額 ____円
相続税6 贈与者 住所 ____氏名
被相続人

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)※2
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限の到来した税額がない場合には不要です。

3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日	(確認)	入 力 確 認
	年 月 日		納税猶予整理番号

(資12⑤-24-A4統一) (各6)

改 正 後

(裏)

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等^(注)がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項（同令第23条の8の9第19項において準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

（注） 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改 正 前

(裏)

1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等^(注)がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項（同令第23条の8の9第19項において準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

（注） 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

2 記載方法等

- (1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。
- (2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。
- (3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改 正 後

事業用資産についての贈与税 相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)					
税務署 受付印		令和____年____月____日			
税務署長					
私は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をし、					
同法第70条の6の8第14項第3号の規定により次の贈与税を免除されたいので届け出ます。					
同法第70条の6の10第15項第2号の規定により次の贈与税を免除されたいので届け出ます。					
【届出者】					
〒					
住 所					
氏名					
(電話番号 - -)					
1 特例(受贈)事業用資産の贈与に関する事項					
贈与をした年月日		贈与を受けた人の住所		贈与を受けた人の氏名	
贈与をした特例(受贈)事業用資産の価額					
円					
円					
円					
2 贈与の直前における猶予中贈与税額					
円					
3 免除を受ける贈与税額					
円					
4 特例(受贈)事業用資産の贈与を受けた年月日					
令和____年____月____日					
5 贈与者の住所					
氏名					
6 贈与をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。					
【添付書類】					
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。					
1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」				
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1				
3	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書(免除届出用)」※2				
4	「必要経費不算入対価等の明細書」				
5※3	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書				
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの				
※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。					
※2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。					
※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。					
関与税理士		電話番号			
※		通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認
年 月 日					
(資12⑥-25-A 4統一)(令6.6)					

※欄は記入しないでください。

改 正 前

事業用資産についての贈与税 相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)					
税務署 受付印		令和____年____月____日			
税務署長					
私は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をし、					
同法第70条の6の8第14項第3号の規定により次の贈与税を免除されたいので届け出ます。					
同法第70条の6の10第15項第2号の規定により次の贈与税を免除されたいので届け出ます。					
【届出者】					
〒					
住 所					
氏名					
(電話番号 - -)					
1 特例(受贈)事業用資産の贈与に関する事項					
贈与をした年月日		贈与を受けた人の住所		贈与を受けた人の氏名	
贈与をした特例(受贈)事業用資産の価額					
円					
円					
円					
2 贈与の直前における猶予中贈与税額					
円					
3 免除を受ける贈与税額					
円					
4 特例(受贈)事業用資産の贈与を受けた年月日					
令和____年____月____日					
5 贈与者の住所					
氏名					
6 贈与をした日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。					
【添付書類】					
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。					
1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」				
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1				
3	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額の明細書(免除届出用)」※2				
4	「必要経費不算入対価等の明細書」				
5※3	死亡日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書				
6	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの				
※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。					
※2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。					
※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。					
関与税理士		電話番号			
※		通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認
年 月 日					
(資12⑥-25-A 4統一)(令4.6)					

※欄は記入しないでください。

改 正 後	改 正 前
(裏) 1 届出書を提出する人 特例事業受贈者・相続人等が特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業について受ける最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。以下同じです。）の翌日から5年を経過する日後に、特例（受贈）事業用資産の全てにつき租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。 なお、この届出書は、その特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた者がその特例（受贈）事業用資産について同法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。 (注) 特例事業受贈者・相続人等が<u>承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」</u>を使用してください。 2 記載方法等 (1) 標題の「<u>贈与税</u>」や本文の「<u>贈与を受けた相続(遺贈)があった</u>」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。 (2) 「1 特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」の「贈与をした特例（受贈）事業用資産の価額」は、贈与を受けた者ごとに作成した「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の記載に基づき記載します。 (3) 「4 特例（受贈）事業用資産の <u>贈与を受けた</u> 年月日」欄には、届出者が特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。 (4) 「5 <u>贈与者</u> 被相続人 の住所____氏名____」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。 (5) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、 (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。 (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。	(裏) 1 届出書を提出する人 特例事業受贈者・相続人等が特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業について受ける最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。以下同じです。）の翌日から5年を経過する日後に、特例（受贈）事業用資産の全てにつき租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。 なお、この届出書は、その特例（受贈）事業用資産の贈与を受けた者がその特例（受贈）事業用資産について同法第70条の6の8第1項の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。 (注) 特例事業受贈者・相続人等が<u>承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）」</u>を使用してください。 2 記載方法等 (1) 表題の「<u>贈与税</u>」や本文の「<u>贈与を受けた相続(遺贈)があった</u>」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。 (2) 「1 特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」の「贈与をした特例（受贈）事業用資産の価額」は、贈与を受けた者ごとに作成した「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の記載に基づき記載します。 (3) 「4 特例（受贈）事業用資産の <u>贈与を受けた</u> 年月日」欄には、届出者が特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記載してください。 (4) 「5 <u>贈与者</u> 被相続人 の住所____氏名____」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。 (5) 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、 (1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。 (2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改正後

事業用資産に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	入	力	確	証
贈与者、被相続人の氏名	※		※	

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項
第40条の7の10第27項 の規定による免除届出書の提出における特例（受贈）事業用
資産に関する明細は、次のとおりです。

1 特例（受贈）事業用資産の明細

[illegible]

2 特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの				
上記以外				
合計				

3 「贈与による免除」の適用を受ける場合における1の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項

贈与をした年月日	・	・	贈与を受けた者の氏名
----------	---	---	------------

(資12⑥)-26-A 4統一 (令6,6)

改正前

事業用資産に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 確 章	確 章
贈与者、被相続人の氏名			

租税特別措置法施行令第40条の7の8第29項
第40条の7の10第27項の規定による免除届出書の提出における特例（受贈）事業用
資産に関する明細は、次のとおりです。

1 特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時（相続時） の価額	前の贈与者 の氏名
合　計					

2 特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の価額の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所	
免除対象贈与に係るもの				
上記以外				
合計				

3 「贈与による免除」の適用を受ける場合における1の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項

贈与をした年月日	・	・	贈与を受けた者の氏名
----------	---	---	------------

(資12⑥)-26-A 4 統一)

改正後	改正前
記載方法等 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。 また、「贈与による免除」を受けるための免除届出書を提出する場合において、その贈与を受けた者が2以上いるときには、その贈与を受けた者ごとに作成してください。 2 記載方法 (1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄 イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。 ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。 ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。 なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。 ※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。 ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。 ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。 ホ 「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。 ヘ 特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産の全てにつき免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合の記載に当たっては、次の点に留意してください。 (イ) その事業用資産に特例（受贈）事業用資産以外のものが含まれる場合において免除対象贈与をしたときは、特例（受贈）事業用資産から先に贈与をしたものとみなされます。 (ロ) 特例（受贈）事業用資産のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが免除対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産である場合には、その特例受贈事業用資産のうち先に租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。 (2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄 この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている場合に、次により記載してください。 イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。 ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。 ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。 (3) 「3 「贈与による免除」の適用を受ける場合における1の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」欄は、特例事業受贈者・相続人等が免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合に、その贈与に関する事項を記載してください。	記載方法等 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。 また、「贈与による免除」を受けるための免除届出書を提出する場合において、その贈与を受けた者が2以上いるときには、その贈与を受けた者ごとに作成してください。 2 記載方法 (1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄 イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。 ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。 ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。 なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。 ※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、 1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。 2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。 ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。 ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。 ホ 「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。 ヘ 特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産の全てにつき免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合の記載に当たっては、次の点に留意してください。 (イ) その事業用資産に特例（受贈）事業用資産以外のものが含まれる場合において免除対象贈与をしたときは、特例（受贈）事業用資産から先に贈与をしたものとみなされます。 (ロ) 特例（受贈）事業用資産のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが免除対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産である場合には、その特例受贈事業用資産のうち先に同法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。 (2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄 この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。 イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。 ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。 ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。 (3) 「3 「贈与による免除」の適用を受ける場合における1の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」欄は、特例事業受贈者・相続人等が免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合に、その贈与に関する事項を記載してください。

改 正 後

事業用資産に係る事業に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 欄	認 認
贈与者、被相続人の氏名		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による免除届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号		所在場所	
----	--	------	--

2 死亡等の日^(注1)の属する年の前年以前の各年（死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^(注2)（以下「報告基準日」といいます。）の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	円	前々年	円	前々々年	円
----	---	-----	---	------	---

3 資産保有型事業等に関する事項

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額	円
--------------------------	---

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入^(注3)

	帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	円
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注4) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	円
④ 必要経費不算入対価等 ^(注5) （死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの）	円	
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g）	円	
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額（h+i+j+k+l+m）		円

⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④))	%	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②)	%
--------------------------	---	------------------------	---

4 死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合^(注6、7)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有 [※]	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書
(免除届出用)

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 欄	認 認
贈与者、被相続人の氏名		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による免除届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号		所在場所	
----	--	------	--

2 死亡等の日^(注1)の属する年の前年以前の各年（死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^(注2)（以下「報告基準日」といいます。）の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	円	前々年	円	前々々年	円
----	---	-----	---	------	---

3 資産保有型事業等に関する事項

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額	円
--------------------------	---

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入^(注3)

	帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利	円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	円
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 ^(注4) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	円
④ 必要経費不算入対価等 ^(注5) （死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの）	円	
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g）	円	
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額（h+i+j+k+l+m）		円

⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④))	%	⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②)	%
--------------------------	---	------------------------	---

4 死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合^(注6、7)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有 [※]	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

		第 8	151
改 正 後		改 正 前	
記載方法等 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。 2 記載方法 特例（受贈）事業用資産に係る事業が 2 以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。 また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。 （注） 1 「死亡等の日」とは、 (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。 (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 19 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。 3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。 4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 15 項に定める特別の関係がある者をいいます。 5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。 なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。 6 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70％以上となった場合をいいます。 7 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75％以上となった場合をいいます。		記載方法等 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。 2 記載方法 特例（受贈）事業用資産に係る事業が 2 以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。 また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。 （注） 1 「死亡等の日」とは、 (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。 (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 19 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。 3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。 4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 15 項に定める特別の関係がある者をいいます。 5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。 なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。 6 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70％以上となった場合をいいます。 7 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75％以上となった場合をいいます。	

改 正 後

必要経費不算入対価等の明細書

受贈者、相続人 (受遺者) の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			

1 判定期間			
(1) 届出又は申請書の提出に係る事由が生じた日		令和 年 月 日	
(2) (1)の日以前 5 年以内の期間 (判定期間)		(自) 令和 年 月 日 ^(注1) (至) 令和 年 月 日	
2 上記 1 の判定期間において特別関係者へ支払った金額の内訳 ^(注2)			
(1) 特別関係者に支払をした給料賃金の内訳 [※]			
年分	支払を受けた者の氏名	青色事業専従者	支給額 円
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
合 計			①
イ ①のうち青色事業専従者給与に該当するものの合計額			②
ロ 必要経費不算入対価等に該当する給料賃金の額 (①－②)			③
※ 各年に支払をした給料賃金のうち上記 1 ②の判定期間内に支払をしたものについて、支払をした年分及び支払を受けた者ごとに、その合計額を記載してください。			
(2) 特別関係者へ支払をした上記(1)以外の対価の内訳			
支払日	支払を受けた者の氏名	費目	支払額 円
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
合 計			④
3 必要経費不算入対価等の金額 (③＋④)			円

(資 12⑥－28－1－A 4 統一) (令 6. 6)

改 正 前

必要経費不算入対価等の明細書

受贈者、相続人 (受遺者) の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			

1 判定期間			
(1) 届出又は申請書の提出に係る事由が生じた日		令和 年 月 日	
(2) (1)の日以前 5 年以内の期間 (判定期間)		(自) 令和 年 月 日 ^(注1) (至) 令和 年 月 日	
2 上記 1 の判定期間において特別関係者へ支払った金額の内訳 ^(注2)			
(1) 特別関係者に支払をした給料賃金の内訳 [※]			
年分	支払を受けた者の氏名	青色事業専従者	支給額 円
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
		該当・非該当	
合 計			①
イ ①のうち青色事業専従者給与に該当するものの合計額			②
ロ 必要経費不算入対価等に該当する給料賃金の額 (①－②)			③
※ 各年に支払をした給料賃金のうち上記 1 ②の判定期間内に支払をしたものについて、支払をした年分及び支払を受けた者ごとに、その合計額を記載してください。			
(2) 特別関係者へ支払をした上記(1)以外の対価の内訳			
支払日	支払を受けた者の氏名	費目	支払額 円
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
合 計			④
3 必要経費不算入対価等の金額 (③＋④)			円

(資 12⑥－28－1－A 4 統一) (令 4. 6)

改 正 後

(裏)

1 使用目的

この明細書は、次の明細書又は申請書に係る必要経費不算入対価等の計算をするために使用し、これらの書類に添付して提出してください。

- (1) 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）
- (2) 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）
- (3) 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）
- (4) 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書
- (5) 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
- (6) 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

2 記載要領等

- (1) 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

- (2) 「特別関係者」とは、次に掲げる者をいいます。

イ 特例事業受贈者・相続人等の親族

ロ 特例事業受贈者・相続人等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 特例事業受贈者・相続人等の使用人

ニ 特例事業受贈者・相続人等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（ハに掲げる者を除きます。）

ホ ハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

ヘ 次に掲げる会社

(イ) 特例事業受贈者・相続人等（イからホに掲げる者を含みます。以下同じです。）が有する会社の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除きます。）又は総社員の議決権の総数をいいます。(ロ) 及び(ハ)において同じです。）の百分の五十を超える数である場合における当該会社

(ロ) 特例事業受贈者・相続人等及び(イ)に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(ハ) 特例事業受贈者・相続人等及び(イ)又は(ロ)に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(注 1) 1(1)の日の5年前の応当日の翌日を記載してください。

(注 2) 特例(受贈)事業用資産に係る事業に従事する使用人(上記2(ロ)イ及びロに掲げる者を除きます。)に支払をした給料賃金は、必要経費不算入対価等に該当しませんので、記載を要しません。

改 正 前

(裏)

1 使用目的

この明細書は、次の明細書又は申請書に係る必要経費不算入対価等の計算をするために使用し、これらの書類に添付して提出してください。

- (1) 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）
- (2) 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）
- (3) 現物出資をした事業用資産に係る事業に関する明細書（現物出資承認申請用）
- (4) 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書
- (5) 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
- (6) 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

2 記載要領等

- (1) 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第 56 条又は第 57 条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

- (2) 「特別関係者」とは、次に掲げる者をいいます。

イ 特例事業受贈者・相続人等の親族

ロ 特例事業受贈者・相続人等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 特例事業受贈者・相続人等の使用人

ニ 特例事業受贈者・相続人等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者（ハに掲げる者を除きます。）

ホ ハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

ヘ 次に掲げる会社

(イ) 特例事業受贈者・相続人等（イからホに掲げる者を含みます。以下同じです。）が有する会社の株式等（株式又は出資をいいます。以下同じです。）に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除きます。）又は総社員の議決権の総数をいいます。(ロ) 及び(ハ)において同じです。）の百分の五十を超える数である場合における当該会社

(ロ) 特例事業受贈者・相続人等及び(イ)に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(ハ) 特例事業受贈者・相続人等及び(イ)又は(ロ)に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該他の会社

(注 1) 1(1)の日の5年前の応当日の翌日を記載してください。

(注 2) 特例(受贈)事業用資産に係る事業に従事する使用人(上記(2)イ及びロに掲げる者を除きます。)に支払をした給料賃金は、必要経費不算入対価等に該当しませんので、記載を要しません。

改 正 後

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人 の氏名			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限* 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合
運用収入 _____%

(2) 1の割合を減少させた年月日（1(1)ロの場合は年分）令和____年____月____日（令和____年分）

(3) 1の割合を減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後となる場合には、2の事項の記載は不要です。

（資12⑥－27－2A 4 統一）（96.6）

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人 の氏名			

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	☐ 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書（同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。） 【一定の事由によりその年分の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合は年分） 令和____年____月____日（令和____年分）

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限* 令和____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の年分の翌年12月31日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合
運用収入 _____%

(2) 1の割合を減少させた年月日（1(1)ロの場合は年分）令和____年____月____日（令和____年分）

(3) 1の割合を減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後となる場合には、2の事項の記載は不要です。

（資12⑥－27－2A 4 統一）（令4.6）

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

改 正 後	改 正 前
記載方法等 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^{（注 6）}（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとにより作成してください。 （注）1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70％です。 $\frac{B+C}{A+C}$ ※ A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 8 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額 C＝過去 5 年以内において租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 2 項第 4 号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。 6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。	記載方法等 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^{（注 6）}（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書又は第 17 項ただし書（これらの規定を同令第 40 条の 7 の 10 第 14 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当することとなったときに、「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとにより作成してください。 （注）1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は 70％です。 $\frac{B+C}{A+C}$ ※ A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって 措置法規則第 23 条の 8 の 8 第 8 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額 C＝過去 5 年以内において租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 2 項第 4 号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75％です。 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 14 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 7 項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が 70％以上となった場合をいいます。 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 17 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 9 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が 75％以上となった場合をいいます。 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその年分の特定資産の運用収入割合を記載してください。 6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。

改 正 後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書（免除届出用）
相続税

受贈者、相続人等の氏名		※	入 力	※	確 認
贈与者、被相続人の氏名					
第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による死亡等の日 ^(注1) の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注2) の翌日 からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。					
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算					
番号		イ		ロ	
①	特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・ ・		・ ・	
②	通知の有無	有 ・ 無		有 ・ 無	
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額				
④	当該事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)	A		B	
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)				
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額 ^{(③×(④/⑤))}				
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額（猶予確定税額）」を⑥欄に記載し、1 ③～⑤及び下記2の記載は不要です。					
2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産					
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
イ					
合 計					A
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
ロ					
合 計					B
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。					

(資12⑥-27-3-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細書（免除届出用）
相続税

受贈者、相続人等の氏名		※	入 力	※	確 認
贈与者、被相続人の氏名					
第40条の7の8第29項 第40条の7の10第27項 の規定による死亡等の日 ^(注1) の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 ^(注2) の翌日 からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとおりです。					
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算					
番号		イ		ロ	
①	特例（受贈）事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日	・ ・		・ ・	
②	通知の有無	有 ・ 無		有 ・ 無	
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額				
④	当該事業の用に供されなくなった特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)	A		B	
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例（受贈）事業用資産の贈与・相続時の価額 ^(注3)				
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中の贈与税・相続税額 ^{(③×(④/⑤))}				
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額（猶予確定税額）」を⑥欄に記載し、1 ③～⑤及び下記2の記載は不要です。					
2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産					
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
イ					
合 計					A
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 ^(注3)
ロ					
合 計					B
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。					

(資12⑥-27-3-A 4 統一)

		第 8	154
改 正 後		改 正 前	
記載方法等 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。 2 記載方法 (1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。 なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。 (2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。 イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。 ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。 (注) 1 「死亡等の日」とは、 (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。 (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 19 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。 3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。 ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。		記載方法等 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。 2 記載方法 (1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。 なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。 (2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。 イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。 ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。 (注) 1 「死亡等の日」とは、 (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。 (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第 70 条の 6 の 10 第 15 項第 2 号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 9 第 19 項において準用する同令第 23 条の 8 の 8 第 21 項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。 2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。 3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。 ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。	

改 正 後

事業用資産についての納税猶予の
贈与税
相続税
の破産等免除申請書

税務署 受付印		令和____年____月____日	
____税務署長		〒 住所 _____	
		氏名 _____ (電話番号 - -)	
租税特別措置法 第70条の6の8第16項 第70条の6の10第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、 次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。			
贈与者 被相続人	住所	氏名	
1 この申請に係る事由の別 ※ 該当する事由にレ点を付けてください。 ☐ ① 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号）に該当 （譲渡等があった日） 令和____年____月____日 （譲渡先の氏名又は名称） _____ （譲渡先の住所又は所在地） _____ ☐ ② 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第2号又は第70条の6の10第17項第2号）に該当 （破産手続開始の決定があった日） 令和____年____月____日			
2 1の事情の詳細 _____ _____ _____ ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。			
3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算 ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄の記載を要しません。 ① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額・・・・① _____円 ② 特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額・・・・・・② _____円 ③ 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額・・・・・・③ _____円 ④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・④ _____円 ⑤ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等 ^(注1) の合計額・・・・⑤ _____円 ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・⑥ _____円 ※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。			

※欄は記入しないでください。

改 正 前

事業用資産についての納税猶予の
贈与税
相続税
の破産等免除申請書

税務署 受付印		令和____年____月____日	
____税務署長		〒 住所 _____	
		氏名 _____ (電話番号 - -)	
租税特別措置法 第70条の6の8第16項 第70条の6の10第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、 次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。			
贈与者 被相続人	住所	氏名	
1 この申請に係る事由の別 ※ 該当する事由にレ点を付けてください。 ☐ ① 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号）に該当 （譲渡等があった日） 令和____年____月____日 （譲渡先の氏名又は名称） _____ （譲渡先の住所又は所在地） _____ ☐ ② 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第2号又は第70条の6の10第17項第2号）に該当 （破産手続開始の決定があった日） 令和____年____月____日			
2 1の事情の詳細 _____ _____ _____ ※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。			
3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算 ※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄の記載を要しません。 ① 1の事情が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額・・・・① _____円 ② 特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額・・・・・・② _____円 ③ 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額・・・・・・③ _____円 ④ ②と③のいずれか大きい金額・・・・・・④ _____円 ⑤ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等 ^(注1) の合計額・・・・⑤ _____円 ⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・⑥ _____円 ※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。			

※欄は記入しないでください。

※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12⑥-30-A 4統一) (令6.6)

※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12⑥-30-A 4統一) (令4.6)

改正後	改正前
(裏) 《 記載要領等 》 この申請書は、特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。 なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等^(注2)が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。 (注) 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書」を使用してください。 1 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号）に該当する場合とは、次の場合をいいます。 ① 特例事業受贈者・相続人等、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の一定の者のうち一人の者に対して特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合 (注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第33項（第40条の7の10第29項において準用する場合を含みます。）に定める者をいいます。 ② 民事再生法の規定による再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号に規定するものに限ります。以下同じです。）の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）を遂行するために特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合 (注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。 【①に該当する場合の添付書類】 1 譲渡等があったことを明らかにする書類 2 当該譲渡等を受けた者が租税特別措置法施行令第40条の7の8第33項各号に掲げる者に該当することを明らかにする書類 3 当該譲渡等を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類 4 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用） 【②に該当する場合の添付書類】 1 次に掲げる計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類 ・「再生計画」…特例（受贈）事業用資産に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類 ・「債務処理計画」…特例（受贈）事業用資産に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類 2 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用） 2 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第2号又は第70条の6の10第17項第2号）に該当する場合とは、特例（受贈）事業用資産について破産手続開始の決定があった場合をいいます。 【添付書類】 1 破産手続開始の決定があったことを証する書類 2 その他参考となる書類 (注1) 「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は破産手続開始の決定があった日前5年以内において、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。 なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。 (注2) 「特例事業受贈者・相続人等」とは、 イ 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。 ロ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。	(裏) 《 記載要領等 》 この申請書は、特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。 なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等^(注2)が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。 (注) 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の破産等免除申請書」を使用してください。 1 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号）に該当する場合とは、次の場合をいいます。 ① 特例事業受贈者・相続人等、租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の一定の者のうち一人の者に対して特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合 (注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第33項（第40条の7の10第29項において準用する場合を含みます。）に定める者をいいます。 ② 民事再生法の規定による再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号に規定するものに限ります。以下同じです。）の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準する一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）を遂行するために特例（受贈）事業用資産の全ての譲渡等をした場合 (注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。 【①に該当する場合の添付書類】 1 譲渡等があったことを明らかにする書類 2 当該譲渡等を受けた者が租税特別措置法施行令第40条の7の8第33項各号に掲げる者に該当することを明らかにする書類 3 当該譲渡等を受けた者の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類 4 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用） 【②に該当する場合の添付書類】 1 次に掲げる計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類 ・「再生計画」…特例（受贈）事業用資産に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類 ・「債務処理計画」…特例（受贈）事業用資産に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類 2 特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用） 2 租税特別措置法（第70条の6の8第16項第2号又は第70条の6の10第17項第2号）に該当する場合とは、特例（受贈）事業用資産について破産手続開始の決定があった場合をいいます。 【添付書類】 1 破産手続開始の決定があったことを証する書類 2 その他参考となる書類 (注1) 「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は破産手続開始の決定があった日前5年以内において、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。 なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。 (注2) 「特例事業受贈者・相続人等」とは、 イ 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。 ロ 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改正後

特例（受贈）事業用資産の時価に相当する
金額の明細（破産等免除・差額免除用）

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入 力 欄
贈与者、被相続人の氏名	入 力 欄

1 特例（受贈）事業用資産の明細

[illegible]

※欄には記載しないでください

合 計

2 特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の 価額の合計額	時価に相当する 金額の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所		
免除対象贈与 に係るもの					
上記以外					
合計					

(資12⑥)-31-A4統一) (令6, 6)

改正前

特例（受贈）事業用資産の時価に相当する
金額の明細（破産等免除・差額免除用）

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入 力 確 票	票
贈与者、被相続人の氏名			

1 特例（受贈）事業用資産の明細

[illegible]

※欄には記載しないでください

合 計

2 特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の 価額の合計額	時価に相当す 金額の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所		
免除対象贈与 に係るもの					
上記以外					
合計					

(資12⑥-31-A4統一)

改 正 後

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 16 項若しくは第 17 項又は第 70 条の 6 の 10 第 17 項若しくは第 18 項の規定（破産手続開始の決定があった場合を除きます。）により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における破産等免除申請書又は差額免除申請書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

(1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 18 項又は第 40 条の 7 の 10 第 15 項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産（以下「廃棄資産」といいます。）を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

ニ 「贈与时（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、既に租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

ホ 「時価に相当する金額」欄は、特例（受贈）事業用資産の譲渡等があった時又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額（相続税評価額）を記載してください。

なお、廃棄資産については「0」と記載してください。

ヘ 「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 3 項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

(2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄

この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

ハ 「贈与时の価額の合計額」欄及び「時価に相当する金額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与时（相続時）の価額」欄及び「時価に相当する金額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

改 正 前

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 16 項若しくは第 17 項又は第 70 条の 6 の 10 第 17 項若しくは第 18 項の規定（破産手続開始の決定があった場合を除きます。）により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における破産等免除申請書又は差額免除申請書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が 2 以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2 記載方法

(1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 18 項又は第 40 条の 7 の 10 第 15 項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産（以下「廃棄資産」といいます。）を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 2 号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

ニ 「贈与时（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、既に租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 18 項又は第 70 条の 6 の 10 第 19 項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

ホ 「時価に相当する金額」欄は、特例（受贈）事業用資産の譲渡等があった時又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額（相続税評価額）を記載してください。

なお、廃棄資産については「0」と記載してください。

ヘ 「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 3 項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

(2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄

この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

ハ 「贈与时の価額の合計額」欄及び「時価に相当する金額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与时（相続時）の価額」欄及び「時価に相当する金額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

改 正 後

事業用資産についての納税猶予の贈与税
相続税の差額免除申請書税務署
受付印

税務署長

令和____年____月____日

〒
住所氏名
(電話番号)

租税特別措置法 第70条の6の8第17項
第70条の6の10第18項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税について、
次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事由の別 (注1)

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号）に該当
(譲渡等があった年月日) 令和____年____月____日
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の6の8第17項第2号又は第70条の6の10第18項第2号）に該当
(事業の廃止をした日) 令和____年____月____日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 事業の継続が困難な事由の別 (注2)

租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第____号（同令第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。）に該当

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（二の額に基づき再計算した金額）(注3)	円
イ 対価の額 (注4)	円
ロ 1の事由が生じた直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額	円
ハ ロの2分の1に相当する金額	円
ニ イとハのいずれか大きい金額（事業の廃止による場合はイの金額）	円
③ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等 (注5) の合計額	円
④ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（②＋③））	円

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予整理番号
	年 月 日

(資12⑥-34-A 4統一) (令6.6)

改 正 前

事業用資産についての納税猶予の贈与税
相続税の差額免除申請書税務署
受付印

税務署長

令和____年____月____日

〒
住所氏名
(電話番号)

租税特別措置法 第70条の6の8第17項
第70条の6の10第18項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税について、
次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事由の別 (注1)

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

- ☐ ① 租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号）に該当
(譲渡等があった年月日) 令和____年____月____日
(譲渡先の氏名又は名称) _____
(譲渡先の住所又は所在地) _____
- ☐ ② 租税特別措置法（第70条の6の8第17項第2号又は第70条の6の10第18項第2号）に該当
(事業の廃止をした日) 令和____年____月____日

2 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 事業の継続が困難な事由の別 (注2)

租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第____号（同令第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。）に該当

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（二の額に基づき再計算した金額）(注3)	円
イ 対価の額 (注4)	円
ロ 1の事由が生じた直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額	円
ハ ロの2分の1に相当する金額	円
ニ イとハのいずれか大きい金額（事業の廃止による場合はイの金額）	円
③ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等 (注5) の合計額	円
④ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（②＋③））	円

関与税理士	電話番号
※	通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予整理番号
	年 月 日

(資12⑥-34-A 4統一) (令5.6)

改正後

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産の全てについて一定の譲渡等をしたとき又は事業を廃止したときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等をした日又は事業を廃止した日から2か月以内（これらの日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

（注） 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」を使用してください。

（注1） 「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産の全てを特例事業受贈者・相続人等と同法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者のうち1人の者として一定のものに譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）をした場合をいい、「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第2号又は第70条の6の10第18項第2号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産に係る事業の廃止をした場合をいいます。

（注2） 「第 号」の箇所については、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	直前3年内の各年 [※] のうち2以上の年において特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の金額が零未満である場合	第1号
②	直前の3年内の各年 [※] のうち2以上の年において、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の総収入金額が、その各年の総収入金額を下回る場合	第2号
③	特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事することができなくなった場合	第3号

※ 「直前3年内の各年」とは、1の事由が生じた日の属する年の前年以前3年内の各年をいいます。

（注3） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ニの額に基づき再計算した金額）」とは、4②ニの額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして同法第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。

（注4） 「対価の額」とは、特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額をいいます。
なお、特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額については、「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」の記載に基づいて記載してください。

（注5） 「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は事業の廃止をした日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の計算書」を使用し当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

【添付書類】

- 譲渡等に係る契約書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の6の8第17項各号又は第70条の6の10第18項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- 譲渡の対価の額を証する書類（事業を廃止した場合は不要です。）
- 「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項各号（第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。）に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- 「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」
- その他参考となるべき事項を記載した書類

改正前

《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産の全てについて一定の譲渡等をしたとき又は事業を廃止したときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等をした日又は事業を廃止した日から2か月以内（これらの日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

（注） 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」を使用してください。

（注1） 「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産の全てを特例事業受贈者・相続人等と同法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者のうち1人の者として一定のものに譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）をした場合をいい、「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第2号又は第70条の6の10第18項第2号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産に係る事業の廃止をした場合をいいます。

（注2） 「第 号」の箇所については、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	直前3年内の各年 [※] のうち2以上の年において特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に金額が零未満である場合	第1号
②	直前の3年内の各年 [※] のうち2以上の年において、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の総収入金額が、その各年の総収入金額を下回る場合	第2号
③	特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事することができなくなった場合	第3号

※ 「直前3年内の各年」とは、1の事由が生じた日の属する年の前年以前3年内の各年をいいます。

（注3） 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ニの額に基づき再計算した金額）」とは、6②ニの額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。

（注4） 「対価の額」とは、特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額をいいます。
なお、特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額については、「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」の記載に基づいて記載してください。

（注5） 「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は事業の廃止をした日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の計算書」を使用し当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

【添付書類】

- 譲渡等に係る契約書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の6の8第17項各号又は第70条の6の10第18項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- 譲渡の対価の額を証する書類（事業を廃止した場合は不要です。）
- 「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項各号（第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。）各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- 「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」
- その他参考となるべき事項を記載した書類

改 正 後

事業用資産についての納税猶予の贈与税・
相続税の差額免除申請に係る事業継続困難
事由書

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人 の氏名			

1 判定期間等

- (1) 差額免除の申請事由が生じた日^(注1)： 令和 年 月 日
- (2) 判定期間(①)の属する年の前年以前3年間)： 自 令和 年 ～ 至 令和 年

2 事業継続困難事由が生じた事情の詳細

※ 該当する事由にレ点を付して、その内容を記載してください^(注2)。

□(1) 事業所得の金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第1号）

	① 1年前（ 年）	② 2年前（ 年）	③ 3年前（ 年）
イ 事業所得の金額 ^(注3)	円	円	円
ロ 判定（①イ～③イのいずれか2以上が0未満）	該当 ・ 非該当		

□(2) 事業所得の総収入金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第2号）

	①1年前（ 年）	②2年前（ 年）	③3年前（ 年）	④4年前（ 年）
イ 総収入金額 ^(注3)	円	円	円	円
ロ 各年の直前年か らの増減額	(イ①－イ②)	(イ②－イ③)	(イ③－イ④)	
ハ 判定（①ロ～③ロのいずれか2以上が0未満）	該当 ・ 非該当			

□(3) 特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事
することができなくなったこと（租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第3号）

（事由の詳細 ^(注4) ）

- (注) 1 「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の「1 この申請に係る事由の別」に記載した譲渡等があった日又は事業の廃止をした日を記載します。
- 2 該当するものが複数ある場合でも、その該当する全ての事由について記載する必要はありません。
- 3 特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業以外の事業を営んでいる場合には、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみに基づく金額によります。
- 4 この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に事由の詳細を記載し添付してください。
- 5 この事由書は、「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」に添付して提出してください。

(資12⑥-35-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

事業用資産についての納税猶予の贈与税・
相続税の差額免除申請に係る事業継続困難
事由書

受贈者、相続人 （受遺者）の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人 の氏名			

1 判定期間等

- (1) 差額免除の申請事由が生じた日^(注1)： 令和 年 月 日
- (2) 判定期間(①)の属する年の前年以前3年間)： 自 令和 年 ～ 至 令和 年

2 事業継続困難事由が生じた事情の詳細

※ 該当する事由にレ点を付して、その内容を記載してください^(注2)。

□(1) 事業所得の金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第1号）

	① 1年前（ 年）	② 2年前（ 年）	③ 3年前（ 年）
イ 事業所得の金額 ^(注3)	円	円	円
ロ 判定（①イ～③イのいずれか2以上が0未満）	該当 ・ 非該当		

□(2) 事業所得の総収入金額に係る事由（租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第2号）

	①1年前（ 年）	②2年前（ 年）	③3年前（ 年）	④4年前（ 年）
イ 総収入金額 ^(注3)	円	円	円	円
ロ 各年の直前年か らの増減額	(イ①－イ②)	(イ②－イ③)	(イ③－イ④)	
ヘ 判定（①ロ～③ロのいずれか2以上が0未満）	該当 ・ 非該当			

□(3) 特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事
することができなくなったこと（租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第3号）

（事由の詳細 ^(注4) ）

- (注) 1 「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」の「1 この申請に係る事由の別」に記載した譲渡等があった日又は事業の廃止をした日を記載します。
- 2 該当するものが複数ある場合でも、その該当する全ての事由について記載する必要はありません。
- 3 特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業以外の事業を営んでいる場合には、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみに基づく金額によります。
- 4 この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に事由の詳細を記載し添付してください。
- 5 この事由書は、「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」に添付して提出してください。

(資12⑥-35-A 4 統一)

改 正 後

事業用資産についての納税猶予の贈与税
相続税の再計算免除申請書税 務 署
受 付 印

令和____年____月____日

____税 務 署 長

〒 _____
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 _____)

第70条の6の8第1項 贈与税
租税特別措置法 第70条の6の10第1項 相続税
の規定による納税の猶予に係る猶予中の について、
次のとおり同条 第18項
第19項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈 与 者 被相続人	住所	氏名	
---------------	----	----	--

1 この申請に係る事由の別

該当する事由の「□」にレ点を付けてください。

- ☐ ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号（同令第40条の7の10第32項において準用する場合を含みます。以下同じです。）で定める評定が行われたこと
- ☐ ② 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事項に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日（認可決定日） 令和____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 認可決定日の直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額	円
③ ②の価額に基づき計算した再計算猶予中贈与税・相続税額 ^(注1)	円
④ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等の合計額 ^(注2)	円
⑤ 免除を受けようとする再計算免除贈与税・相続税額（①－（③＋④））	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電 話 番 号	
-------	--	---------	--

※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12⑥-37-A 4統一) (令6.6)

改 正 前

事業用資産についての納税猶予の贈与税
相続税の再計算免除申請書税 務 署
受 付 印

令和____年____月____日

____税 務 署 長

〒 _____
住所 _____

氏名 _____
(電話番号 _____)

第70条の6の8第1項 贈与税
租税特別措置法 第70条の6の10第1項 相続税
の規定による納税の猶予に係る猶予中の について、
次のとおり同条 第18項
第19項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈 与 者 被相続人	住所	氏名	
---------------	----	----	--

1 この申請に係る事由の別

該当する事由の「□」にレ点を付けてください。

- ☐ ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号（同令第40条の7の10第32項において準用する場合を含みます。以下同じです。）で定める評定が行われたこと
- ☐ ② 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事項に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日（認可決定日） 令和____年____月____日

3 1の事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 認可決定日の直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額	円
③ ②の価額に基づき計算した再計算猶予中贈与税・相続税額 ^(注1)	円
④ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等の合計額 ^(注2)	円
⑤ 免除を受けようとする再計算免除贈与税・相続税額（①－（③＋④））	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士		電 話 番 号	
-------	--	---------	--

※	通信日付印の年月日	(確 認)	入 力	確 認	納税猶予整理番号
	年 月 日				

(資12⑥-37-A 4統一) (令5.6)

		第 8	162
改 正 後		改 正 前	
(裏) 《 添 付 書 類 等 》 この申請書は、特例事業受贈者・相続人等について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その特例事業受贈者・相続人等の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①又は②に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。 なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。 (注) 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の再計算免除申請書」を使用してください。 【添付書類】 1 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①に該当する場合） (1) 特例事業受贈者・相続人等に係る再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号に規定するものに限ります。以下同じです。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類 (2) 特例事業受贈者・相続人等の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表 (3) 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」 2 租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の②に該当する場合） (1) 特例事業受贈者・相続人等に係る租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号に規定する債務処理計画（以下「債務処理計画」といいます。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類 (2) (1)の債務処理計画に係る債務者である特例事業受贈者・相続人等及び債権者以外の者で、当該債務処理計画について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者として租税特別措置法第23条の8の8第29項第2号ロに定める者が作成した書類で(1)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項に規定するものである旨を証するもの (3) 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」 (注1) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額を、租税特別措置法第70条の6の8第1項又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時における贈与税又は相続税の額とみなして再計算をした金額をいいます。 (注2) 「必要経費不算入対価等」とは、認可決定日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。 なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。 また、「必要経費不算入対価等の合計額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「必要経費不算入対価等の合計額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。		(裏) 《 添 付 書 類 等 》 この申請書は、特例事業受贈者・相続人等について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その特例事業受贈者・相続人等の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①又は②に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。 なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。 (注) 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の再計算免除申請書」を使用してください。 【添付書類】 1 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①に該当する場合） (1) 特例事業受贈者・相続人等に係る再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号に規定するものに限ります。以下同じです。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類 (2) 特例事業受贈者・相続人等の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表 (3) 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」 2 租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の②に該当する場合） (1) 特例事業受贈者・相続人等に係る租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号に規定する債務処理計画（以下「債務処理計画」といいます。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類 (2) (1)の債務処理計画に係る債務者である特例事業受贈者・相続人等及び債権者以外の者で、当該債務処理計画について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者として租税特別措置法第23条の8の8第29項第2号ロに定める者が作成した書類で(1)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項に規定するものである旨を証するもの (3) 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」 (注1) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額を、租税特別措置法第70条の6の8第1項又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時における贈与税又は相続税の額とみなして再計算をした金額をいいます。 (注2) 「必要経費不算入対価等」とは、認可決定日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。 なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。 また、「必要経費不算入対価等の合計額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「必要経費不算入対価等の合計額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。	

改正後

改 正 前

特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日
における価額の明細（再計算免除用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名	入	力	建
贈与者、被相続人の氏名	※	※	

1 特例（受贈）事業用資産の明細

[illegible]

2 特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の 価額の合計額	認可決定日 における価額 の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所		
免除対象贈与 に係るもの					
上記以外					
合計					

(資12⑥-38-A4統一) (令6.6)

※欄には記載しないでください

特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日
における価額の明細（再計算免除用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入 力 確 率
贈与者、被相続人の氏名		

1 特例（受贈）事業用資産の明細

種類	名称	所在場所	面積	贈与時 （相続時） の価額	認可決定日 における価額	前の贈与者 の氏名
合 計						

2 特例受贈事業用資産の内訳

区分	前の贈与者に関する事項			贈与時の 価額の合計額	認可決定日 における価額 の合計額
	贈与年月日	氏名	この明細書を提出する時点の住所		
免除対象贈与 に係るもの					
上記以外					
合計					

(資12⑥)-38-A4統一)

※欄には記載しないでください

改 正 後	改 正 前
記載方法等 1この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における再計算免除申請書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。 2記載方法 (1)「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄 イ「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。 ロ「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。 ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産（以下「廃棄資産」といいます。）を含めて記載してください。 なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。 ※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、 1「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。 2「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。 ニ「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。 ただし、既に租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。 ホ「認可決定日における価額」欄は、特例（受贈）事業用資産の租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項に規定する認可決定日における価額（相続税評価額）を記載してください。 なお、廃棄資産については「0」と記載してください。 ヘ「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。 (2)「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄 この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。 イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。 ロ「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。 ハ「贈与時の価額の合計額」欄及び「認可決定日における価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄及び「認可決定日における価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。	記載方法等 1この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における再計算免除申請書に添付して提出してください。 なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。 2記載方法 (1)「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄 イ「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。 ロ「面積」欄は、特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。 ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産（以下「廃棄資産」といいます。）を含めて記載してください。 なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。 ※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、 1「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。 2「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。 ニ「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。 ただし、既に租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。 ホ「認可決定日における価額」欄は、特例（受贈）事業用資産の租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項に規定する認可決定日における価額（相続税評価額）を記載してください。 なお、廃棄資産については「0」と記載してください。 ヘ「前の贈与者」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。 (2)「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄 この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている場合に、次により記載してください。 イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。 ロ「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。 ハ「贈与時の価額の合計額」欄及び「認可決定日における価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄及び「認可決定日における価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

改正後

租税特別措置法第40条の規定による承認
申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

				令和____年____月____日	
国 税 庁 長 官					
下記1の者は、令和____年____月____日付で租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出しましたが、令和____年____月____日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。 なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記3の者を指定し、届出します。					
1 寄 附 者					
住 所		フリカナ 氏 名	死 亡 年 月 日 (年 齢)		
			令和____年____月____日 (歳)		
2 届 出 者 (上記の相続人及び包括受遺者)					
住 所 ・ 電 話 番 号		フリカナ 氏 名 (生年月日)	職 業	上記の者 との続柄 又は関係	
(1)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(2)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(3)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(4)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(5)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(6)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領 する代表者氏名					

(資 13-14-A 4 統一) (令 6.6)

改正前

租税特別措置法第40条の規定による承認
申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

				令和____年____月____日	
国 税 庁 長 官					
下記1の者は、令和____年____月____日付で租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出しましたが、令和____年____月____日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。 なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記3の者を指定し、届出します。					
1 寄 附 者					
住 所		フリカナ 氏 名	死 亡 年 月 日 (年 齢)		
			令和____年____月____日 (歳)		
2 届 出 者 (上記の相続人及び包括受遺者)					
住 所 ・ 電 話 番 号		フリカナ 氏 名 (生年月日)	職 業	上記の者 との続柄 又は関係	
(1)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(2)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(3)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(4)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(5)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
(6)	〒_____ (____ - ____ - ____)	(明・大・昭・平・令 ____ ・ ____ ・ ____)			
3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領 する代表者氏名					

(資 13-14-A 4 統一) (令 4.6)

改 正 後

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「1 寄附者」には、申請書を提出した者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
- 2 「2 届出者」には、申請書を提出した者の相続人及び包括受遺者の全ての者が住所、氏名等を記載してください。
- 3 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第 13 条第 1 項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

《提出部数及び添付書類》

この届出書は、次に掲げる書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 死亡した申請書を提出した者の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

改 正 前

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「1 寄附者」には、申請者を提出した者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
- 2 「2 届出者」には、申請者を提出した者の相続人及び包括受遺者の全ての者が住所、氏名等を記載してください。
- 3 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区××一丁目2番3号」というように記載してください。
- 4 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第 13 条第 1 項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

《提出部数及び添付書類》

この届出書は、次に掲げる書類を添付して、それぞれ3部提出してください。

- 1 死亡した申請書を提出した者の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

改正後

相続人又は受贈者 氏名

災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書

私は、により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条の規定による相続税・贈与税の軽減措置の適用を受けます。

1 被害を受けた部分の価額の計算等
(書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続) (災害減免法第6条)」に記載してください。)

項目		1	2	3	4	計
被害を受けた財産 (注1)	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
② 被害があったときの時価		()	()	()	()	
③ ②を基とした被害額(注4)						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額(③-④)						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	円(A) 円
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)(注5)		円	円	円	円	
⑧ 被害の状況(被害の程度)						
⑨ 差引財産の価額(①-⑦)						(B) (A)のうち動産等

- (注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
- 2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
- 3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
- 4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。
- 5 ⑦の「被害を受けた部分の価額」は、物理的な損失に係る原状回復費用の見積額(保険金、損害賠償金等により補填された金額を除きます。)の100分の80に相当する金額(①の「財産の価額」を限度とします。)をもって、土地等の「被害を受けた部分の価額」として差し支えありません。

2 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注) 左の(C)及び(D)の	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円	円	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
② 被害を受けた部分の価額	10(A)	10(B)		
③ 被害割合(②÷①)	(C)	(D)	適用有り	適用無し

(注) 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第6条の適用がありますので、「1の⑨ 差引財産の価額」を相続税の申告書第11表又は贈与税の申告書第1表(及び第2表)の「財産の価額」欄に記載します。

※ この計算明細書は、相続税又は贈与税の申告書等に添付してください。

(資 17-22-A 4 統一)

改正前

相続人又は受贈者 氏名

災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書

私は、により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第6条の規定による相続税・贈与税の軽減措置の適用を受けます。

1 被害を受けた部分の価額の計算等
(書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続) (災害減免法第6条)」に記載してください。)

項目		1	2	3	4	計
被害を受けた財産 (注1)	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種類					
	細目					
① 相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
② 被害があったときの時価		()	()	()	()	
③ ②を基とした被害額(注4)						
④ 保険金等で補てんされた金額						
⑤ 差引被害額(③-④)						
⑥ 被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	円(A) 円
⑦ 被害を受けた部分の価額(①×⑥)		円	円	円	円	
⑧ 被害の状況(被害の程度)						
⑨ 差引財産の価額(①-⑦)						(B) (A)のうち動産等

- (注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
- 2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
- 3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
- 4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

2 適用要件の判定

項目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判定(注) 左の(C)及び(D)の	
① 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円	円	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
② 被害を受けた部分の価額	10(A)	10(B)		
③ 被害割合(②÷①)	(C)	(D)	適用有り	適用無し

(注) 「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第6条の適用がありますので、「1の⑨ 差引財産の価額」を相続税の申告書第11表又は贈与税の申告書第1表(及び第2表)の「財産の価額」欄に記載します。

※ この計算明細書は、相続税又は贈与税の申告書等に添付してください。

(資 17-22-A 4 統一)

改 正 後

被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第6条)

1 被害を受けた部分の価額の計算等

項目		番 号					
被害を受けた財産 (注1)	所在地						
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他		
	種 類						
	細 目						
①	相続・受贈時の財産の価額(注3)	円	円	円	円		
②	被害があったときの時価 ※	()	()	()	()	※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。	
③	②を基とした被害額(注4)						
④	保険金等で補てんされた金額						
⑤	差 引 被 害 額 (③－④)						
⑥	被害を受けた財産の被害割合	%	%	%	%		
⑦	被害を受けた部分の価額 (①×⑥) (注5)	円	円	円	円		
⑧	被害の状況 (被害の程度)						
⑨	差引財産の価額 (①－⑦)						

- (注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
- 2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
- 3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
- 4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。
- 5 ⑦の「被害を受けた部分の価額」は、物理的な損失に係る原状回復費用の見積額(保険金、損害賠償金等により補填された金額を除きます。)の100分の80に相当する金額(①の「財産の価額」を限度とします。)をもって、土地等の「被害を受けた部分の価額」として差し支えありません。

(資 17-23-A 4 統一)

改 正 前

被害を受けた部分の価額の計算等(続)(災害減免法第6条)

1 被害を受けた部分の価額の計算等

項目		番 号					
被害を受けた財産 (注1)	所在地						
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他		
	種 類						
	細 目						
①	相続・受贈時の財産の価額(注3)	円	円	円	円		
②	被害があったときの時価 ※	()	()	()	()	※ かつこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。	
③	②を基とした被害額(注4)						
④	保険金等で補てんされた金額						
⑤	差 引 被 害 額 (③－④)						
⑥	被害を受けた財産の被害割合	%	%	%	%		
⑦	被害を受けた部分の価額 (①×⑥)	円	円	円	円		
⑧	被害の状況 (被害の程度)						
⑨	差引財産の価額 (①－⑦)						

- (注) 1 被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
- 2 「動産等」とは、動産(金銭及び有価証券を除きます。)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除きます。)及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
- 3 ①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」(相続税の評価額)となります。なお、租税特別措置法第69条の4《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
- 4 ③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少(地価の下落等)は含まれません。

(資 17-23-A 4 統一)

改 正 後

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る
土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書

税務署 受付印		令和____年____月____日提出	
____税務署長		〒 住所(居所) _____	
氏名 _____		生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
(電話番号 _____)		(_____)	
私は、次のとおり、____年____月____日に発生した____により被害を受けた土地又は建物について、租税特別措置法第70条の3の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の5の3第5項の規定により、承認申請します。			
1 特定贈与者に関する事項			
住所又は居所			
フリガナ			
氏 名			
2 被害を受けた土地又は建物に関する事項 ^(注1)			
財産の 種 類	土地 ・ 建物 ※該当する方を○で囲んでください。	所在地及び地番 又は家屋番号	
		不動産番号 ^(注2)	
地 目		面積(床面積)	m ²
贈与税の申告状況等 ^(注3)	(取得した年分)	年分	(申告した税務署名) 署
3 被災価額及び被災割合の計算等			
① 土地又は建物の贈与の時ににおける価額 ^(注4)		円	
想定 価額 の 計算 (建物 の場合)	④ 建物の想定 使用可能期間	(贈与時の建物の構造) ※裏面《参考》参照	年
	⑤ 新築日から贈与 日までの年数	(新築日) _____ (贈与日) _____ ____年 ____ 月 ____ 日 から ____年 ____ 月 ____ 日 … ____年 ^(注5)	年
	⑥ 贈与日における 未経過年数	[A 贈与日において想定使用可能期間の年数の全部を経過している建物] (A≤Bの場合) (Aの年数) _____ 年 × 20/100 ^(注5)	年
	⑦ 贈与日における 未経過年数	[B A以外の建物] (A>Bの場合) (Aの年数) _____ (Bの年数) _____ (_____ 年 - _____ 年) + _____ 年 × 20/100 ^(注5)	年
	⑧ 贈与日から災害 発生日までの年数	(贈与日) _____ (災害発生日) _____ ____年 ____ 月 ____ 日 から ____年 ____ 月 ____ 日 … ____年 ^(注5) (Cの年数が上座)	年
⑨ 災害発生日に おける未経過年数	(Cの年数) _____ (Dの年数) _____ ____年 - _____ 年	年	(Eの年数が上座)
② 想定価額 ^{(注)等となる場合には、この特例の適用はありません。}	(Dの年数) _____ (Eの年数) _____ × _____ 年 _____ 円 × _____ 年 _____ 円	円	
③ 被害を受けた部分の価額		円	
④ 保険金等により補填される金額 ※金額が確定していない場合には、見積額を記載します。		円	
⑤ 被災価額 ((③ - ④) × 持分割合 (_____ 分の _____) ^(注6))		円	
⑥ 「土地の①の価額」又は「建物の②の想定価額」と⑤のいずれか少ない金額		円	
⑦ 被災割合 $\left(\frac{\text{⑥}}{\text{(①又は②)} \times 100} \right) \times 100$ ※土地の場合は①、建物の場合は②により計算します。 ^{(注)100%未満の場合には、この特例の適用はありません。}		%	
※ (注1) から (注6) までについては、裏面をご覧ください。			
関与税理士		電話番号	

通信日付印の年月日	(確 認)	届出番号	入 力
____年 ____ 月 ____ 日			

(資17-25-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る
土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書

税務署 受付印		令和____年____月____日提出	
____税務署長		〒 住所(居所) _____	
氏名 _____		生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
(電話番号 _____)		(_____)	
私は、次のとおり、____年____月____日に発生した____により被害を受けた土地又は建物について、租税特別措置法第70条の3の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第40条の5の3第5項の規定により、承認申請します。			
1 特定贈与者に関する事項			
住所又は居所			
フリガナ			
氏 名			
2 被害を受けた土地又は建物に関する事項 ^(注1)			
財産の 種 類	土地 ・ 建物 ※該当する方を○で囲んでください。	所在地及び地番 又は家屋番号	
		不動産番号 ^(注2)	
地 目		面積(床面積)	m ²
贈与税の申告状況等 ^(注3)	(取得した年分)	年分	(申告した税務署名) 署
3 被災価額及び被災割合の計算等			
① 土地又は建物の贈与の時ににおける価額 ^(注4)		円	
想定 価額 の 計算 (建物 の場合)	④ 建物の想定 使用可能期間	(贈与時の建物の構造) ※裏面《参考》参照	年
	⑤ 新築日から贈与 日までの年数	(新築日) _____ (贈与日) _____ ____年 ____ 月 ____ 日 から ____年 ____ 月 ____ 日 … ____年 ^(注5)	年
	⑥ 贈与日における 未経過年数	[A 贈与日において想定使用可能期間の年数の全部を経過している建物] (A≤Bの場合) (Aの年数) _____ 年 × 20/100 ^(注5)	年
	⑦ 贈与日における 未経過年数	[B A以外の建物] (A>Bの場合) (Aの年数) _____ (Bの年数) _____ (_____ 年 - _____ 年) + _____ 年 × 20/100 ^(注5)	年
	⑧ 贈与日から災害 発生日までの年数	(贈与日) _____ (災害発生日) _____ ____年 ____ 月 ____ 日 から ____年 ____ 月 ____ 日 … ____年 ^(注5) (Cの年数が上座)	年
⑨ 災害発生日に おける未経過年数	(Cの年数) _____ (Dの年数) _____ ____年 - _____ 年	年	(Eの年数が上座)
② 想定価額 ^{(注)等となる場合には、この特例の適用はありません。}	(Dの年数) _____ (Eの年数) _____ × _____ 年 _____ 円 × _____ 年 _____ 円	円	
③ 被害を受けた部分の価額		円	
④ 保険金等により補填される金額 ※金額が確定していない場合には、見積額を記載します。		円	
⑤ 被災価額 ((③ - ④) × 持分割合 (_____ 分の _____) ^(注6))		円	
⑥ 「土地の①の価額」又は「建物の②の想定価額」と⑤のいずれか少ない金額		円	
⑦ 被災割合 $\left(\frac{\text{⑥}}{\text{(①又は②)} \times 100} \right) \times 100$ ※土地の場合は①、建物の場合は②により計算します。 ^{(注)100%未満の場合には、この特例の適用はありません。}		%	
※ (注1) から (注6) までについては、裏面をご覧ください。			
関与税理士		電話番号	

通信日付印の年月日	(確 認)	届出番号	入 力
____年 ____ 月 ____ 日			

(資17-25-A 4 統一) (令5.12)

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

改 正 後

（裏）
《 記載要領等 》

この申請書は、特定贈与者から相続時精算課税に係る贈与により土地又は建物を取得した人（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間にその土地又は建物が災害により被害を受けた場合において、その相続税の課税価格に加算されるその土地又は建物の価額について、租税特別措置法第70条の3の3第1項の規定を適用することにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請を行う場合には、災害が発生した日から3年を経過する日までに、この申請書に下記2の添付書類を添付して提出する必要があります。ただし、同日までに土地又は建物の贈与を受けた相続時精算課税適用者が死亡した場合には、同日と、相続時精算課税適用者の相続人（租税特別措置法施行令第40条の5の3第5項に規定する相続人をいい、包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。以下同じです。）が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月を経過する日とのいずれか遅い日までに、この申請書を提出する必要があります。この場合は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）」も併せて提出することになります。

また、この承認を受ける土地又は建物が複数ある場合には、その土地又は建物ごとに作成してください。

1 記載要領

- (1) 本文の「 年 月 日」欄には、この申請を行う災害が発生した日と災害の内容を記載します。
- (2) 「1 特定贈与者に関する事項」及び「2 被害を受けた土地又は建物に関する事項」この申請に係る土地又は建物に関する事項について記載します。
- (注1) 地目及び面積（床面積）については、贈与の時における現況を記載します。
- (注2) この申請に係る土地又は建物に係る不動産番号を記入することにより、その土地又は建物に係る登記事項証明書の添付を省略することができます。
- (注3) 贈与税の申告状況等の「申告した税務署名」については、相続税法第28条第4項の規定により、この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告書を提出していない場合には、記載は不要です。
- (3) 「3 被災価額及び被災割合の計算等」この申請に係る土地又は建物の被災価額及び被災割合の計算等の明細について記載します。
- (注4) この申請に係る土地又は建物の贈与の時のにおける価額については、災害発生日において所有していない部分に相当する価額は含まれません。
- (注5) これらの年数が、1年未満である場合又は1年未満の端数がある場合には、その年数又は端数は切り捨てます。
- (注6) この申請に係る土地又は建物について、災害発生日における持分割合を記載します。

《参考》想定使用可能期間の年数（建物の構造別の耐用年数）

構 造	年 数		構 造	年 数
木造・合成樹脂造	24年	金 属 造	骨格材の肉厚が4mmを超えるもの	38年
木骨モルタル造	22年		骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの	30年
(鉄骨) 鉄筋コンクリート造	50年		骨格材の肉厚が3mm以下のもの	22年
れんが造・石造・ブロック造	41年			

2 添付書類

- 土地又は建物の登記事項証明書^{※1}その他の書類で相続時精算課税適用者^{※2}がその土地又は建物を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたこと及びその建物の新築をした年月日を明らかにするもの
- ※1 この申請書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。
- ※2 災害が発生した日前に相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その相続時精算課税適用者の相続人を含みます。
- 土地又は建物が災害により被害を受けたこと及びその災害が発生した日を明らかにする書類（市町村長又は特別区の区長の証明書（り災証明書）等）
 - 土地の原状回復に要する費用に係る見積書の写し又は建物の修繕に要する費用に係る見積書の写しその他の書類でその土地又は建物に係る被害を受けた部分の価額を明らかにするもの
 - 保険金の支払通知書の写しその他の書類で保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額などを明らかにするもの
 - その他参考となるべき書類

3 その他

- (1) この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告において、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第4条又は第6条第2項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、この申請書を提出することはできません。
- (2) この申請書に係る承認を受けた後に、被害を受けた土地又は建物に対する保険金、損害賠償金その他これらに類するものの支払いを受けた場合など、被災価額に異動が生ずべき事由が発生した場合には、遅滞なく、「被災価額の異動届出書」に異動を生ずる事由を明らかにする書類を添付して提出する必要があります。
- (注) 被災価額に異動があった場合において、異動後の被災価額に基づき被災割合を計算した結果、被災割合が10%未満となるときには、この特例の適用はありません。

改 正 前

（裏）
《 記載要領等 》

この申請書は、特定贈与者から相続時精算課税に係る贈与により土地又は建物を取得した人（以下「相続時精算課税適用者」といいます。）が、贈与の日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間にその土地又は建物が災害により被害を受けた場合において、その相続税の課税価格に加算されるその土地又は建物の価額について、租税特別措置法第70条の3の3第1項の規定を適用することにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この申請を行う場合には、災害が発生した日から3年を経過する日までに、この申請書に下記2の添付書類を添付して提出する必要があります。ただし、同日までに土地又は建物の贈与を受けた相続時精算課税適用者が死亡した場合には、同日と、相続時精算課税適用者の相続人（租税特別措置法施行令第40条の5の3第5項に規定する相続人をいい、包括受遺者を含みます。以下同じです。）が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月を経過する日とのいずれか遅い日までに、相続人全員が連名でこの申請書を提出する必要があります。この場合は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）」も併せて提出することになります。

また、この承認を受ける土地又は建物が複数ある場合には、その土地又は建物ごとに作成してください。

1 記載要領

- (1) 本文の「 年 月 日」欄には、この申請を行う災害が発生した日と災害の内容を記載します。
- (2) 「1 特定贈与者に関する事項」及び「2 被害を受けた土地又は建物に関する事項」この申請に係る土地又は建物に関する事項について記載します。
- (注1) 地目及び面積（床面積）については、贈与の時における現況を記載します。
- (注2) この申請に係る土地又は建物に係る不動産番号を記入することにより、その土地又は建物に係る登記事項証明書の添付を省略することができます。
- (注3) 贈与税の申告状況等の「申告した税務署名」については、相続税法第28条第4項の規定により、この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告書を提出していない場合には、記載は不要です。
- (3) 「3 被災価額及び被災割合の計算等」この申請に係る土地又は建物の被災価額及び被災割合の計算等の明細について記載します。
- (注4) この申請に係る土地又は建物の贈与の時のにおける価額については、災害発生日において所有していない部分に相当する価額は含まれません。
- (注5) これらの年数が、1年未満である場合又は1年未満の端数がある場合には、その年数又は端数は切り捨てます。
- (注6) この申請に係る土地又は建物について、災害発生日における持分割合を記載します。

《参考》想定使用可能期間の年数（建物の構造別の耐用年数）

構 造	年 数	構 造	年 数	
木造・合成樹脂造	24年	金属造	骨格材の肉厚が4mmを超えるもの	38年
木骨モルタル造	22年		骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの	30年
（鉄骨）鉄筋コンクリート造	50年		骨格材の肉厚が3mm以下のもの	22年
れんが造・石造・ブロック造	41年			

2 添付書類

- 土地又は建物の登記事項証明書^{※1}その他の書類で相続時精算課税適用者^{※2}がその土地又は建物を贈与の日から災害が発生した日まで引き続き所有していたこと及びその建物の新築をした年月日を明らかにするもの
- ※1 この申請書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。
- ※2 災害が発生した日前に相続時精算課税適用者が死亡した場合には、その相続時精算課税適用者の相続人を含みます。
- 土地又は建物が災害により被害を受けたこと及びその災害が発生した日を明らかにする書類（市町村長又は特別区の区長の証明書（り災証明書）等）
 - 土地の原状回復に要する費用に係る見積書の写し又は建物の修繕に要する費用に係る見積書の写しその他の書類でその土地又は建物に係る被害を受けた部分の価額を明らかにするもの
 - 保険金の支払通知書の写しその他の書類で保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額などを明らかにするもの
 - その他参考となるべき書類

3 その他

- (1) この申請に係る土地又は建物の取得に係る贈与税の申告において、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第4条又は第6条第2項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、この申請書を提出することはできません。
- (2) この申請書に係る承認を受けた後に、被害を受けた土地又は建物に対する保険金、損害賠償金その他これらに類するものの支払いを受けた場合など、被災価額に異動が生ずべき事由が発生した場合には、遅滞なく、「被災価額の異動届出書」に異動を生ずる事由を明らかにする書類を添付して提出する必要があります。
- (注) 被災価額に異動があった場合において、異動後の被災価額に基づき被災割合を計算した結果、被災割合が10%未満となるときには、この特例の適用はありません。

改正後

改正前

(新規)

建物の被害を受けた部分の価額の計算書

所在及び地番又は家屋番号			①
の 災 害 発 生 直 前	建物の構造		②
	建物の床面積	m ²	③
	建物の用途		④
の 業 務 合 用 の 建 物	建物の取得価額	円	⑤
	減価償却費の累計額	円	⑥
	災害が発生する直前の価額（⑤－⑥）	円	⑦
建 物 に 関 する 事 項	A 建物の取得価額	円	⑧
	B Aの建物の取得価額が明らかでない場合 (1㎡当たりの工事費用(※)) (③の床面積) _____円 × _____m ² ※ 国税庁ホームページの「災害に関する相続税及び贈与税の取扱い」に掲載している別表の「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」から該当するものを記載してください。		
	経過年数(新築の日から災害発生日までの年数) (新築の日) (災害発生日) _____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日 … _____年(※) ※ 6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切捨てます。	年	⑨
	償却費相当額 (⑧の取得価額) (償却率(※)) (⑨の経過年数) _____円 × 0.9 × _____ × _____年 ※ 国税庁ホームページの「災害に関する相続税及び贈与税の取扱い」に掲載している別表の「非業務用建物(居住用)の償却率」から該当するものを記載してください。	円	⑩
	※⑩の価額の65％を限度とします。		
	災害が発生する直前の価額（⑧－⑩）	円	⑪
被 害 状 況	被害の区分 ☐ 国税庁ホームページの「災害に関する相続税及び贈与税の取扱い」に掲載している別表の「被害割合表」の「被害区分」から該当するものを記載してください。		⑬
	浸水時間(浸水による被害の場合に、該当する事項に○で囲んでください。)	24時間以上 ・ 24時間未満	⑭
	土砂(海水)の流入(該当するものを○で囲んでください。) ※ 床下、床下を囲いません。	有 ・ 無	⑮
	被害割合 ☐ 別表の「被害割合表」から上記の「被害の区分」等に応じた「建物」の被害割合を記載してください。	%	⑯
被害を受けた部分の価額（（⑦又は⑪）×⑯） ※ 承認申請書の3「被災価額及び被害割合の計算等」の③欄に転記します。		円	⑰
参考事項			

(資17-25-1-A 4 統一) (令6.6)

改 正 後

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る
土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）

相続時精算課税適用者の氏名

1 相続時精算課税適用者の相続開始年月日

令和 年 月 日

2 相続時精算課税適用者の相続人等に関する事項

	1	2
住 所 又は 居 所	〒 電話(- -)	〒 電話(- -)
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
相続時精算 課税適用者 との続柄		

	3	4
住 所 又は 居 所	〒 電話(- -)	〒 電話(- -)
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
相続時精算 課税適用者 との続柄		

(注) 相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署してください。

3 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名

4 添付書類（次の書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）

- ☐ 上記2に記入した者の戸籍謄本又は抄本その他の書類で、相続時精算課税適用者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

(注) この付表は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」と一緒に提出してください。

(資17-26-A 4 統一) (令6.6)

改 正 前

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る
土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）

相続時精算課税適用者の氏名

1 相続時精算課税適用者の相続開始年月日

令和 年 月 日

2 相続時精算課税適用者の相続人等に関する事項

	1	2
住 所 又は 居 所	〒 画(- -)	〒 画(- -)
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
相続時精算 課税適用者 との続柄		

	3	4
住 所 又は 居 所	〒 画(- -)	〒 画(- -)
フリガナ		
氏 名		
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日
相続時精算 課税適用者 との続柄		

(注) 相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含みます。）に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要はありません。
また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

3 相続人等の代表者の指定

代表者の氏名

4 添付書類（書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。）
次の書類が必要となります。

- ☐ 上記2に記入した者の戸籍謄本又は抄本その他の書類で、相続時精算課税適用者の全ての相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）を明らかにする書類（贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。）

(注) この付表は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」と一緒に提出してください。

(資17-26-A 4 統一) (令5.12)

改 正 後

(裏)
《 記 載 要 領 等 》

この付表は、相続時精算課税適用者が「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」（以下「承認申請書」といいます。）を提出する前に死亡している場合において、相続時精算課税適用者の相続人（租税特別措置法施行令第40条の5の3第5項に規定する相続人をいい、包括受贈者を含み、特定贈与者を除きます。）が、その相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与を受けた財産について租税特別措置法第70条の3の3第1項の規定の適用をすることにつき所轄税務署長の承認を受けるために使用してください。

なお、この付表は、「承認申請書」に添付して提出してください（提出期限までに提出しなかった場合には、この特例の適用に係る所轄税務署長の承認は受けられません）。

1 記載要領

- (1) 「1 相続時精算課税適用者の相続開始年月日」には、相続時精算課税適用者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- (2) 「2 相続時精算課税適用者の相続人等に関する事項」には、相続時精算課税適用者の相続人全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び相続時精算課税適用者との続柄を記入してください。
- (3) 「3 相続人等の代表者の指定」は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書」又は「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する却下通知書」を受領する代表者の氏名を記入してください。
- (4) 「4 添付書類」には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

2 提出期限

この付表を次のいずれか遅い日までに承認申請書に添付して提出しなければなりません。

- ① 災害が発生した日から3年を経過する日
- ② 相続時精算課税適用者の相続人が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月を経過する日

改 正 前

(裏)
《 記 載 要 領 等 》

この付表は、相続時精算課税適用者が「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書」（以下「承認申請書」といいます。）を提出する前に死亡している場合において、相続時精算課税適用者の相続人（租税特別措置法施行令第40条の5の3第5項に規定する相続人をいい、包括受贈者を含みます。）が、その相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与を受けた財産について租税特別措置法第70条の3の3第1項の規定の適用をすることにつき所轄税務署長の承認を受けるために使用してください。

なお、この付表は、「承認申請書」に添付して提出してください（提出期限までに提出しなかった場合には、この特例の適用に係る所轄税務署長の承認は受けられません）。

1 記載要領

- (1) 「1 相続時精算課税適用者の相続開始年月日」には、相続時精算課税適用者の相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- (2) 「2 相続時精算課税適用者の相続人等に関する事項」には、相続時精算課税適用者の相続人全員の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び相続時精算課税適用者との続柄を記入してください。
- (3) 「3 相続人等の代表者の指定」は、「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する承認通知書」又は「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する却下通知書」を受領する代表者の氏名を記入してください。
- (4) 「4 添付書類」には、添付している書類の口に✓印を記入してください。

2 提出期限

この付表を次のいずれか遅い日までに承認申請書に添付して提出しなければなりません。

- ① 災害が発生した日から3年を経過する日
- ② 相続時精算課税適用者の相続人が相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月を経過する日

改正後

____ 殿

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する通知書付表

【相続時精算課税適用者】

住 所 又 は 居 所	氏 名

【相続時精算課税適用者の相続人等】

「災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請書（付表）」で指定された代表者以外の方を記載しています。

住 所 又 は 居 所	氏 名

改正前

____ 殿

災害により被害を受けた場合の相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例に関する承認申請に対する通知書付表

【相続時精算課税適用者】

住 所 又 は 居 所	氏 名

【相続時精算課税適用者の相続人等】

相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継した方が2名以上いる場合において、本通知書のあて名以外の方を記載しています。

住 所 又 は 居 所	氏 名